やまと自殺総合対策計画

～ひとりにさせない　いのちに寄り添い　いのちを育むやまと～

２０１９年度～２０２３年度

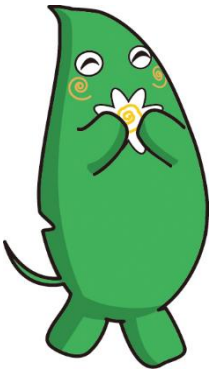

大和市イベントキャラクターヤマトン

２０１９年（平成３１年）３月

大和市

我が国の自殺者数は、平成 10 年に 3 万人を超え、それ以後、高い水準で推移してきました。このような状況のもと、平成 18 年に、自殺防止と自死遺族等への支援の充実を図るため、「自殺対策基本法」が制定され、平成 19 年には、国が推進すべき自殺対策の基本的、総合的な大綱として、「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて自殺対策に取り組んできました。

本市においては、県内でも自殺者数が多かったことから、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間、県から都市部自殺対策推進モデル事業の指定を受け、自殺対策に積極的に取り組んできました。また、「やまと自殺総合対策計画」を策定し、ひとりでも尊い市民のいのちを守るよう、“守ろういのち　あたたか大和”のスローガンのもと、継続して自殺対策に取り組んできました。

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、平成 29 年 7 月に自殺総合対策大綱の見直しがなされたことにより、県において、平成 30 年 3 月に「かながわ自殺対策計画」が策定されました。これらのことから、本市におきましても、これまでの計画を見直して、新たに「やまと自殺総合対策計画」を改定いたしました。

新たな計画では、自殺総合対策大綱の趣旨である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、自殺のリスクを低下させるため、生きることの阻害要因を減らすとともに促進要因を増やし、孤立させず、生きる力を引き出す地域づくりができるよう、自殺対策に取り組んでまいります。

平成 31 年 3 月

大和市長　大木　哲

目次

第１章　計画改定の趣旨等 …… 1
　１．計画改定の趣旨等 …… 1
　２．計画の位置づけ …… 3
　３．計画の期間 …… 3
　４．計画の数値目標 …… 3

第２章　本市をとりまく自殺の現状 …… 4
　１．全体的な自殺の傾向 …… 5
　２．本市の自殺の特徴 …… 8

第３章　これまでの取組 …… 12
　１．これまでの取組 …… 12
　２．成果と課題 …… 17

第４章　市民意識調査 …… 18
　１．調査の概要 …… 18
　２．回答者の属性 …… 19
　３．調査結果のまとめ …… 24

第５章　今後の取組方針 …… 40
　１．取組方針 …… 40
　２．施策体系 …… 41
　　（１）基本施策 …… 50
　　１－１　地域におけるネットワークの強化 …… 50
　　１－２　自殺対策を支える人材の育成 …… 51
　　１－３　住民への啓発と周知 …… 53
　　１－４　生きることの促進要因への支援 …… 54
　　１－５　児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育 …… 56
　　（２）重点施策 …… 60
　　２－１　高齢者対策 …… 60
　　２－２　生活困窮者対策 …… 63
　　２－３　こども・若者対策 …… 66

第６章　計画の推進及び管理等 …… 69

資料編 …… 71
　１．やまと自殺総合対策計画 …… 71
　２．大和市自殺対策庁内連絡会設置要領 …… 83
　３．市民意識調査 …… 85

第１章　計画改定の趣旨等

１．計画改定の趣旨等

（１）国の動向

- 我が国の自殺者数は、平成 10 年に３万人を超え、それ以後、高い水準で推移してきました。
- このような状況のもと、平成 18 年に、自殺防止と自死遺族等への支援の充実を図るため、「自殺対策基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成 19 年には、国が推進すべき自殺対策の基本的、総合的な大綱として、「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」が策定され、国を挙げて自殺対策に取り組んできました。
- こうした取組みにより、全国の自殺者数（厚生労働省による人口動態統計）は平成 22 年には３万人を切り、平成 29 年の自殺者数は 20,465 人と８年連続で減少傾向となりましたが、国際的に自殺死亡率※1を見ると、図１－１で示すように、主要国の中でロシアに次いで２位であり、依然として高い状況が続いています。
- そこで、国は、より一層自殺対策を効果的に進めるため、平成 28 年４月の基本法の改正では、都道府県及び市町村に計画の策定を義務づけ、また、平成 29 年７月の大綱の改正では、地域レベルの実践的な取組みの支援の強化や、こども・若者、勤務問題に対する自殺対策のさらなる推進を新たに加えました。

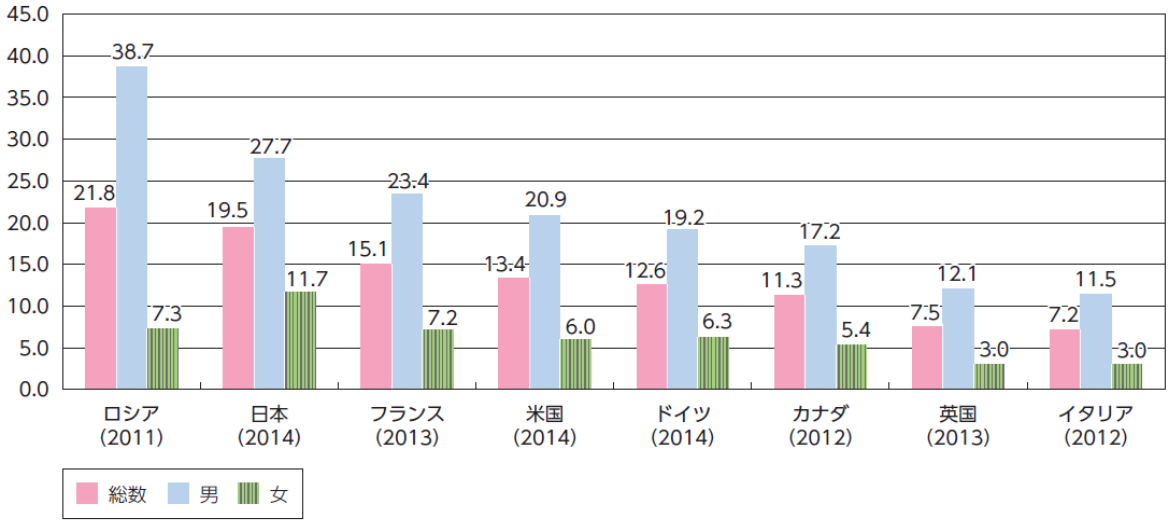

資料：世界保健機関「WHO死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図１－１　主要国の自殺死亡率（平成 29 年版自殺対策白書より引用）

※1 自殺死亡率：人口 10 万人あたりの自殺者数。

（2）県の動向

- 県では、平成 18 年度に自殺対策に係る庁内会議を設置し、平成 19 年度に、弁護士会、医師会、自死遺族の会等の様々な分野の関係機関・団体により構成される「かながわ自殺対策会議」を政令指定都市と共同で設置しました。
- また、平成 23 年 3 月には、「かながわ自殺総合対策指針」を策定し、地域の多様な機関・団体等との連携・協力を確保しつつ、県民一人ひとりが主体となって取り組めるよう働きかけ、県全体で自殺対策に取り組んできました。
- こうした取組み状況や、平成 28 年の基本法の改正や平成 29 年の大綱の改正の趣旨を踏まえ、ここまで進めてきた「かながわ自殺総合対策指針」をより充実させ、平成 30 年 3 月に「かながわ自殺対策計画」を策定しました。

（3）本市の動向

- 本市では、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間、県と連携し、「都市部自殺対策推進モデル事業」として、県内でいち早く、自殺対策フォーラムの開催やこころサポーター（ゲートキーパー）※2の養成、普及啓発等を行ってきました。
- また、平成 20 年 7 月には「やまと自殺総合対策計画」を策定し、モデル事業終了後も同事業で培った知識・経験を活かして、本市独自に各事業を展開し、尊いいのちをひとりでも救うべく、自殺対策に取り組んできました。
- 平成 24 年の大綱の一部改正に伴い、本市においても、過去 5 年間の庁内各部署の取組みや関係機関との連携等の実態を把握し、より効果性の高い施策を継続・充実・強化することをめざして、「やまと自殺総合対策計画」を改定しました。
- これまでの本市の取組み状況や、平成 28 年以降の基本法や大綱の改正、かながわ自殺対策計画の策定を踏まえ、本市においても、さらに実効的な内容とするため、これまでの「やまと自殺総合対策計画」を基本として、内容を見直し計画の改定を行う必要があります。

（4）計画改定の趣旨

- 大綱の趣旨である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死であること」を基本認識として、自殺リスクを低下させ、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やすよう、地域で生きることの包括的な支援を推進することが必要です。
- また、自殺が健康問題や経済問題、家族や学校、職場の人間関係など、様々な要因が複雑に絡んでいることから、関連施策との連携を強化して総合的に取組み、地域住民も参加し、地域共生社会を実現することが自殺対策につながっていくこととされています。
- これまで、本市は「やまと自殺総合対策計画」に基づいて取り組んできましたが、大綱の改正やかながわ自殺対策計画及び地域の実情等を踏まえ、今後も関係機関との連携・強化を図り、総合的に自殺対策を進めていくことを目的に、計画を改定します。

※2 こころサポーター（ゲートキーパー）：こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、必要な支援につなげ、見守る人のことです。本市では神奈川県とともに平成 19 年からこころサポーターという名称を使い取り組んでいましたが、全国で自殺対策が進んだ今は、ゲートキーパーという名称が一般的となっています。

2．計画の位置づけ

- 本計画は、法第 13 条第２項に基づく、「市町村自殺対策計画」に位置づけます。
- また、健康都市やまと総合計画の個別計画とするとともに、大和市地域福祉計画、大和市障がい者福祉計画等関連する他の計画との整合性を図ります。

3．計画の期間

- 本計画期間は、２０１９年度から２０２３年度までの５年間とします。

4．計画の数値目標

- 大綱においては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、数値目標として、2026 年までに自殺死亡率を 2015 年と比べて 30%以上減少（厚生労働省による人口動態統計の自殺死亡率 18.5 から 13.0 以下）を掲げています。
- また、かながわ自殺対策計画においては、自殺死亡率を 2016 年の 14.6 から 5 年間で 15%以上減少させ、2021 年に 12.4 以下にする、としています。
- 本市においても、同比率の減少を目標として、2017 年の自殺死亡率の 14.5 から換算して、2022 年※3に 12.3 以下にします。

2017 年の自殺死亡率　　14.5

⇩

2022 年の自殺死亡率　　12.3　　以下

※3 計画の期間と数値目標の年について：厚生労働省の人口動態統計による年間（1 月～12 月）の死亡数から算出される自殺死亡率については、現時点で、最新の 2017 年の数値を起点として、国、県の数値目標を参考に 5 年間で算出し、2022 年の数値を目標としています。なお、計画の最終年である 2023 年の目標とする自殺死亡率は、11.9 以下となります。

第２章　本市をとりまく自殺の現状

- 自殺に関する統計は、主に、「厚生労働省による人口動態統計（以下「人口動態統計」という。）」と、「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）」の２種類を用いています。
- さらに、自殺総合対策推進センター※4が各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し、性別、年代、職業の有無などの要素ごとに全国の状況と比較するなどして、多角的な視点で地域の自殺の現状の把握に努めました。

人口動態統計

■調査対象

日本における日本人を対象としています。

■調査時点

住所地を基に、死亡時点で計上しています。

■自殺者数の計上方法

自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

自殺統計

■調査対象

総人口（日本における外国人を含む）を対象としています。

■調査時点

発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

■自殺者数の計上方法

捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上しています。

※4 自殺総合対策推進センター：自殺対策に関する情報の収集・発信、調査研究、研修等の機能を担う機関として、平成 18 年 10 月に国立精神・神経センター（現：国立研究開発法人　国立精神・神経医療センター）精神保健研究所に、「自殺予防総合対策センター」が設置され、平成 28 年４月に改正された自殺対策基本法に基づき、国が地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、現在の名称に改組されました。平成 29 年７月に改正された自殺総合対策大綱においても、同センターにおいて、市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元するとしています。

1．全体的な自殺の傾向

（1）自殺者数、自殺死亡率の推移

- 人口動態統計による全国の自殺者数は、平成 10 年に金融機関等の破綻の影響で、急増して以来、14 年間連続で、毎年 3 万人前後で推移していましたが、平成 22 年から減少傾向にあります。

図２－１①　自殺者数の年次推移（全国・県、人口動態統計）

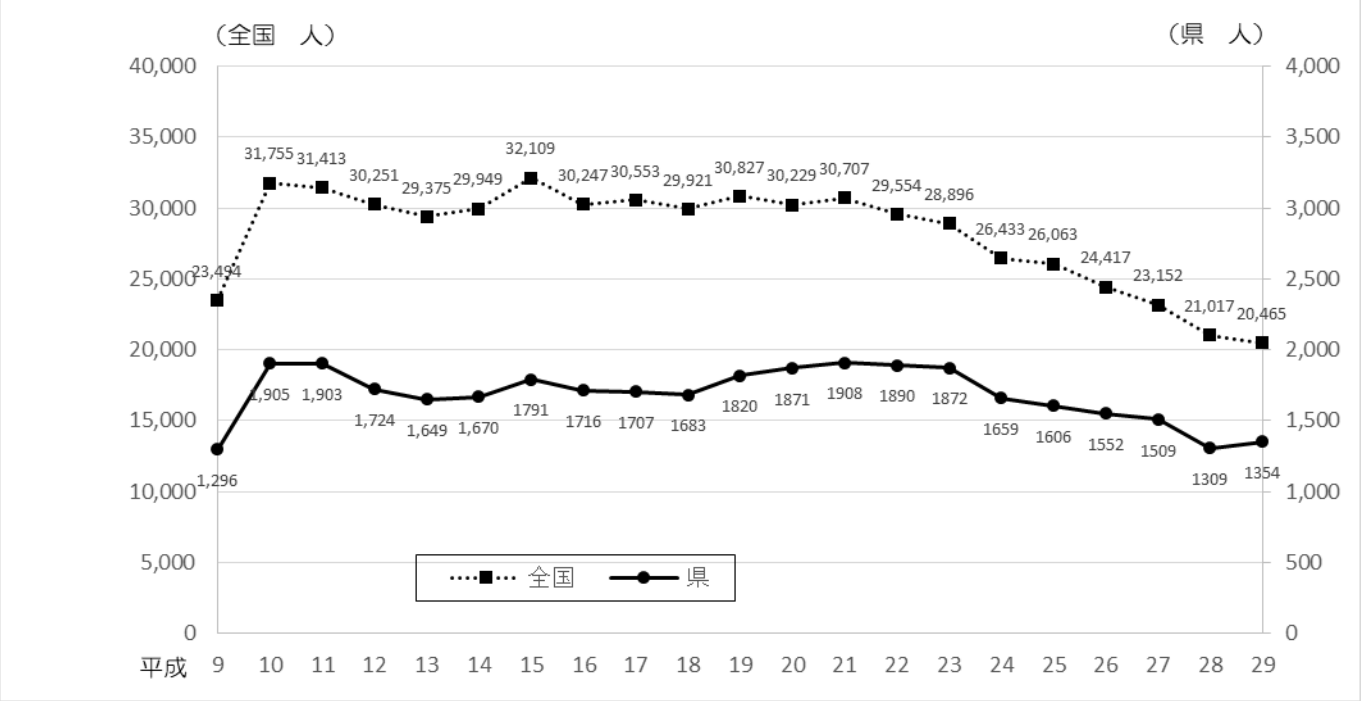

図２－１②　自殺者数の年次推移（全国・県、自殺統計）

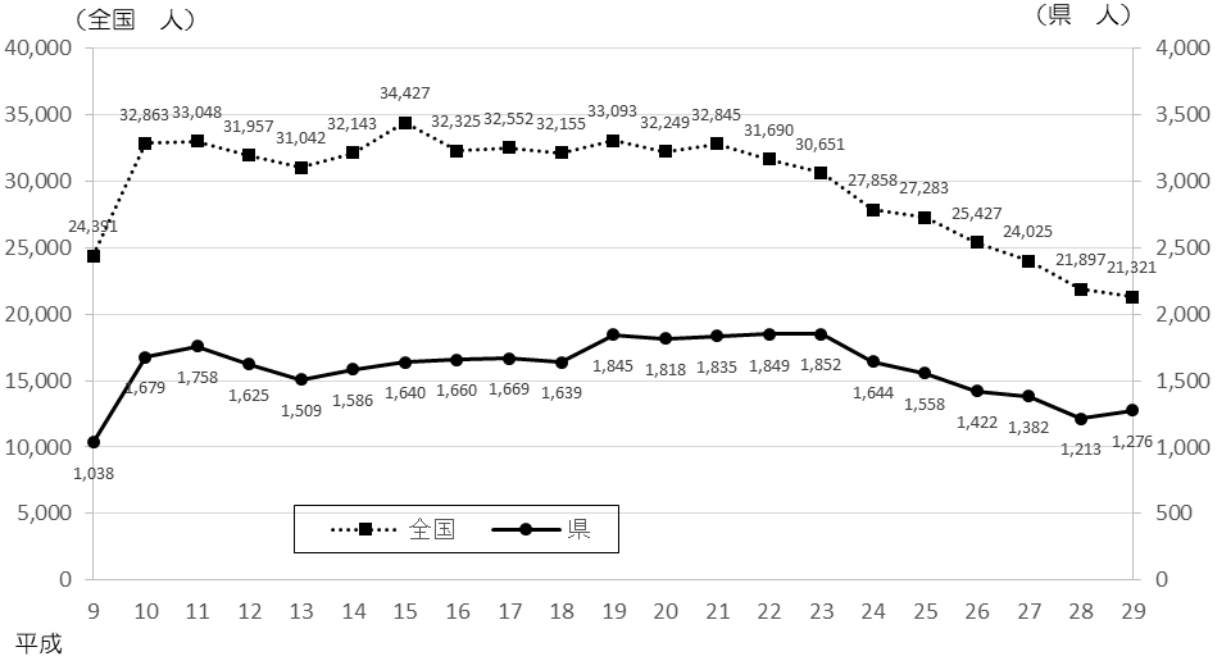

- 本市における自殺者数は、平成９年から平成 29 年まで、34 人から 56 人までの間を推移しています。自殺死亡率は、平成 25 年から平成 29 年までの５年間の平均値をとると、全国は 18.4、県は 16.1 であるのに対し、本市は 16.9 と県下では比較的高い状況にあります。

図２－２　本市の自殺者数と自殺死亡率の年次推移（人口動態統計）

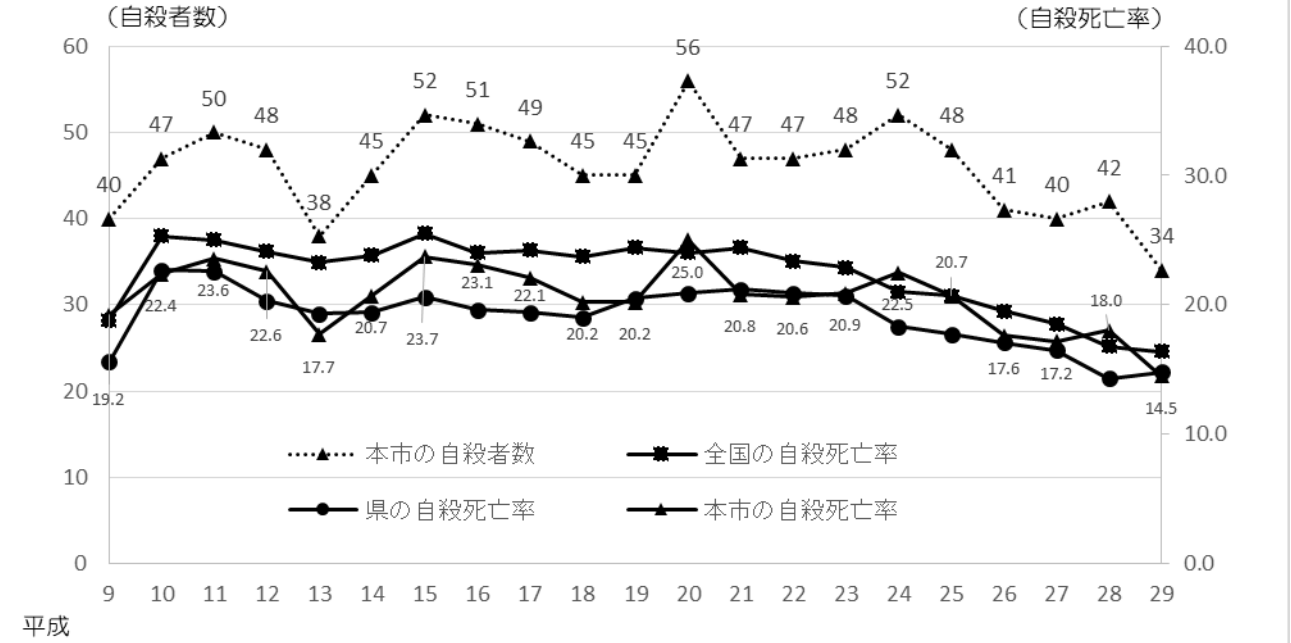

（２）性別、年齢別

- 自殺統計（自殺日・住居地）における平成 25 年から平成 29 年までの合計自殺者数から性別による自殺者の割合を見ると、本市の自殺者数の男女比は、男性が 69.8%、女性が 30.2%であり、全国の割合とほぼ同じ傾向であることが分かります。

図２－３　性別による自殺者の割合

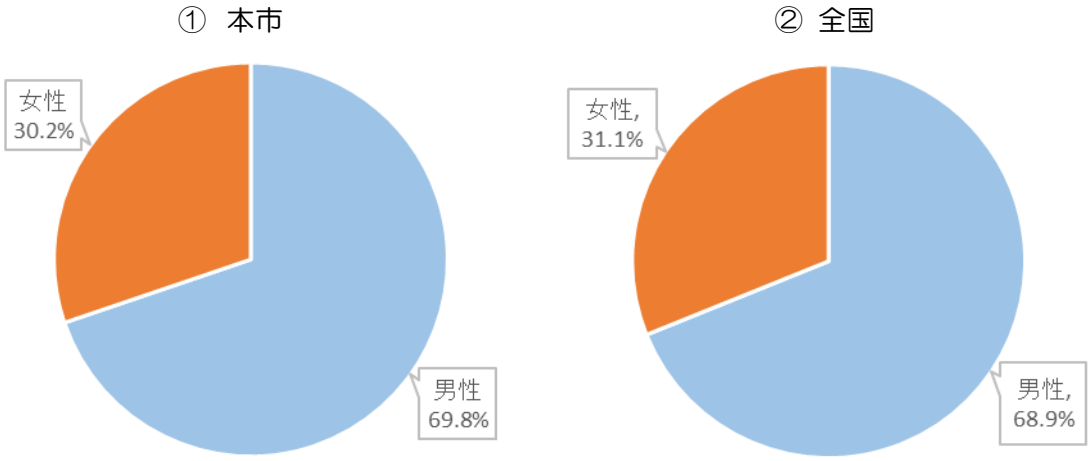

- 自殺統計（自殺日・住居地）における平成 25 年から平成 29 年までの合計自殺者数を、性別・年代別に分けて割合を見ると、全国では男性は 40～60 歳代、女性は 40 歳代以上が多いという概ねの傾向は同じですが、本市では男性は 40 歳代、女性は 30 歳代と 50 歳代が全国の割合と比べて多いのが特徴です。また、同死亡者数を自殺死亡率で見ると、全国と概ねの傾向は同じですが、本市の自殺死亡率は男性では 40 歳代、女性では 50 歳代が全国と比べ高いことが分かります。

図２－４①　性別・年代別による全自殺者に占める割合

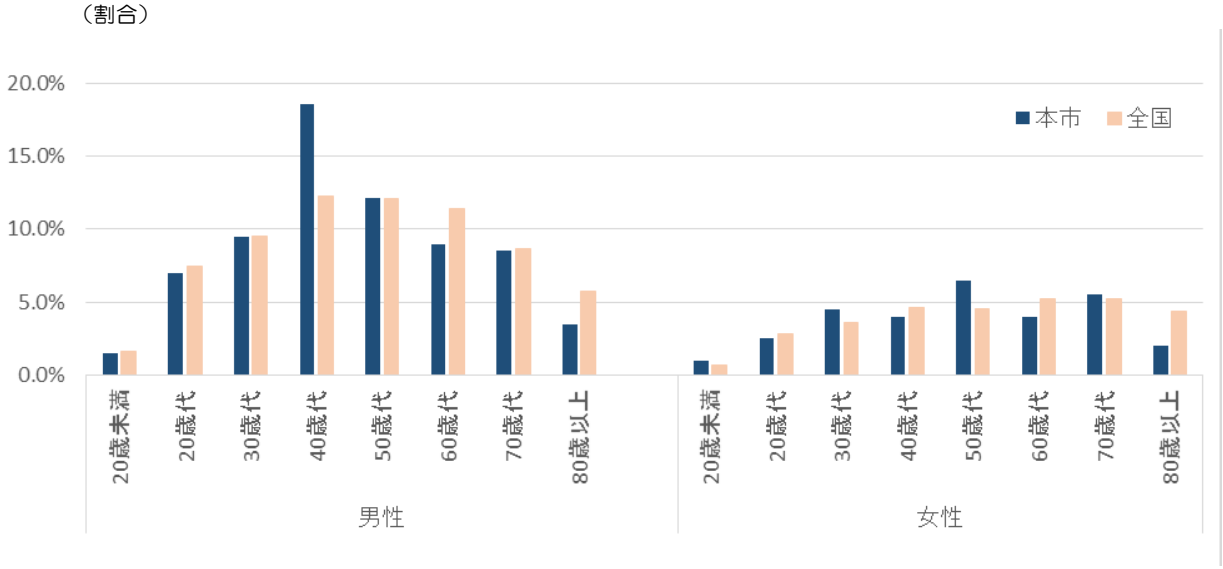

図２－４②　性別・年代別による自殺死亡率

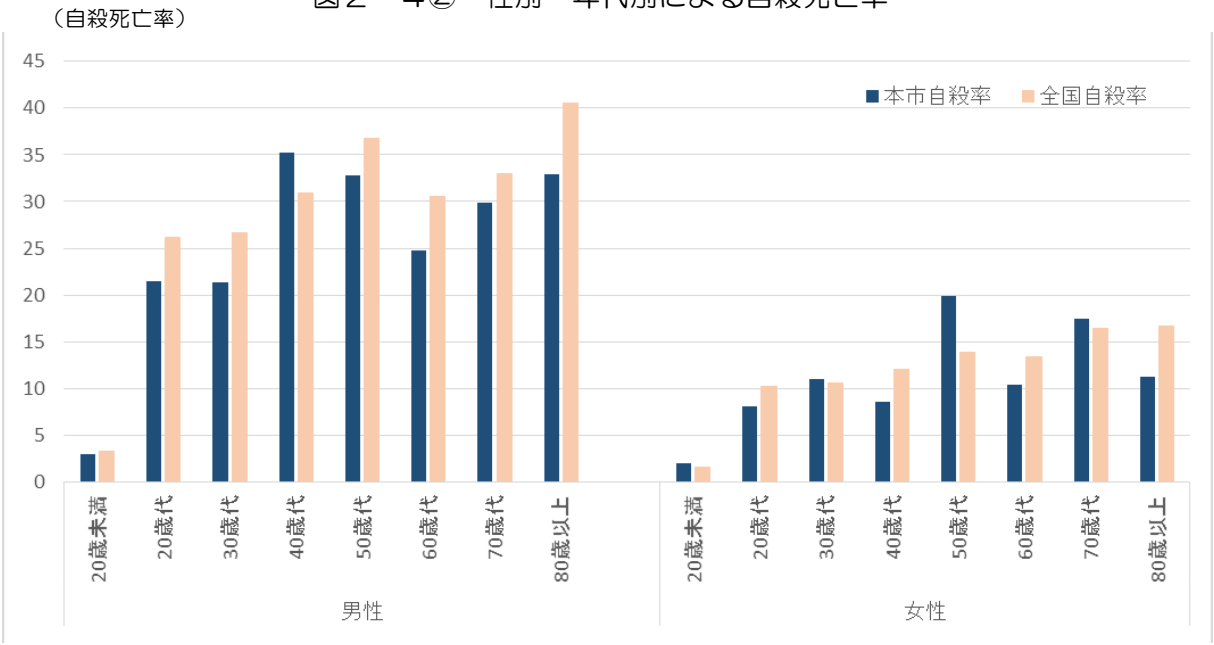

2．本市の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターが各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」から、本市特有の特徴を分析しました。

（1）「高齢者」、「生活困窮者※5」、「勤務・経営」への対策の必要性

- 過去５年の自殺者数の累計を、性別・年代別・職の有無・家族と同居の有無の区分ごとに、自殺者数とその割合を示したものを図２－５に、最も対応すべき上位５区分を表２－１に示します。
- 上位５区分の１位と３位は 60 歳以上の無職で家族との同居有で、家族と同居でも病苦や生活苦、介護の悩みを抱えているおそれがあり、高齢の方への対策が必要であると考えます。
- また、上位５区分の１位、３位、４位が無職者であったことから、生活困窮者への対策も必要であることが分かります。
- ２位と５位は、40～59 歳の有職者であったことから、職場での自殺対策も必要であると考えます。
- 一方で、図２－５において、自殺死亡率、割合ともに本市が全国を上回った区分は、20～39 歳の無職で独居と、女性で 40～59 歳の無職で独居であり、これらのことからも、若者を含む広い世代での就労支援や貧困対策が必要であると考えます。

表２－１　本市の主な自殺の特徴（自殺統計、自殺日・住居地、H25～29 合計）

上位５区分	自殺者数 ５年計	割合	自殺死亡率※6	背景にある主な自殺の危機経路※7
１位:男性 60 歳以上　無職同居	23	11.6%	31.4	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
２位:男性 40～59 歳 有職同居	22	11.1%	17.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
３位:女性 60 歳以上　無職同居	17	8.5%	14.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
４位:男性 40～59 歳 無職同居	13	6.5%	139.7	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
５位:男性 40～59 歳 有職独居	13	6.5%	39.4	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺

※5 生活困窮者：生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第一〇五号）第二条第一項に基づき、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいいます。

※6 自殺死亡率：自殺率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査をもとに、自殺総合対策推進センターにおいて推計しています。

※7 背景にある主な自殺の危機経路：NPO 法人ライフリンクが、あらゆる角度から日本の自殺実態の解明に取り組んだプロジェクトの最終報告書「自殺実態白書 2013」から引用しています。

図２－５①　区分ごとの自殺者数と自殺死亡率（自殺統計、自殺日・住居地、H25～29 合計）

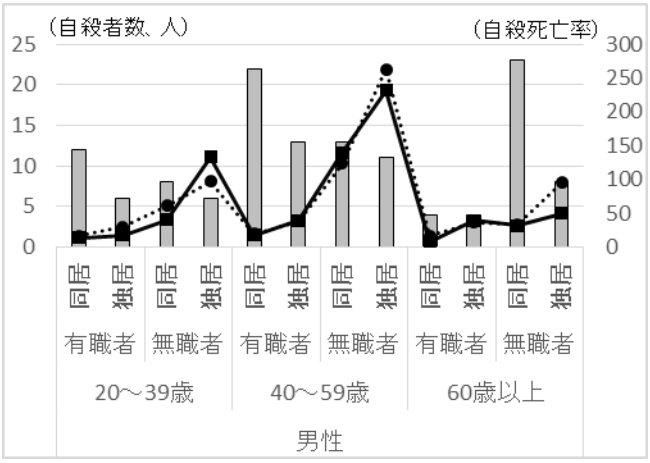

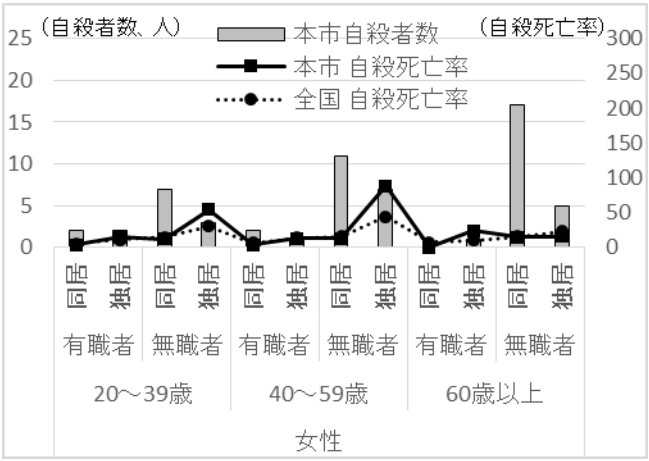

図２－５②　区分ごとの自殺者数の割合（自殺統計、自殺日・住居地、H25～29 合計）

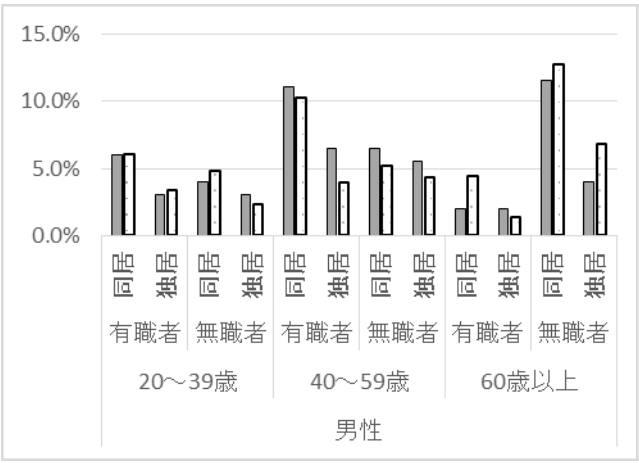

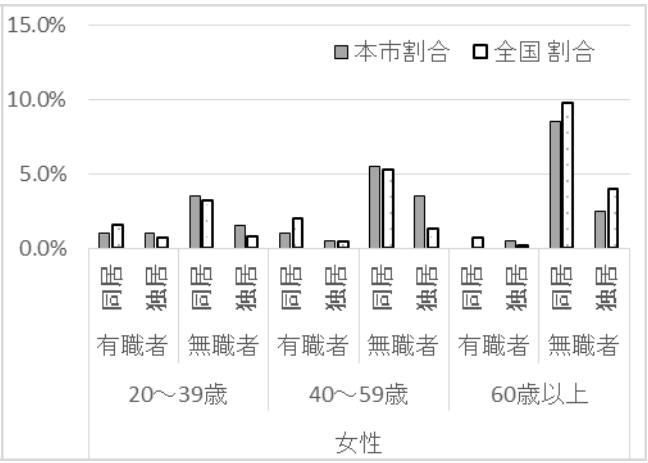

図２－６　背景にある自殺の危機経路（自殺実態白書 2013・NPO 法人ライフリンク）

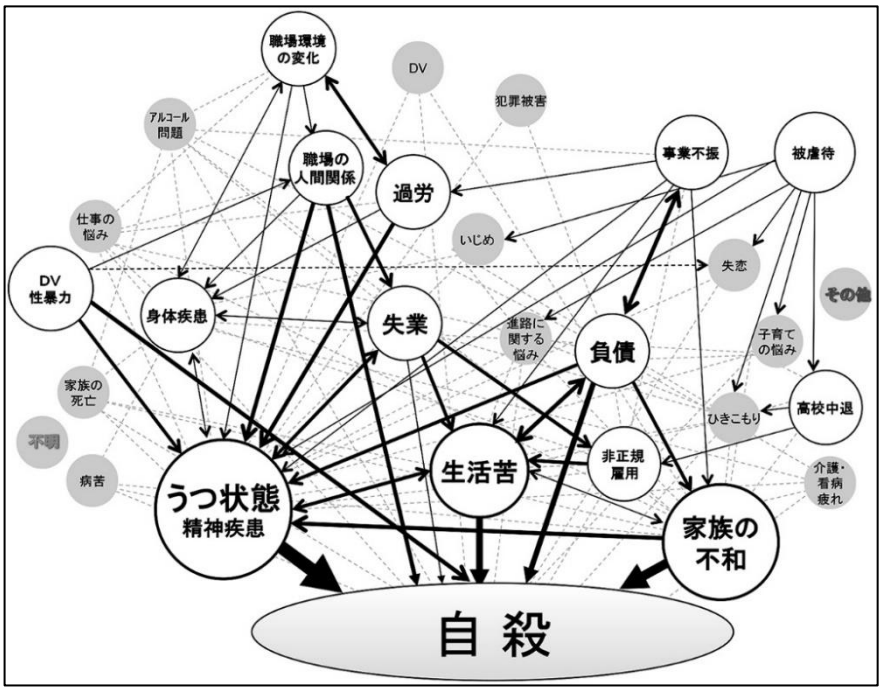

（2）「こども・若者」への対策の必要性

- 「地域自殺実態プロファイル」において、過去５年の自殺者数の累計（自殺統計、自殺日・住居地、H25～29 合計）から年代別に自殺死亡率を見た場合、本市の 20 歳未満の自殺死亡率が、全国市町村の中でも上位 20～40%以内にランクされていることが分かり、自殺者数自体は少ないものの、全国と比較すると 20 歳未満の自殺者数の多いことが分かりました。

表２－２　年齢別の自殺死亡率と全国市町村に対するランク評価

	自殺死亡率	ランク
総数	17.0	－
20 歳未満	2.4	★
20 歳代	16.4	－
30 歳代	19.3	－
40 歳代	23.4	－
50 歳代	26.8	－
60 歳代	21.0	－
70 歳代	22.6	－
80 歳以上	19.5	－

【参考】

ランク	
★★★	上位 10%以内
★★	上位 10～20%
★	上位 20～40%
－	その他
＊＊	評価せず

- 県における年齢別死因順位（県衛生統計年報から引用）を見ると、自殺は全体の死因順位の７位であるのに対し、年齢別にみると 10 歳代から 30 歳代までの死因順位で上位を占めています。以上のことから、自殺者数自体は少ないものの、こども・若者への対策も必要であると考えます。

表２－３　県における年齢別死因順位（平成 28 年）

年齢階級	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 7 位
	死因	死因	死因	死因
平成28年 全体の死因順位	悪性新生物	心疾患[高血圧性を除く]	老　衰	自　殺
10-14歳	悪性新生物	先天奇形、変形及び染色体異常／ 自　殺		
15-19歳	自　殺	不慮の事故	悪性新生物	
20-24歳	自　殺	不慮の事故	悪性新生物	
25-29歳	自　殺	悪性新生物／不慮の事故		
30-34歳	自　殺	悪性新生物	心疾患[高血圧性を除く]	
35-39歳	悪性新生物	自　殺	心疾患[高血圧性を除く]	

（３）その他

・　「地域自殺実態プロファイル」において、過去５年の自殺者数の累計（自殺統計、自殺日・住居地、H25～29 合計）を自殺未遂の有無の割合から見ると、本市は全国と比較して、未遂歴がなかったものの割合が多く、ハイリスク者や何らかのサインを発している人だけでなく、幅広い層への対応が必要です。

表２－４　自殺者における未遂の有無の割合

未遂歴	本市割合	全国割合
あり	16.1%	19.7%
なし	70.9%	61.0%
不詳	13.0%	19.3%
合計	100.0%	100.0%

・　また、同累計を手段別で自殺者数の割合を見ると、全国と比較しても首つりの割合が多いことが分かりました。

表２－５　手段別による自殺者数の割合

手段	本市割合	全国割合
首つり	74.4%	66.2%
服毒	2.5%	2.5%
練炭等	5.5%	7.0%
飛降り	6.0%	9.9%
飛込み	3.0%	2.4%
その他	8.6%	11.9%
不詳	0.0%	0.1%
合計	100.0%	100.0%

第３章　これまでの取組

本市において、今回の計画改定に至るまでは、平成 25 年に改定された「やまと自殺総合対策計画」に基づき、自殺対策を進めてきました。

平成 29 年度の実績及びこれまでの成果により、課題を抽出しました。

１．これまでの取組

これまでの取組みとして、「やまと自殺総合対策計画」（平成 25 年改定）に基づく取組み状況（平成 29 年度）とその評価について、次に示します。

表３－１　やまと自殺総合対策計画の取組状況（平成 29 年度）

評価基準
Ｓ：取組みにより強化・充実した。
Ａ：取組みにより一定の成果をあげた。
Ｂ：取組みにより、あまり十分な成果にはつながらなかった。
Ｃ：取組みにより、ほとんど成果につながらなかった、もしくは、実施できなかった。

取組名	課	平成 29 年度実施状況	評価
重点１　自殺の実態を明らかにする			
実態解明のための調査及び既存資料の活用推進	障がい福祉課	○国による本市の現状把握。H29 年自殺統計（自殺日、住居地）による全国自殺者数 21,127 人。本市の自殺者数 42 人。年代別では 50 代が９人、40 代が９人、70 代が７人、20 代が６人と続く。原因別では、健康が 19 件と最も多く、経済生活９件がつづく。未遂経験では「なし」が 29 人。	Ａ
情報提供体制の充実	障がい福祉課	○自殺対策庁内連絡会１回、相談・支援総合コーディネートチーム２回、事例検討会２回実施。 ○こころサポーターフォローアップ研修等で、本市自殺の状況を情報提供。	Ａ
庁内各部署（相談窓口所管）の実情把握	市民相談課	○自殺念慮にかかわる相談件数：24 件 （うち 19 件は法律専門家に引き継ぐ多重債務相談者）	Ａ
	患者サポートセンター	○電話相談窓口、医療福祉相談、がん相談支援センター等の相談窓口は設置しているため、うつ的症状で受診相談があった場合はリエゾン看護師※8につないでいる。 ○自殺企図したケースは外来入院問わずリエゾン看護師へ相談依頼している。年間 7-8 件程度。	Ａ
	指導室	○自殺念慮にかかわる相談件数：０件	Ａ
	青少年相談室	○自殺念慮にかかわる相談件数：５件 ※自殺念慮についての相談については、特別相談員の指導・助言を受けつつ、学校や関係機関と調整しながら対応する。	Ａ
	すくすく子育て課	○自殺念慮にかかわる相談件数：８ 件(家庭こども相談担当５件＋母子保健担当３件)	Ａ
	健康づくり推進課	○自殺念慮にかかわる相談件数：５件（実人数４人）	Ａ
	介護保険課	○自殺に関する相談：０件	Ａ
	高齢福祉課	○自殺念慮にかかわる相談件数：14 件	Ａ
	障がい福祉課	○自殺念慮にかかわる相談件数：19 件	Ａ
	生活援護課	○ケースワーカー及びスーパーバイザー※9が業務において対象者からの自殺に関する発言があった者の数：８件（実人数８人）	Ａ

※8　リエゾン看護師：リエゾンとは「連携・橋渡し・つなぐ」を意味し、身体医療と精神医療をつなぎ、患者さんへの包括的な医療を目指して、担当各科の医師や看護師と連携する看護師のこと。

※9　ケースワーカー、スーパーバイザー：社会福祉を必要としている人の相談に乗り、生活保護の申請受付などの業務を行う職員。スーパーバイザーはその管理監督を行う職員のこと。

取組名	課	平成２９年度実施状況	評価
重点２（国民・市民）一人ひとりの気づきと見守りを促す			
自殺予防の普及啓発	障がい福祉課	○FM やまと出演　自殺対策の PR ○広報やまと（８月 15 日号）に自殺対策特集記事を掲載 ○やまと自殺対策講演会　９月９日　参加者 67 人 テーマ：「身近な人が死にたいといったらあなたはどうしますか」 講師：東海大学医学部付属病院　精神科医　市村　篤氏 ○成人式におけるメンタルヘルス普及啓発リーフレット配布 ○街頭キャンペーン ①9 月 9 日（世界自殺予防デーに合わせて・県主催） ②3 月 26 日（自殺対策強化月間）	A
児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	指導室	○各校、いのちの授業を行った。道徳の時間の充実に向け、要請のあった学校に指導主事が訪問し、助言を行った。	A
	教育研究所	○人格的資質向上研修講座（人権教育）　７月 26 日　参加者 61 人 テーマ：「こどもの貧困を考える」 講師：首都大学東京　教授　阿部　彩氏	A
公立中学校へのスクールカウンセラーの派遣	青少年相談室	○県からの派遣スクールカウンセラー　９人（各校１人）	A
うつ病に関する普及啓発の実施	障がい福祉課	○こころの健康講座　　２月 14 日　参加者 95 人 （神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター・大和市社会福祉協議会共催） ○FM やまと出演　自殺防止の PR ○各相談窓口等に自殺防止リーフレット設置配布 ○自殺対策強化月間等のポスター掲示	A
ハイリスクである精神疾患を持つ市民やその家族に対する普及啓発	障がい福祉課	○精神障がい者家族教室　３月 10 日　参加者 21 人	A
健康づくりの推進	健康づくり推進課	○健康を増進し発病を予防する対策の推進 ・がん検診受診者数　延　66,475 人 ・女性健診　639 人 ・成人歯科健診受診者　987 人 ・結核健診　579 人 ○壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸を図るための保健サービスの提供 ・高齢者生きがい対応デイサービス(ひまわりサロン)　延　11,148 人 ・家庭訪問による保健指導　延　2,348 人 ・健診時や出張健康相談　延　5,300 人 ・保健師管理栄養士による随時相談　延　4,067 人 ・２４時間健康相談　相談件数　延　62,723 件 入電件数　延　18,068 件 ○生活習慣病予防への健康意識の向上と生活習慣改善に向けた情報提供及び普及啓発 ・特定保健指導　357 人 （実施率 27.6%） ・健康教育　依頼健康教育　講演会等　延　8,684 人 ○地区組織（健康普及員・食生活改善推進員）の育成支援 ・健康普及員育成講座・地区活動支援など　延　7,350 人 ・食生活改善推進員養成講座など　延　271 人	A
	高齢福祉課	○介護予防・生活支援総合事業（通所型サービスＣ） 要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう講習会を開催。 ・運動機能向上講習　170 人 ・口腔ケア講習　53 人 ・心身機能向上講習　155 人	A
	すくすく子育て課	○こども相談：335 件	A

取組名	課	平成２９年度実施状況	評価
重点３ 早期対応の中で中心的役割を果たす人材を養成する			
大和市医師会との協力	障がい福祉課	○大和市医師会へ自殺対策講演会の情報提供を実施	B
地域で相談を担う相談員等への普及啓発等の実施	障がい福祉課	○こころサポーター養成講座　11 月 28 日　参加者 70 人（市民・市職員含む）	B
市職員等の資質向上	障がい福祉課	○新採用職員向けこころサポーター養成講座 10 月 20 日実施　参加者 64 人 ○こころサポーター養成講座 11 月 28 日実施　参加者 40 人（市職員のみ） ○こころサポーターフォローアップ研修 ２月 22 日実施　参加者　８人（市職員のみ）	A
	人財課	○接遇研修３回(新採用職員 69 人、一般職 23 人)実施。接遇及び傾聴の技術を学び、市職員として市民対応における基本的な資質の向上を図っている。 ○メンタルヘルスについて、各種セルフケア研修は 17回 377 人(新採用職員２回 69 人、一般職 11 回 172 人、消防職４回 136 人）ラインケア研修は３回 58 人(新任係長１回 27 人、管理監督者２回 31 人）実施。自らの健康管理を行うとともにメンタルヘルス不調について正しい知識を理解し、市民対応の中で自殺予防に対する意識の向上に努めている。なお研修対象は市職員のみ。	A
	市民相談課	○市民相談員の事例検討会を 12 回実施、消費生活相談員の事例検討会を 12 回実施	A
	国際・男女共同参画課	○人権を考える集い　12 月３日　参加者 160 人 ○各種人権研修会　参加者 273 人	A
自殺対策従事者への心のケアの実施	障がい福祉課	○相談支援コーディネートチーム２回実施 ・第 1 回：ミニ講座（神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター　専門福祉司　大竹氏)、ケースカンファレンス２件、出席者 18 人、神奈川県精神保健福祉センター医師・専門福祉司助言参加。 ・第２回：ケースカンファレンス２件、出席者 20 人、神奈川県精神保健福祉センター医師・専門福祉司助言参加。	A
重点４ 心の健康づくりを進める			
心の健康づくりのための普及啓発	障がい福祉課	○新採用職員向けこころサポーター養成講座　参加者 64 人 ○こころサポーター養成講座　11 月 28 日　参加者 70 人 ○こころサポーターフォローアップ研修　２月 22 日　参加者 43 人	A
	健康づくり推進課	○「健康づくり推進事業のご案内」、「健康普及員だより」に「こころの体温計」の案内を掲載し配架・配布	A
職場におけるメンタルヘルス対策の推進	障がい福祉課	○労働基準監督署、神奈川県厚木保健福祉事務所大和センターが行う研修会の開催・啓発に協力について：実績なし。	C
	障がい福祉課	○新採用職員向けこころサポーター養成講座　参加者 64 人	A
心の健康相談に関する窓口の充実	障がい福祉課	○大和市民自殺防止相談電話：総数 151 件の内、自殺関連 20 件、一般相談 22 件、その他 109 件。 ○相談支援コーディネートチームの臨時開催やコア会議の開催はなかったが、該当する関係機関との随時連携はあり。	A
老人クラブによる友愛訪問	高齢福祉課	○市老人クラブの友愛訪問チームが、１人暮らし高齢市民宅や市内老人施設等を訪問し、閉じこもりの防止など地域交流の活動を行っている。	A
重点５ 適切な精神科医療を受けられるようにする			
うつ病等の受診率の向上、スクリーニングの実施	障がい福祉課	○大和市民自殺防止相談電話：自殺関連 20 件の内、訪問０件、面接１件、継続 11 件、他機関紹介・調整８件、相談支援コーディネートチーム連携０件。（延件数） ○相談支援コーディネートチーム年 2 回実施のほか、該当する関係機関との随時連携はあり。	A
	健康づくり推進課	○一般診療医療機関での「うつ病スクリーニング」や精神科医療機関との連携・体制づくりの充実：実績なし ○大和市医師会との連絡調整：実績なし	B
市立病院内における相談・支援窓口の充実	患者サポートセンター	○がん患者に対する相談支援体制の充実。（相談支援センター設置、ピアサポート事業週１回、緩和ケアチームラウンド週１回、苦痛スクリーニング実施、緩和ケア外来開設） ○相談支援コーディネートチームリーダーとの連携に至った件数：０件 ○精神科医師・リエゾン看護師へのコンサルト ・メールで相談してきた方への返答文言提案 ・自殺念慮がある場合、外来入院問わずほぼ 100%リエゾン看護師が相談を受けた。状態を査定し、転院調整・受診案内を行った。 ・医療安全の観点から「院内自殺防止について」の研修を開催するための準備を行った。	S

取組名	課	平成２９年度実施状況	評価
重点６ 社会的な取組で自殺を防ぐ			
地域における相談しやすい体制整備の促進	障がい福祉課	○FM やまとへの出演、広報やまと、ポスター等関係部署への掲示依頼、市ホームページ、こころの健康相談電話 PR 看板。 大和市民自殺防止相談電話：自殺関連 20 件、一般相談 22 件、その他 109 件 ○こころの体温計実施。アクセス総数 45,763 件	A
相談・支援コーディネートチームの充実	障がい福祉課	○相談・支援コーディネートチーム年２回実施。 ○自殺対策基礎研修、こころサポーター養成講座、こころサポーター養成指導者研修、こころサポーターフォローアップ研修、自殺未遂者支援研修。	A
地域における公的機関との連携体制の確立	障がい福祉課	○こころサポーター養成講座　４回　193 人（市民・市職員） ○こころサポーターフォローアップ研修　１回　43 人	A
	国際・男女共同参画課	○講演会等の情報共有	B
民生委員・児童委員等への研修の実施	障がい福祉課	○こころサポーター養成講座　４回　193 人（市民・市職員） ○こころサポーターフォローアップ研修　１回　43 人	A
障がい福祉関係事業所や関係団体への普及啓発及び研修	障がい福祉課	○こころの健康講座、家族教室を開催　６回	A
介護支援専門員等への研修	障がい福祉課	○ケアマネージャー連絡会議において「やまと自殺対策講演会」及び「こころサポーター養成講座」の周知。	B
大和市医師会との協力	障がい福祉課	○やまと自殺対策講演会を周知	B
多重債務者への専門相談支援窓口の充実	市民相談課	○法律専門家に引き継ぐ多重債務相談 （月～金　9:00～12:00／13:00～17:00） ※相談件数：49 件（うち自殺を考えた相談者は 19 人） ○認定司法書士による多重債務相談 （毎月第４水曜日　13:00～16:00）　※相談件数：７件	A
市民を対象とした一般相談、専門相談の充実	市民相談課	○市民一般相談 （月～金　9:00～12:00／13:00～17:00） ※相談件数：5,720 件 ○専門相談件数：2,456 件	A
経営者への相談支援の充実	産業活性課	○窓口に職場のメンタルヘルス対策についてのチラシやリーフレットを配架。	B
高齢者への相談支援の充実	高齢福祉課	○市内９ヶ所の地域包括支援センターにて、電話や来所、訪問による相談等で、高齢の方の生活を支援。	A
青少年の様々な悩みに対する相談の充実	青少年相談室	○特別相談員（２人）・スクールソーシャルワーカー（３人）・心理カウンセラー（３人）・小学校派遣相談員（10 人）を配置 ○電話相談：172 件、来室相談：348 件（室 109 件、学校 239 件） 合計：520 件 ○「まほろば教室」の設置　通室：33 人 専任教諭と４人の指導員で、学習指導や体験学習を通して支援	A
いじめ問題への対策	指導室	○いじめ問題対策連絡協議会　２回開催 【内容】・いじめの組織的な認知と早期発見、早期解決 ・問題行動等調査 ○いじめ問題対策調査会　２回開催 【内容】・学校の取組み ・成果と課題 ○いじめ暴力行為等防止ポスターコンクール ・418 作品の出典 ○STOPit（スマートフォン用の匿名報告・相談アプリケーション）の実施 ・試験校として４校が実施	S
	青少年相談室	○いじめに関する電話相談 13 件、来室相談２件	A
支援を要する児童生徒へのまほろばフレンドの派遣	青少年相談室	○スクールソーシャルワーカーなど青少年相談室職員の対応で充足したため、今年度は実施せず。	A
障がい者やその家族の相談窓口の充実	障がい福祉課	○「自殺対策講演会」「こころサポーター養成講座」への参加	A

取組名	課	平成２９年度実施状況	評価
配偶者暴力への相談支援充実	生活援護課	○DV 相談における、対象者からの自殺に関する発言があった者の数 延　１件　実人数　１人 ○婦人相談員２人＋ケースワーカー4 人が補助として対応。	A
女性のための総合相談支援充実	市民相談課	○女性の市民相談員による心配ごと相談 （月～金　10:00～12:00／13:00～16:00） ※相談件数：50 件	A
ひとり親家庭への相談支援充実	こども総務課	○相談時間：月～金　9:00～17:00（12:00～13:00 除く） ○相談件数：1,524 件（母子・父子）	A
家庭児童相談の充実	すくすく子育て課	虐待にかかる相談：2,115 件 虐待以外の相談　：　714 件	A
育児等の相談支援充実	すくすく子育て課	○育児相談件数：9,362 件 ※平成２９年度から包括支援が開始となり、妊娠期の支援が手厚くなったため、相談件数が増加。	A
生活保護受給者の相談支援充実	生活援護課	○例年同様随時実施。（希死念慮がある際には、障がい福祉課保健師との連携により支援を行っている）	A
生活困窮者等への相談支援充実	生活援護課	○例年同様随時実施。（希死念慮がある際には、障がい福祉課保健師との連携により支援を行っている） ○生活困窮者自立支援相談窓口を大和市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者の支援を強化している。	A
重点７　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ			
救急医療機関に対する普及啓発	障がい福祉課	○大和市民自殺防止相談電話：自殺関連 20 件の内、訪問０件、面接１件、継続 11 件、他機関紹介・調整８件、相談支援コーディネートチーム連携２件。（延件数） ○相談支援コーディネートチーム２回実施のほか、該当する関係機関との随時連携はあり。	B
家族等身近な人の見守りに対する支援	障がい福祉課		A
重点８　遺された人への支援を充実する			
自死遺族への支援	障がい福祉課	○「自死遺族の集い」に関するパンフレット配架等の周知を行った。	B
学校での事後対応の充実	青少年相談室	○学校や関係者と連携し速やかに相談体制をとるとともに、ＰＴＳＤ※10などの対象となる児童生徒に対して、青少年相談室の臨床心理士や県派遣のスクールカウンセラーがカウンセリングを実施。	A
重点９　民間団体との連携を強化する			
民間団体の人材育成に対する支援	障がい福祉課	○「やまと自殺対策講演会」「こころサポーター養成講座」等を障害者相談支援事業所に周知	B
	介護保険課 高齢福祉課	○関係機関（居宅介護支援事業所等）に対し、相談機能強化と相談員等の資質向上のための連携：実績なし	C
民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	障がい福祉課	○実績なし	C

※10 PTSD：心的外傷後ストレス障害のことで、強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間がたってからも、その経験に対して強い恐怖を感じ、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が出てきます。

２．成果と課題

- 毎年、計画に基づいて各課が取り組み、実施状況について庁内連絡会等を通じて報告、情報を共有してきたことで、自殺対策に関する共通した目的意識を持って取り組むことができ、一定の成果をあげたと言えます。特に、重点１自殺の実態を明らかにする、重点２（国民・市民）一人ひとりの気づきと見守りを促す、重点３早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する、重点４こころの健康づくりを進める、重点５適切な精神科医療を受けられるようにする、重点６社会的な取組で自殺を防ぐなど、自殺の状況分析や情報提供、普及啓発や職員の資質の向上、相談支援体制は充実したと考えます。ただし、重点５～６においては、市立病院内において相談体制は充実しておりますが、市内の医療機関との連携は十分でなかったと言えます。
- 一方で、重点７自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ、重点８の遺された人への支援を充実する、重点９の民間団体との連携を強化する、については、一部が実施には至りませんでした。自殺未遂者への相談体制や自死遺族への支援については対応実績が少なく、なかなか関わる機会がないこともありますが、今後、より一層、地域住民や関係機関と連携を強化していく必要があります。
- 全体を通して、計画に数値目標がなかったことで、取組みの達成度が確認しづらいことがありました。また、これまでの「やまと自殺総合対策計画」（平成 25 年改定）では、自殺の実態や、その特徴に対して、効果的に対応する体制では一部なかったことがわかりました。よって、今回の計画改定により、地域の実情に即して効果的に取り組む必要があります。

表３－２　これまでの主な成果（平成 30 年３月現在）

取組	実績	備考
こころサポーター養成講座受講者	延　999 人	平成 20 年度より実施
こころサポーターフォローアップ研修受講者	延　243 人	平成 25 年度より実施
こころの体温計　アクセス数	延 181,997 件	平成 26 年度より実施

第４章　市民意識調査

１．調査の概要

（１）調査の目的と概要

これまでに分析した本市の自殺の特徴を踏まえ、市民の自殺の背景となりうる悩みやストレス、自殺に関する意識等を把握し、計画改定に反映させることを目的とするため、市民意識調査を行いました。

調査地域	大和市全域
調査対象	本市在住の 18 歳以上の男女個人
標本数	2,300 人（本市人口の約 1%）
抽出方法	住民基本台帳からの等間隔系統抽出
調査方法	郵送調査法（郵送配布～郵送回収）
調査期間	平成 30 年８月９日～8 月 31 日
有効回収数（率）	603 人（26.2%）

（２）調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- クロス集計※11の場合、未回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。
- 回答数が少ないものについては、他の回答と合計して示している場合があります。また、参考として示すにとどめ、考察には加えていない場合があります。
- 集計結果の表やグラフは、回答の選択肢の言葉を短縮して表現している場合があります。
- 「国調査」とは、厚生労働省が実施した「平成２８年度自殺対策に関する意識調査」のことです。

調査対象	全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人
調査時期	平成 28 年 10 月 13 日から 10 月 30 日まで
調査方法	調査員による留置法（封筒による密封回収）

（３）市民意識調査の課題

- 回答数が少なく、また、回答者は自殺対策への意識が高い方からの回答であることが推測されます。
- また、18 歳以上を対象とした調査のため、学齢期のこどもについては、意見を収集することができませんでした。
- よって、今回の市民意識調査の課題を踏まえ、計画の見直し時にはより多くの市民の意見を聞き、見直し後の計画へ反映させることを本計画での検討事項としています。

※11 クロス集計：複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法。

2．回答者の属性

- 性別は、男性より女性が多くなっています。
- 世帯構成は、親と子の二世帯が最も多くなっています。また、男性は会社員、女性は専業主婦の割合が最も高くなっています。
- 世帯年収は、200 万円以上が約 4 分の 3 を占めています。
- 世帯の家計の感じ方について、「（あまり）余裕がない」と回答する割合が約半数となっています。

（1）性別

男性	229 人（38.0%）
女性	372 人（61.7%）
未回答	2 人（ 0.3%）

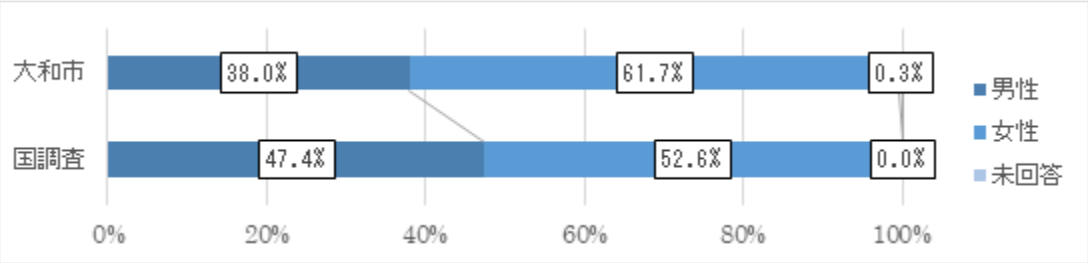

（2）年齢

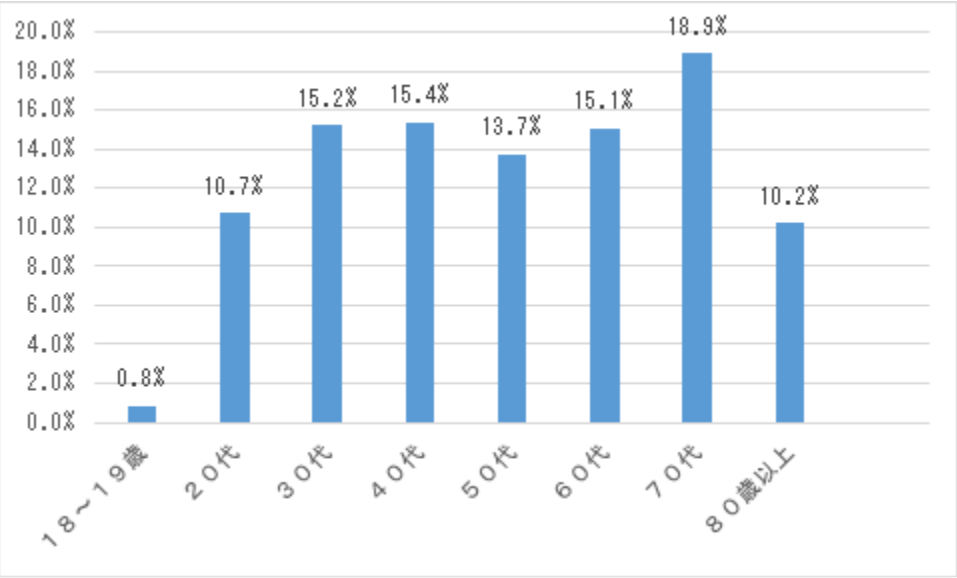

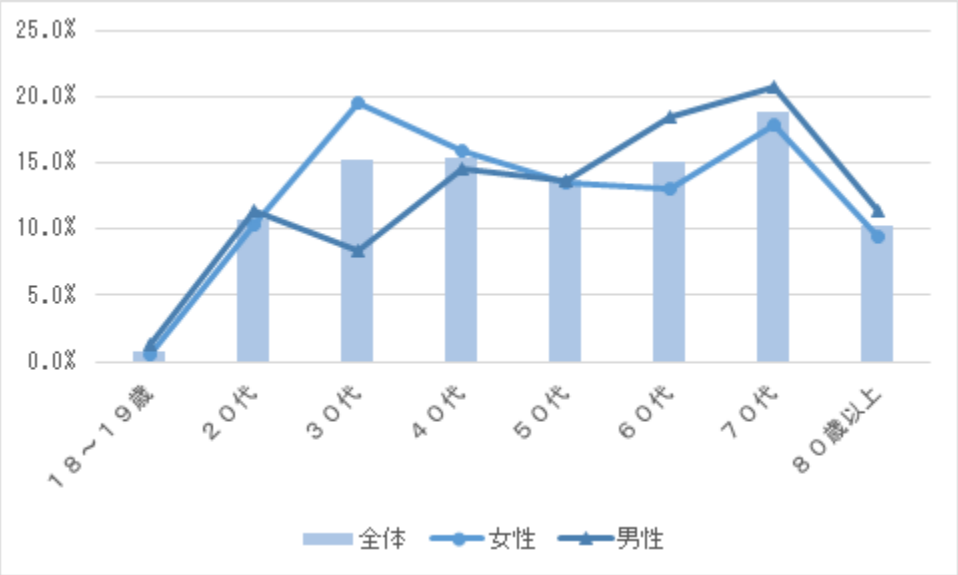

男女別にみると、30 代～40 代は女性の方が回答率が高く、60 代～80 代は男性の方が高くなります。

（３）世帯構成

１人暮らし	99 人	（16.4%）
２人	210 人	（34.8%）
３人	147 人	（24.4%）
４人	101 人	（16.7%）
５人	29 人	（ 4.8%）
６人以上	14 人	（ 2.3%）
未回答	３人	（ 0.5%）
平均	2.66 人	

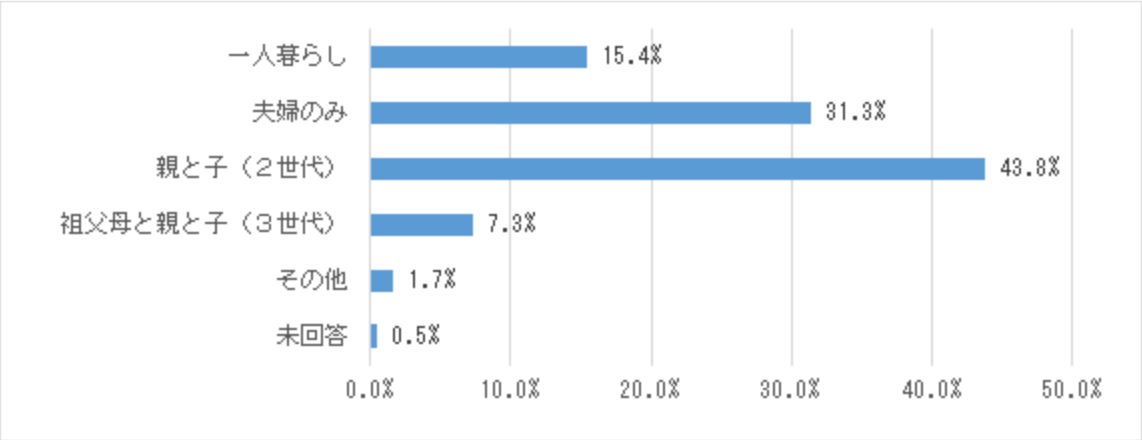

（４）職業
※「公務員」「教員」も「会社員（正社員）」に含めて算出しています。

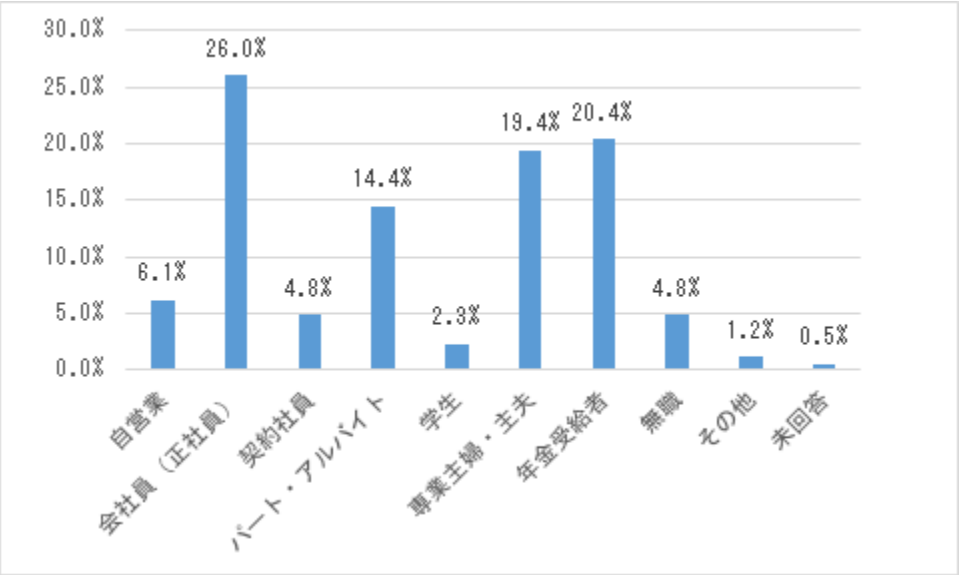

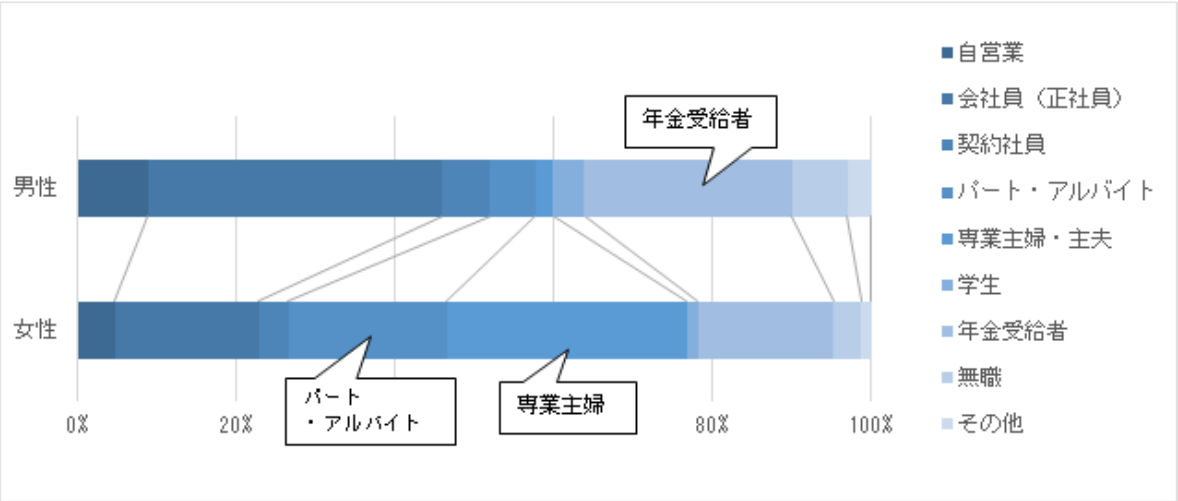

性別でみると、「会社員（正社員）」「年金受給者」は男性のほうが多く、「パート・アルバイト」「専業主婦・主夫」は女性のほうが多くなっています。

（５）世帯年収

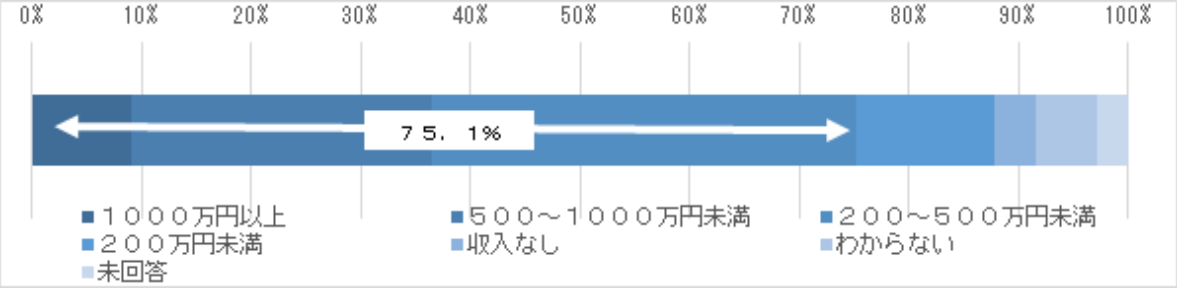

「1000 万円以上」「500～1000 万円未満」「200～500 万円未満」が約 75%を占めています。

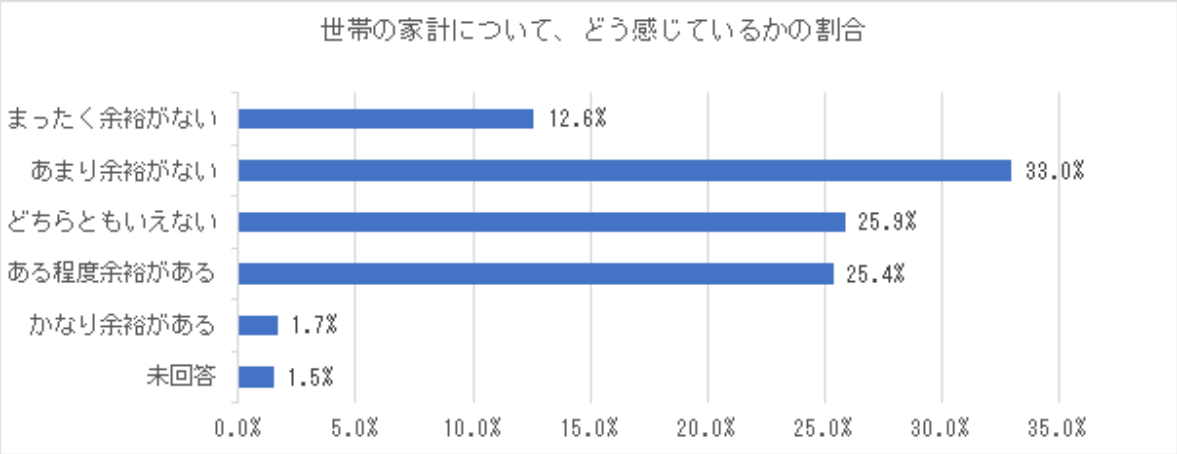

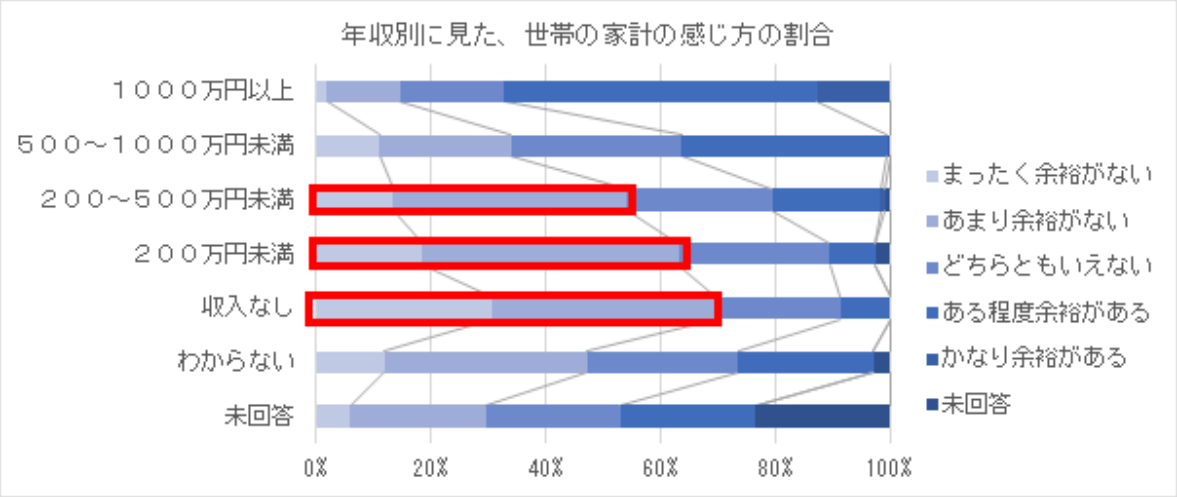

年収別にみると、「収入なし」「200 万円未満」「200～500 万円未満」の順で、「まったく余裕がない」「あまり余裕がない」と回答する割合が高くなっています。

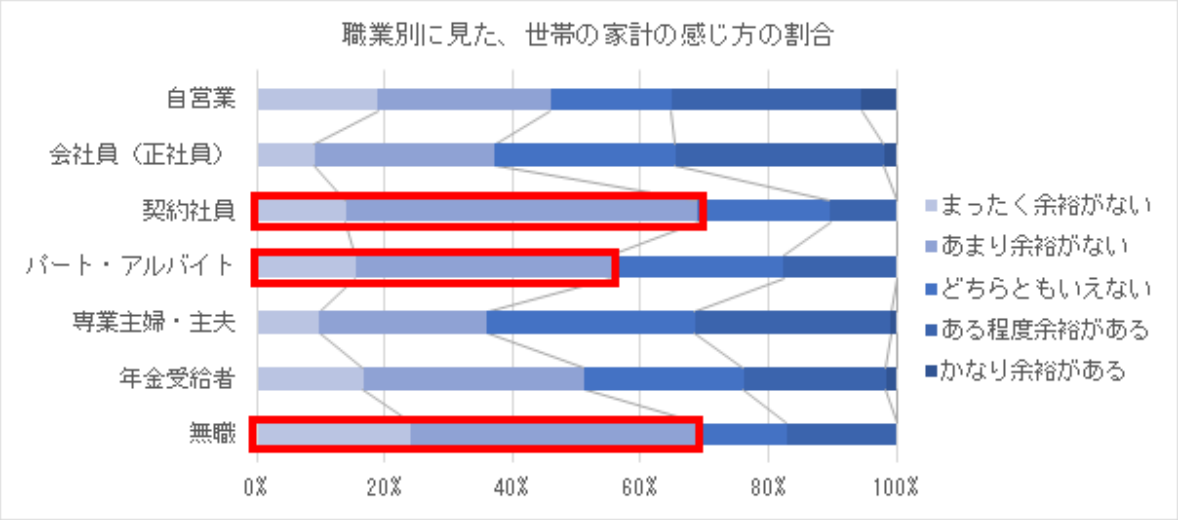

職業別にみると、「契約社員」「パート・アルバイト」「無職」が、家計の余裕がないと回答する割合が高くなっています。

3．調査結果のまとめ

（1）悩みやストレスについて

- 悩みやストレスについて、何かしらの問題を抱え、ストレスを感じている方は全体の 94%となっており、多くの方が悩みやストレスを抱えている現状が明らかになりました。
- 性別や職業による悩みの特徴はあるものの、悩みやストレスは複合的であり、問題は多岐にわたっています。
- 世帯の家計の感じ方で「まったく余裕がない」と回答した方ほど、悩みやストレスを「いつも感じる」と答える割合が高いことから、生活困窮者は悩みやストレスを感じやすいことが伺えます。

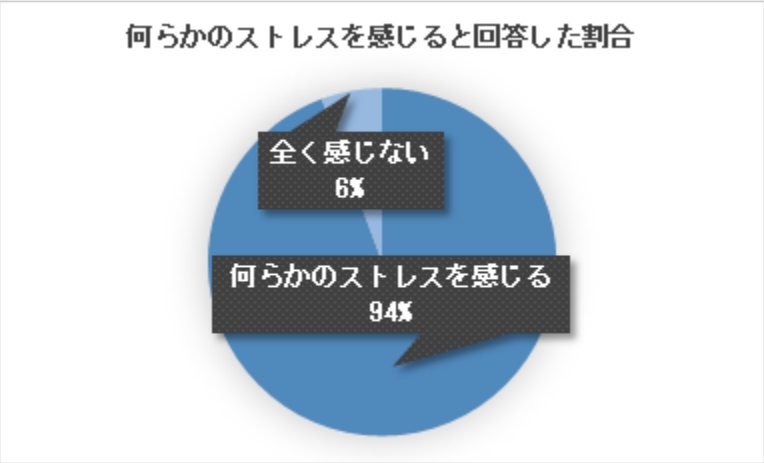

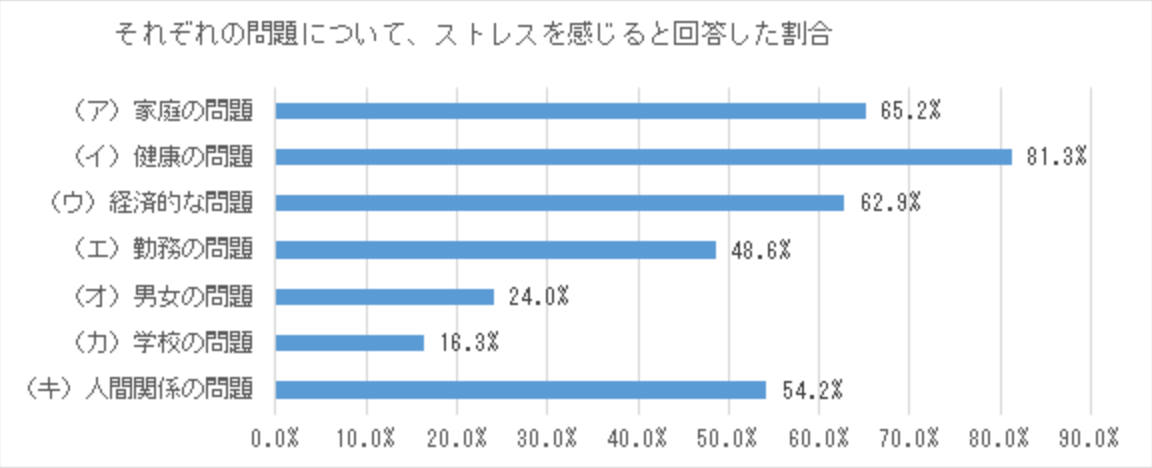

（2）悩みやストレスの解消方法

- 悩みやストレスの解消はさまざまな方法で行われています。
- 女性は「好きなものを食べる」「買い物をする」「おしゃべりをする」、男性は「身体を動かす・スポーツをする」「お酒を飲む」と回答する割合が高くなっています。
- 世帯の家計の感じ方で「まったく余裕がない」と回答した方ほど、「時間がたつのを待つ」と回答しており、生活困窮者は悩みやストレスを解消できずに、我慢してじっと耐えている傾向が伺えます。

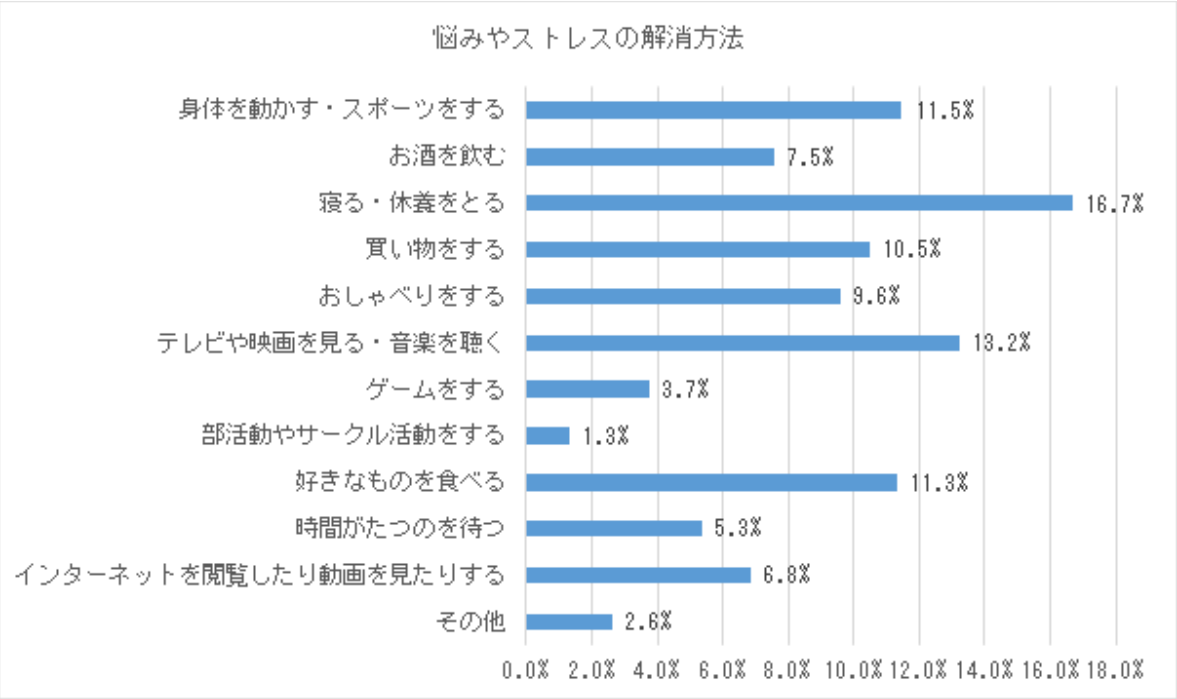

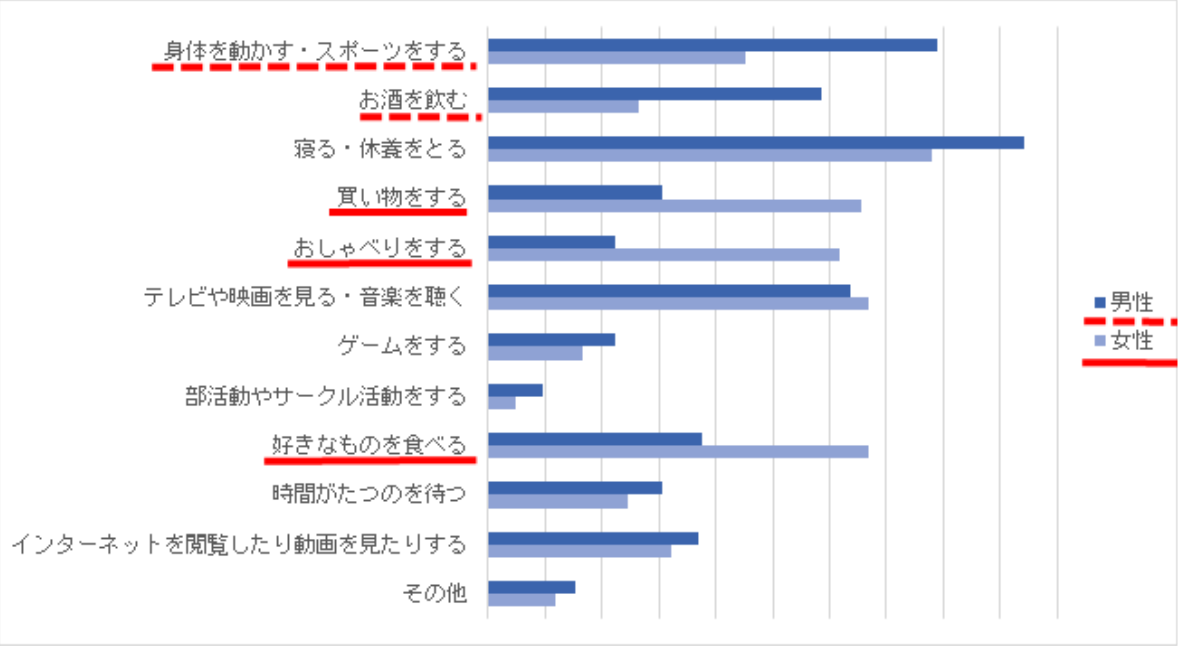
身体を動かす・スポーツをする
お酒を飲む
寝る・休養をとる
買い物をする
おしゃべりをする
テレビや映画を見る・音楽を聴く
ゲームをする
部活動やサークル活動をする
好きなものを食べる
時間がたつのを待つ
インターネットを閲覧したり動画を見たりする
その他
男性
女性

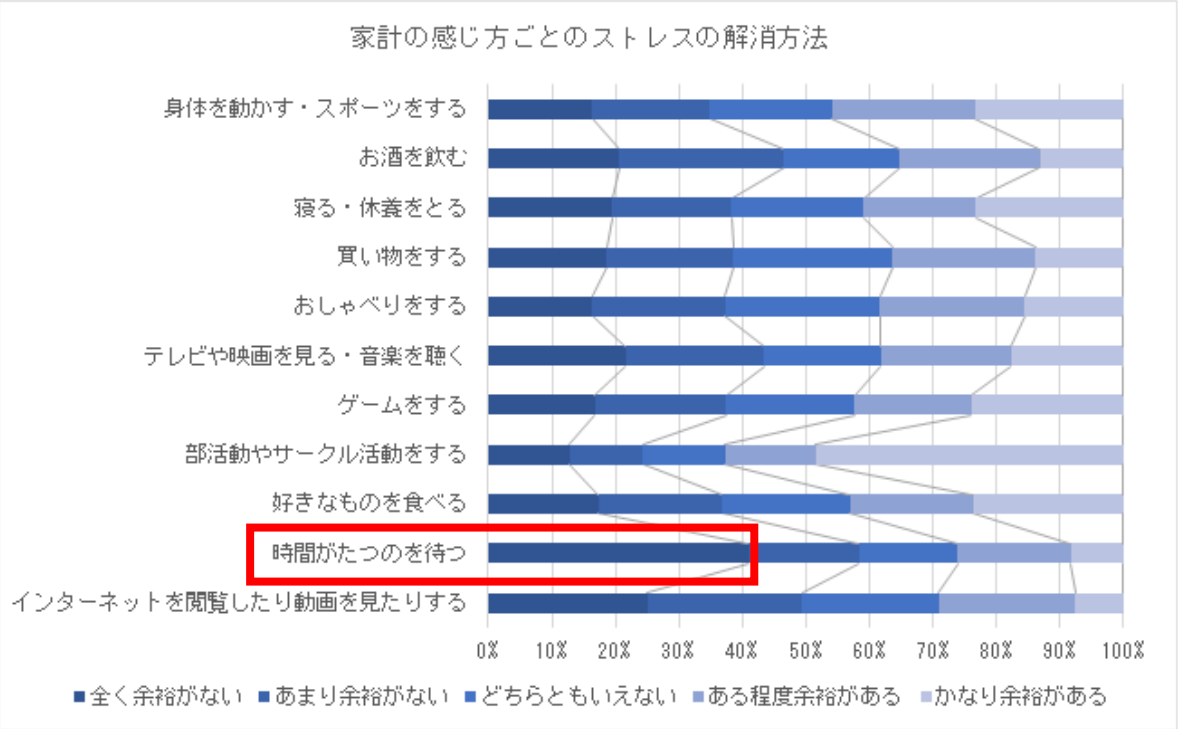
家計の感じ方ごとのストレスの解消方法
身体を動かす・スポーツをする
お酒を飲む
寝る・休養をとる
買い物をする
おしゃべりをする
テレビや映画を見る・音楽を聴く
ゲームをする
部活動やサークル活動をする
好きなものを食べる
時間がたつのを待つ
インターネットを閲覧したり動画を見たりする
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
全く余裕がない
あまり余裕がない
どちらともいえない
ある程度余裕がある
かなり余裕がある

（3）悩みやストレスを相談することについて

- 「そう思う」「ややそう思う」を「思う（計）」、「そう思わない」「あまりそう思わない」を「思わない（計）」として集計すると、誰かに相談したいと思う割合は、女性より、男性の方が低い結果となりました。
- 男性は、相談することは恥ずかしいことだと思わない方が 61%なのに対し、相談したいと思う割合が 34%であるため、相談することをためらう原因を考えていく必要があります。
- 若い世代では悩みやストレスを感じていることを、人に知られたくないと考えており、また、80 歳以上では、悩みや問題は自分ひとりで解決すべきだと考えているため、注意が必要です。

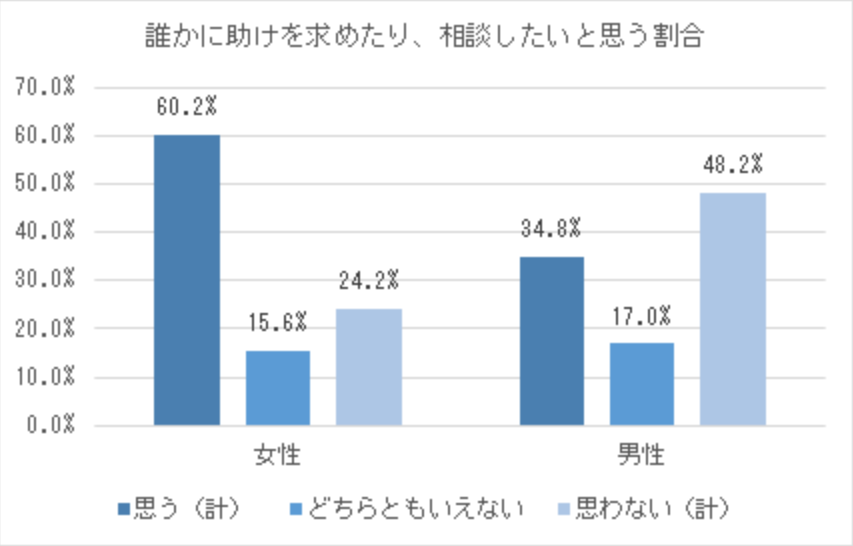

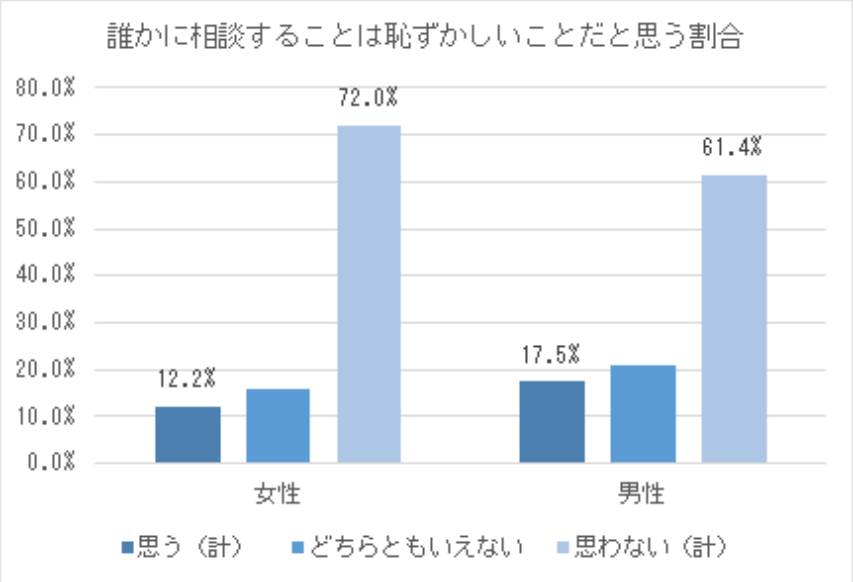

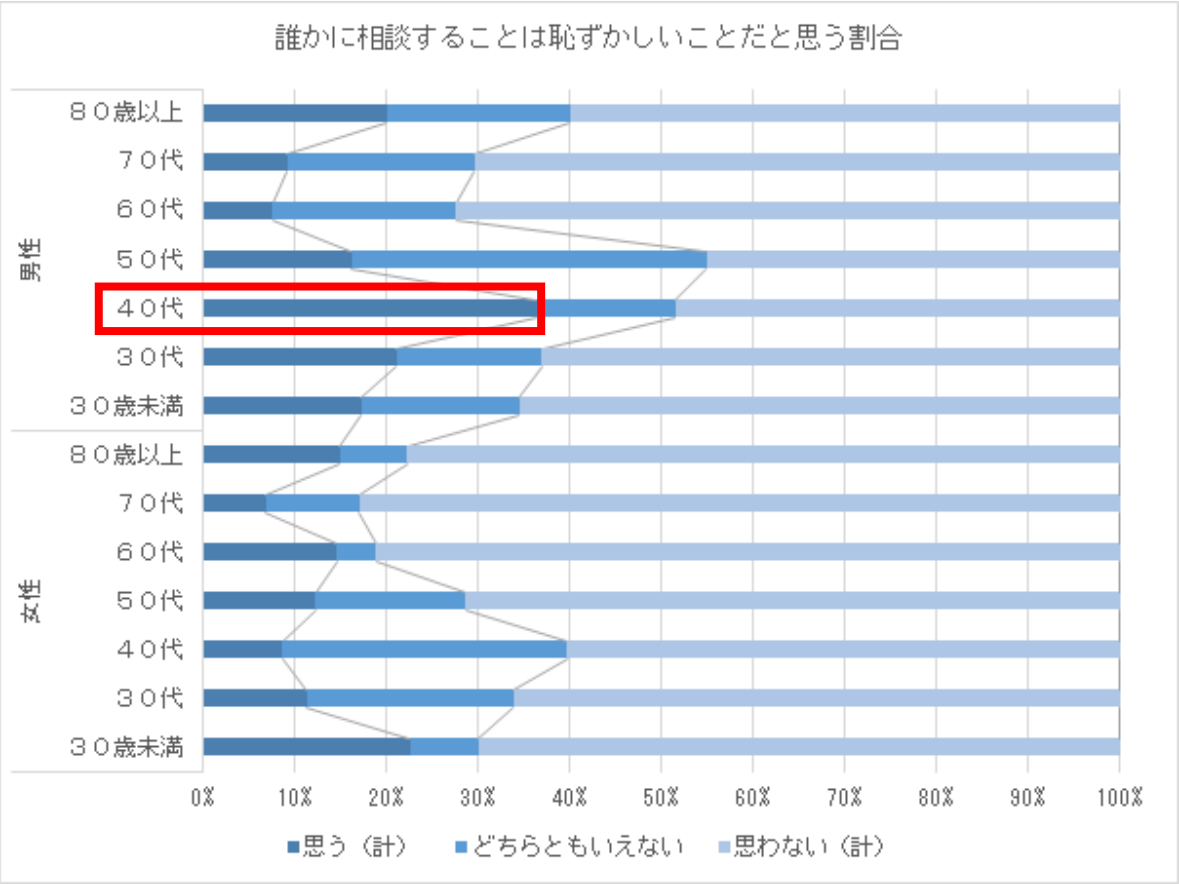

年齢別にみると、40 代男性の約 35%で相談することは恥ずかしいと思うと回答しています。

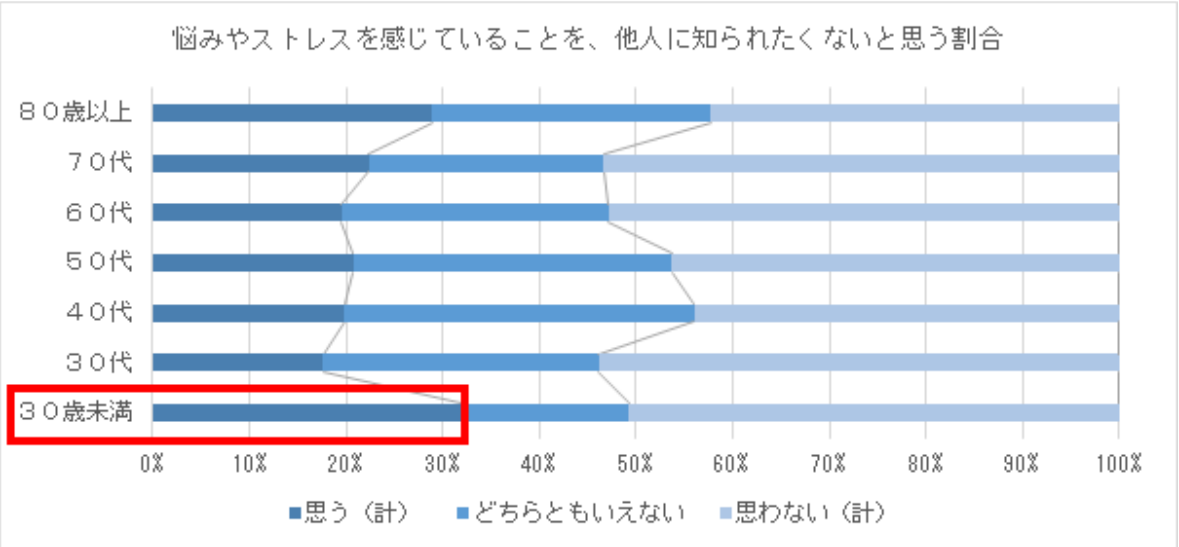

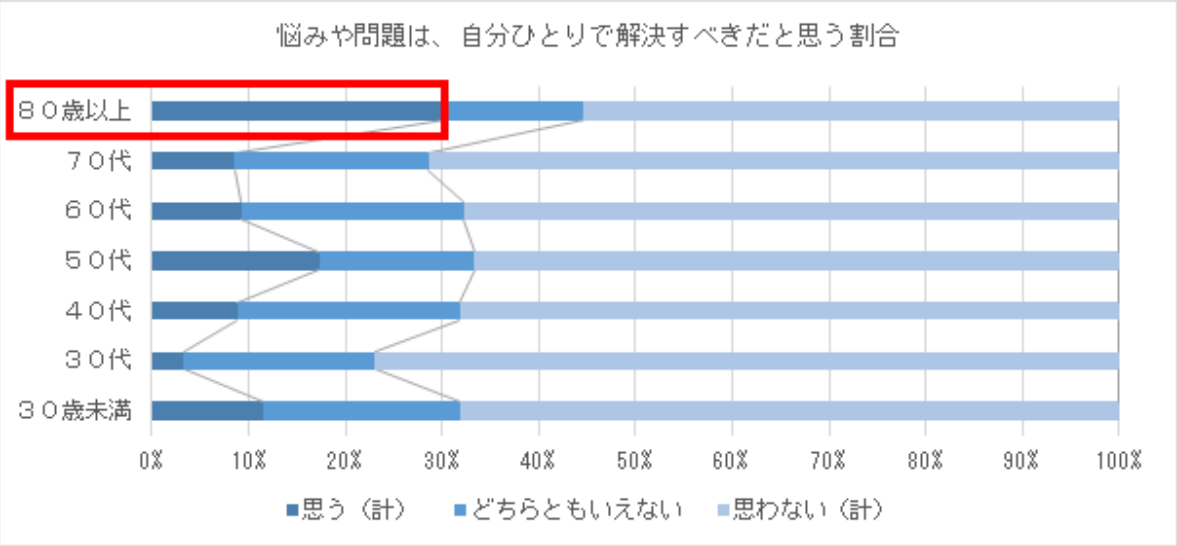
悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う割合
８０歳以上
７０代
６０代
５０代
４０代
３０代
３０歳未満
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%
思う（計）
どちらともいえない
思わない（計）

（4）相談相手、相談方法

- 悩みやストレスを感じた時に、相談する相手としては、家族や友人など身近な人が約６割を占めています。
- 若い世代では、友だちや恋人など、家族以外の身近な人に相談する割合が高いため、こころサポーターを養成し、相談機関につなぐ役割を担う人が増えることが、対策につながっていくと考えられます。
- 身近な人の次には、医療機関の職員や同じ悩みを抱える人に相談したいと考えている方が多いため、今後、重要な相談の資源となりうる可能性があります。
- 相談方法としては、直接会ったり電話を使ったりして相談する方が約６割を占めますが、若い世代ではメールや SNS、インターネットを利用したいと考えている割合が高いため、相談方法が多様化してきていることが伺えます。今後の相談方法を検討していく必要があります。
- また、60～80 歳以上で「相談しようと思わない」と回答する割合も高く、注意が必要です。

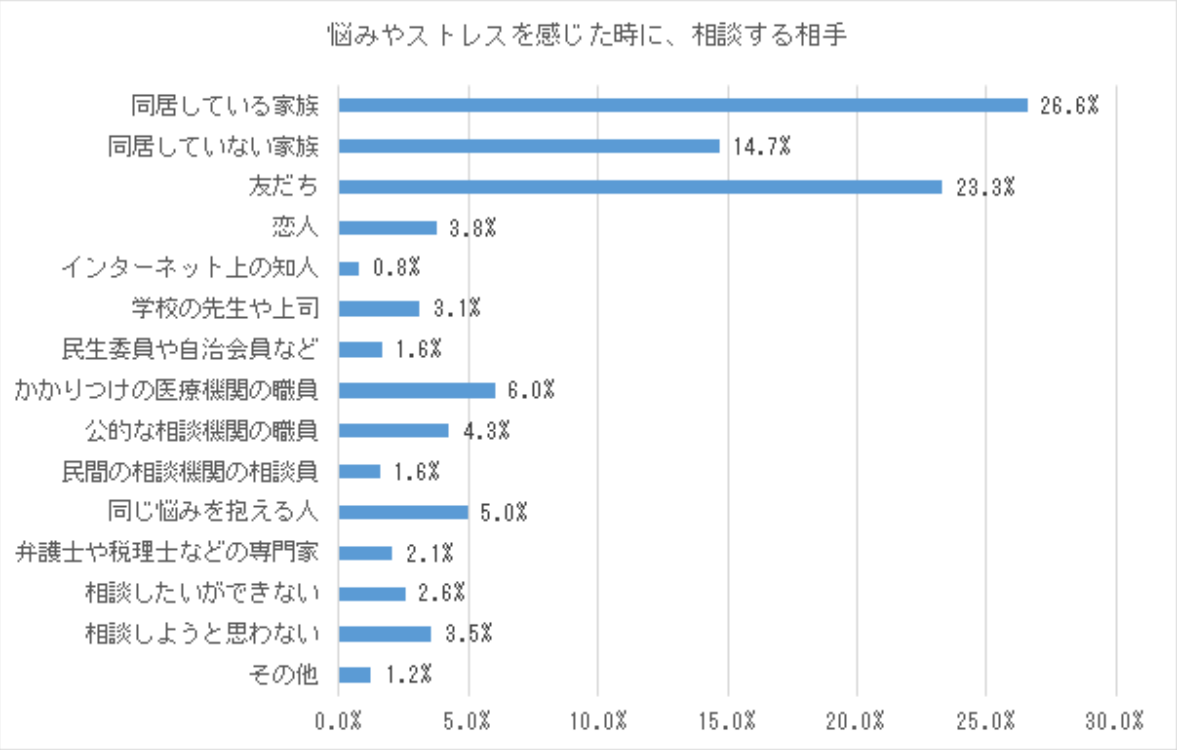

【悩みやストレスを感じた時に、相談する相手（男女別）】

	男性	女性
同居している家族	27.9%	25.9%
同居していない家族	9.9%	17.2%
友だち	19.5%	25.3%
恋人	3.6%	3.9%
インターネット上の知人	0.6%	0.9%
学校の先生や上司	4.2%	2.5%
民生委員や自治会員など	2.1%	1.4%
かかりつけの医療機関の職員	6.3%	5.9%
公的な相談機関の職員	6.9%	2.9%
民間の相談機関の相談員	2.1%	1.3%
同じ悩みを抱える人	3.4%	5.8%
弁護士や税理士などの専門家	2.9%	1.6%
相談したいができない	2.7%	2.5%
相談しようと思わない	5.9%	2.4%
その他	2.1%	0.8%
	100.0%	100.0%

男女別にみてみると、女性は、「同居している家族」「友だち」に相談すると回答する割合が高く、男性も、「同居している家族」「友だち」に相談すると回答する割合が高い一方、「公的な相談機関の職員」と回答する割合が女性より高くなりました。また、「相談しようと思わない」と回答する割合も高くなりました。

【悩みやストレスを感じた時に、相談する相手（年代別）】

	30 代	40～50 代	60～80 歳以上
1	友だち	同居している家族	同居している家族
2	同居している家族	友だち	友だち
3	同居していない家族	同居していない家族	同居していない家族
4	恋人	同じ悩みを抱える人	医療機関の職員
5	学校の先生や上司	医療機関の職員	公的な相談機関の職員
6	同じ悩みを抱える人	相談したいができない	相談しようと思わない
7	相談しようと思わない	学校の先生や上司	同じ悩みを抱える人
8	医療機関の職員	弁護士などの専門家	民生委員や自治会員など
9	相談したいができない	恋人	弁護士などの専門家
10	公的な相談機関の職員	公的な相談機関の職員	相談したいができない
11	インターネット上の知人	相談しようと思わない	その他
12	民間の相談機関の相談員	民間の相談機関の相談員	民間の相談機関の相談員
13	民生委員や自治会員など	その他	恋人
14	その他	民生委員や自治会員など	学校の先生や上司
15	弁護士などの専門家	インターネット上の知人	インターネット上の知人

年代別にみてみると、1～3 位はどの年代とも「家族」「友だち」となっています。30 代では、「家族」より「友だち」が 1 位、「恋人」が 4 位であるため、家族以外の身近な人に相談する傾向があります。40～50 代の 4 位は「同じ悩みを抱える人」、60～80 歳以上の 4 位は「かかりつけの医療機関の職員」となっています。また、30 代では「インターネット上の知人」も他の年代に比べて上位にきています。

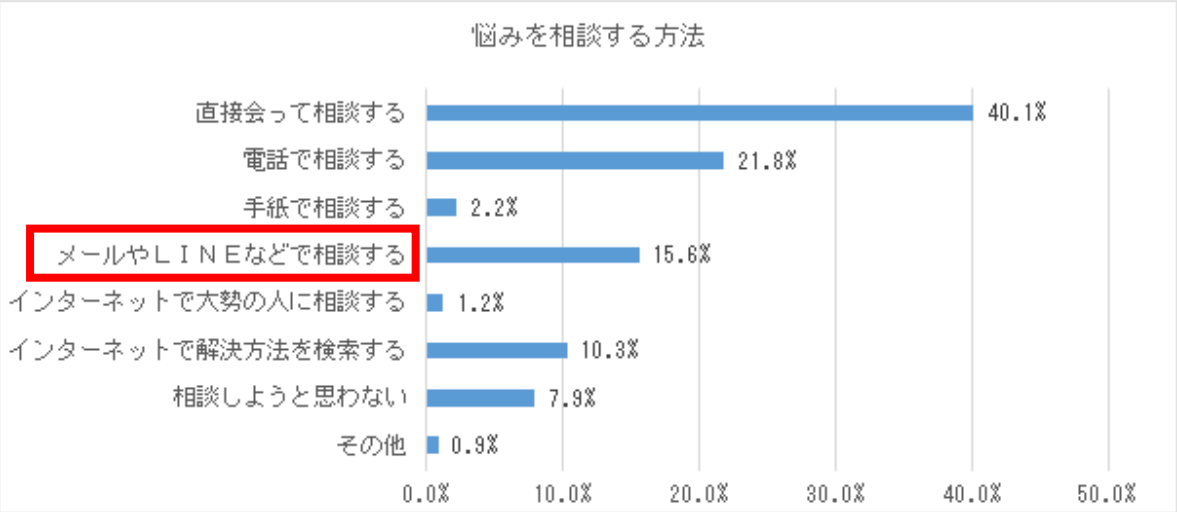

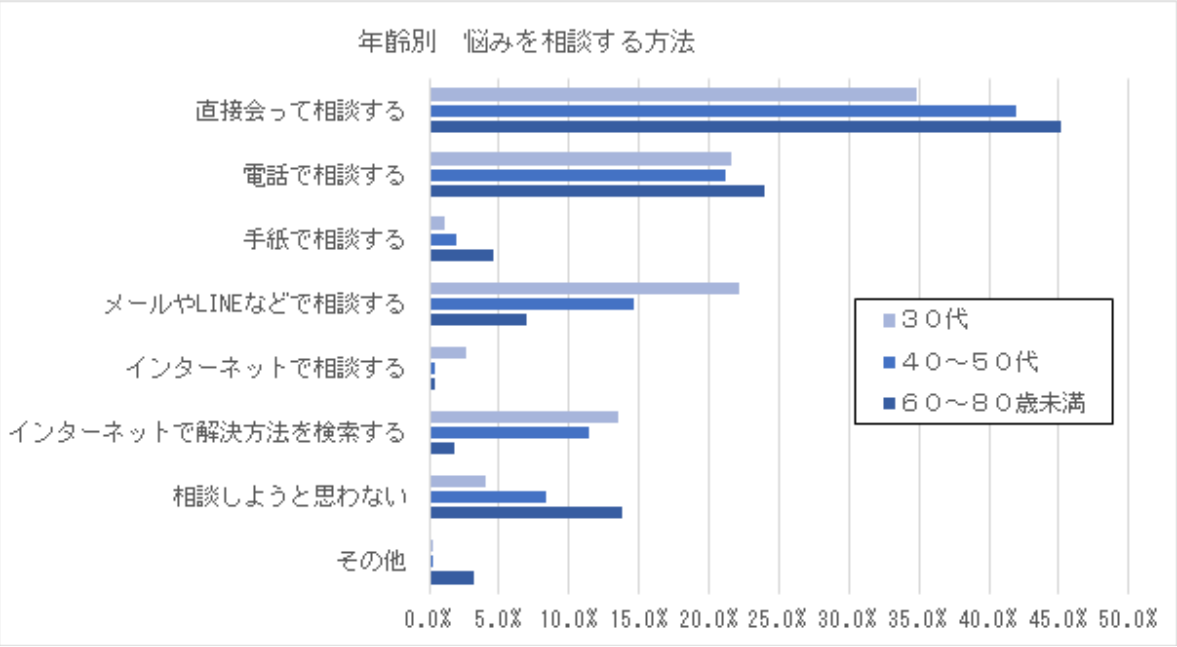

（5）自殺に関する考えについて

- 多くの方は、「自殺者は追い詰められている」「何らかのサインを発している」「様々な問題を抱えている」ことなどを認識しています。
- また、「生きていれば良いことがある」「防ぐことのできる自殺も多い」「周囲の人が止めることができる」と認識している方も多いため、社会全体で自殺を防ぐという認識は広がっていると言えます。
- 自殺したいと考えたことがある方は、「精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」と感じており、「心理的視野狭窄」の状態に陥っていたことが伺えます。
- しかし、自殺したいと考えたことがある方は、「生死は本人の判断に任せるべき」「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」と考えている割合が高いため、「自殺は追い込まれた末の死」であり、個人の選択ではないことを周知していく必要があります。
- また、本人のおかしい様子に気づき、自殺を止める役割を担うこころサポーターを養成する必要があると言えます。

それぞれの質問に対し、「そう思う」「どちらかというとそう思う」と回答した割合

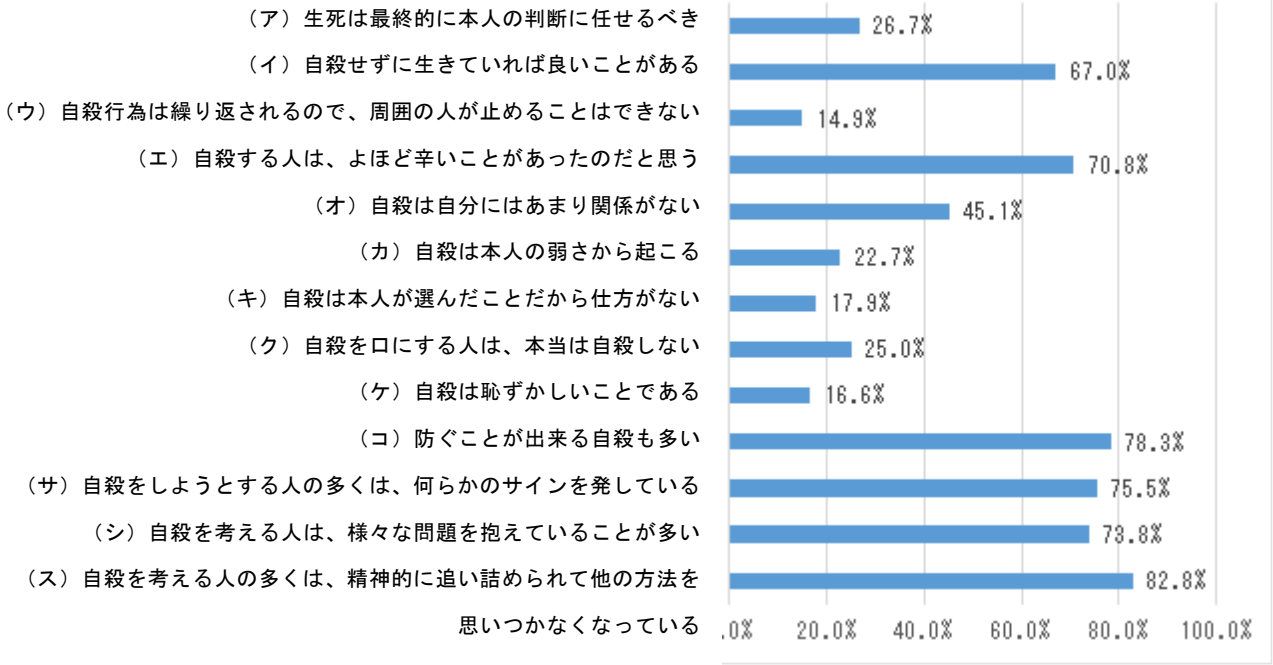

それぞれの質問に対し、「自殺を考えたことがあるか」の回答ごとの割合

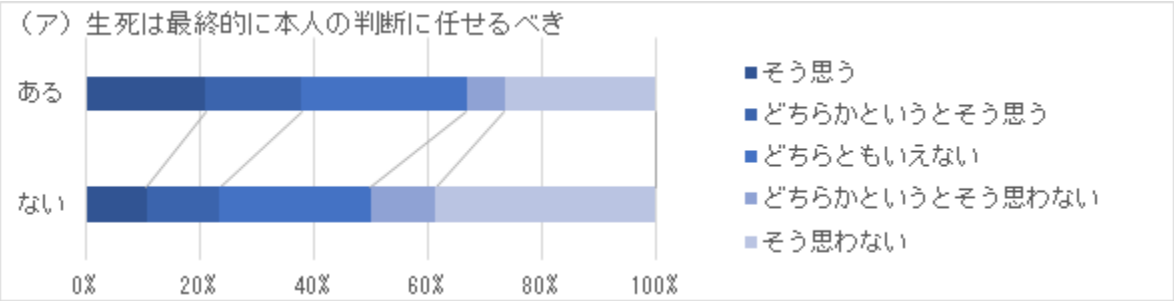

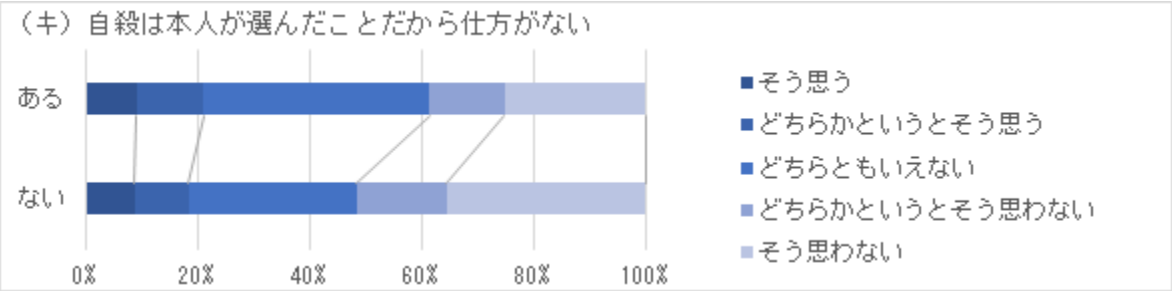

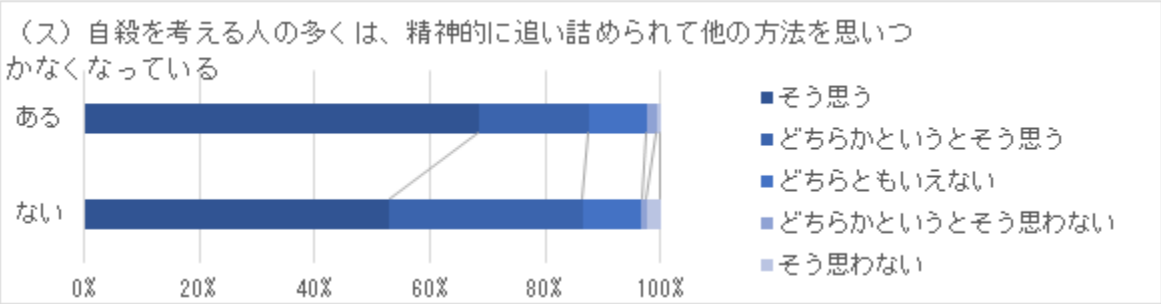

（6）自殺したいと考えた人の原因等について

- 自殺したいと考えたことがあると回答した方の割合は、全体では 28%で、年代、男女別にみると、30 代女性が 50%、次いで 40 代男性が 45%となりました。
- その理由は、「家庭の問題」「健康の問題」が多いものの、さまざまな原因が複数あげられており、自殺の原因は複雑に絡み合っているといえます。
- 自殺したいと考えたことがある方が、自殺したい考えを乗り越えた理由として、約３割が「時間の経過」をあげていますが、「家族や大切な人のことが頭に浮かんだ」が 25%、「人に相談して思いとどまった」が 15%となっており、合わせると４割となっています。
- 相談した相手としては「家族や友人」が多いため、身近な人の存在が大きいと言えます。
- つまり、身近な人の支えが大切であり、ひとり暮らし等で同居の家族がいない方や、友人を得にくい環境にいる方への対応が課題だと考えられます。
- また、身近な人を自殺で亡くした遺族へ「どのように声をかけてよいかわからない」と約４分の 1 の方が考えていることがわかったため、こころサポーター養成講座を周知していき、声掛けの手法を伝えていく必要があります。

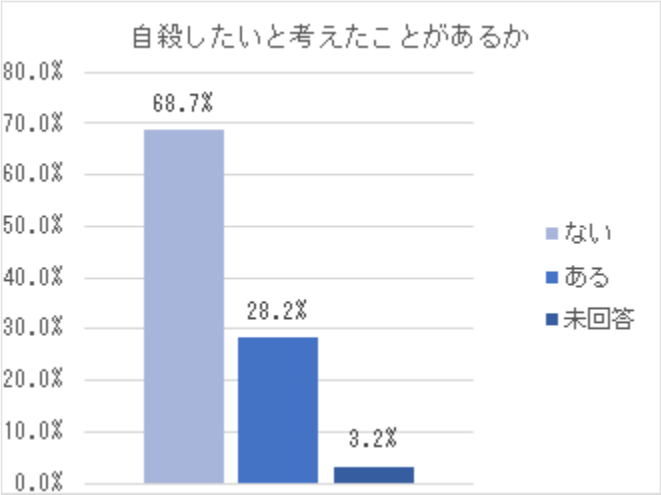

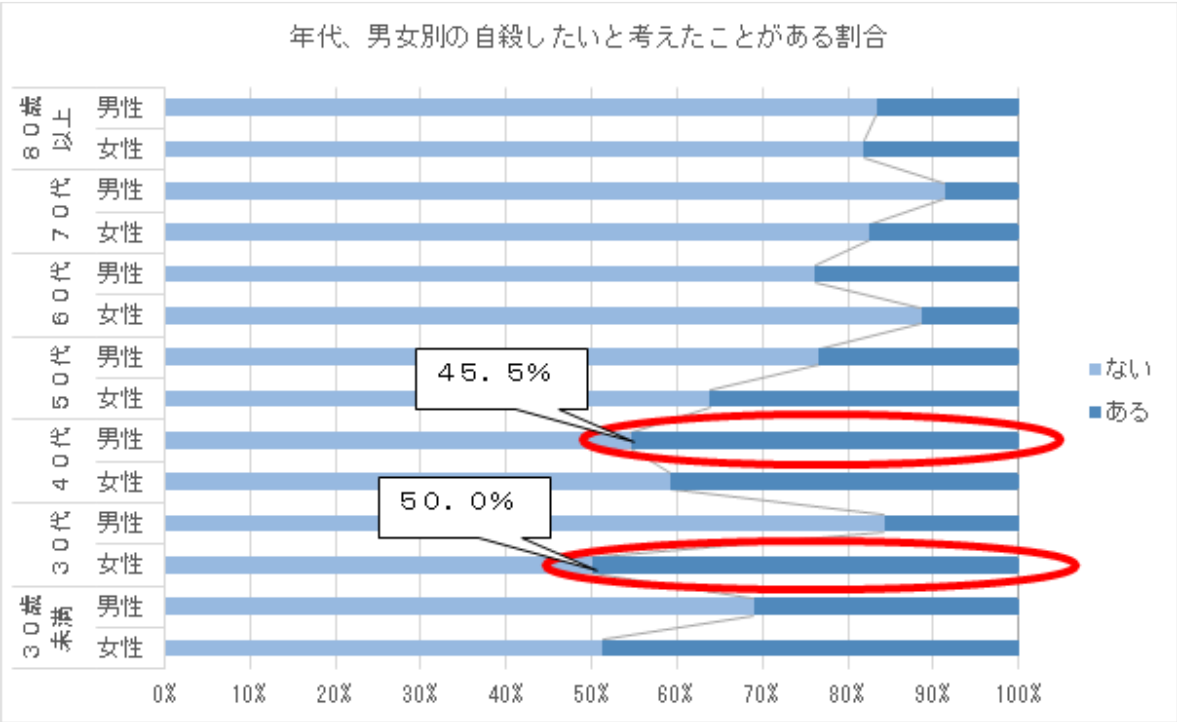
年代、男女別の自殺したいと考えたことがある割合
80歳以上
70代
60代
50代
40代
30代
30歳未満
男性
女性
45.5%
50.0%
ない
ある
0%
10%
20%
30%
40%
50%
60%
70%
80%
90%
100%

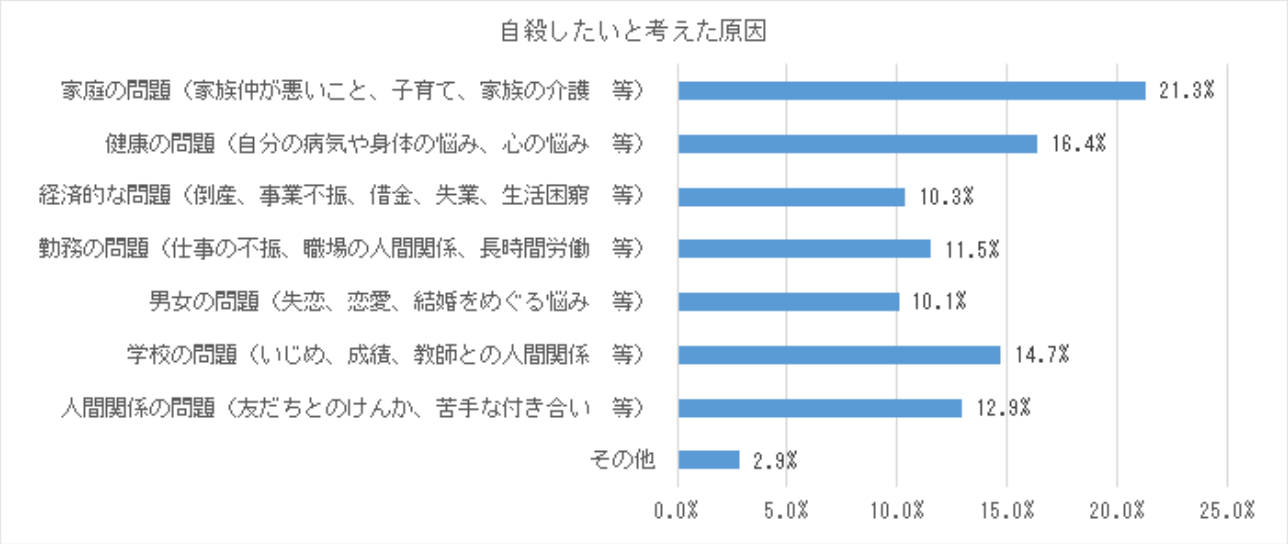
自殺したいと考えた原因
家庭の問題（家族仲が悪いこと、子育て、家族の介護　等）
21.3%
健康の問題（自分の病気や身体の悩み、心の悩み　等）
16.4%
経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮　等）
10.3%
勤務の問題（仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働　等）
11.5%
男女の問題（失恋、恋愛、結婚をめぐる悩み　等）
10.1%
学校の問題（いじめ、成績、教師との人間関係　等）
14.7%
人間関係の問題（友だちとのけんか、苦手な付き合い　等）
12.9%
その他
2.9%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%

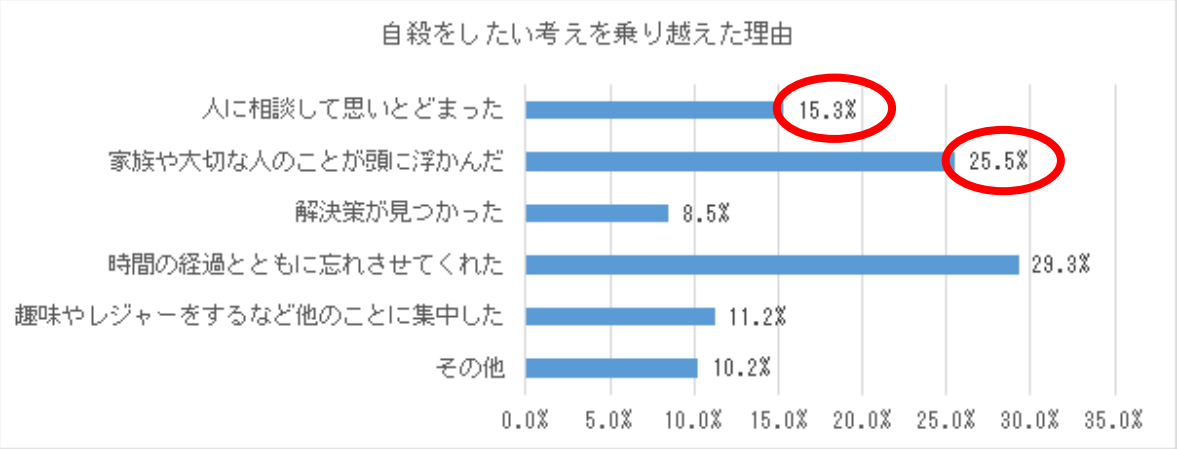
自殺をしたい考えを乗り越えた理由
人に相談して思いとどまった
15.3%
家族や大切な人のことが頭に浮かんだ
25.5%
解決策が見つかった
8.5%
時間の経過とともに忘れさせてくれた
29.3%
趣味やレジャーをするなど他のことに集中した
11.2%
その他
10.2%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%

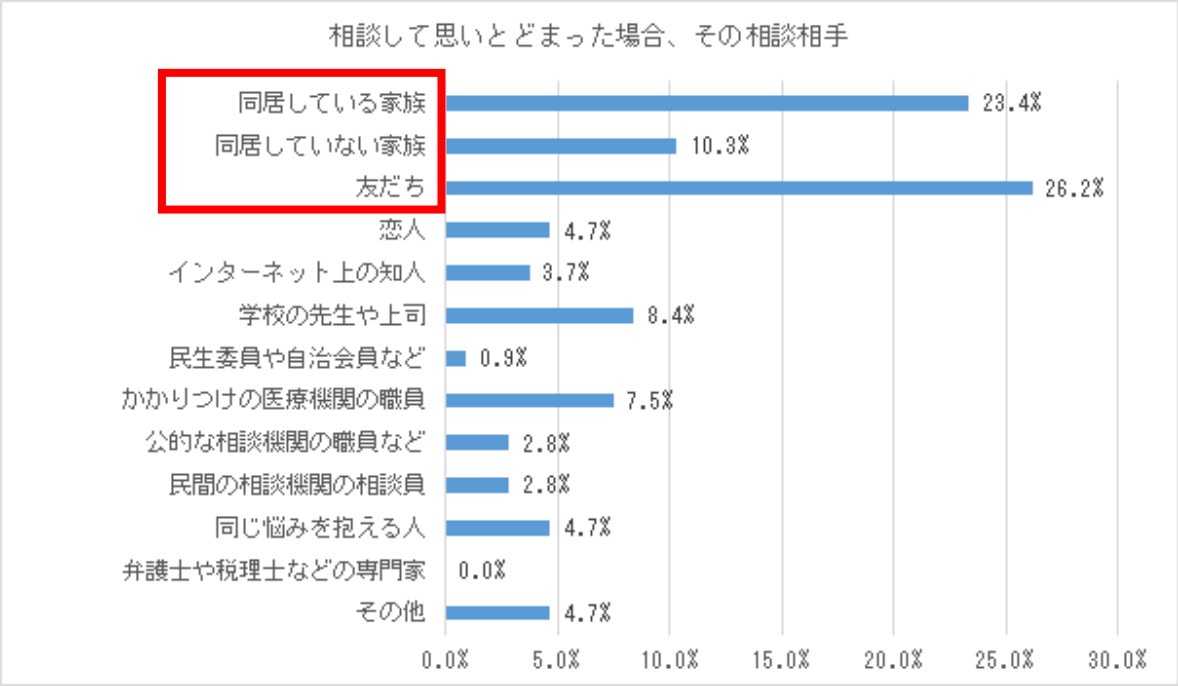
相談して思いとどまった場合、その相談相手
同居している家族
23.4%
同居していない家族
10.3%
友だち
26.2%
恋人
4.7%
インターネット上の知人
3.7%
学校の先生や上司
8.4%
民生委員や自治会員など
0.9%
かかりつけの医療機関の職員
7.5%
公的な相談機関の職員など
2.8%
民間の相談機関の相談員
2.8%
同じ悩みを抱える人
4.7%
弁護士や税理士などの専門家
0.0%
その他
4.7%
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%

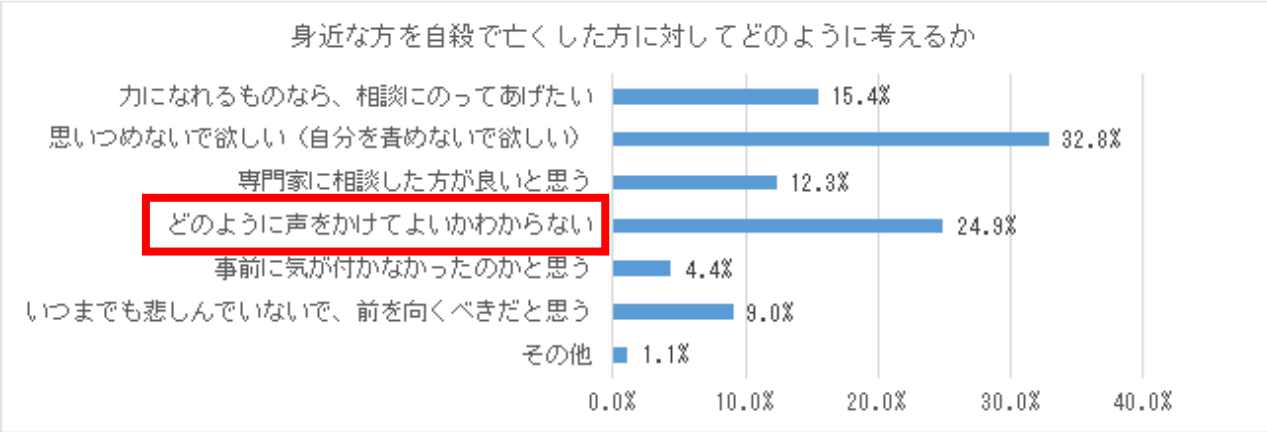
身近な方を自殺で亡くした方に対してどのように考えるか
力になれるものなら、相談にのってあげたい
15.4%
思いつめないで欲しい（自分を責めないで欲しい）
32.8%
専門家に相談した方が良いと思う
12.3%
どのように声をかけてよいかわからない
24.9%
事前に気が付かなかったのかと思う
4.4%
いつまでも悲しんでいないで、前を向くべきだと思う
9.0%
その他
1.1%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%

（７）自殺対策事業について

- 自殺対策に関する事業の周知度については、すべての事業で４割以下であり、自殺対策の啓発活動を更に広げていく必要があります。
- 半数以上が「知っている」または「聞いたことがある」と答えた「いのちの電話」については、全国展開している事業であり、長年継続していることから、周知度が高いと言えます。
- 自殺対策に関する事業は、継続して行っていくことが重要であると考えられます。
- 今後、自殺を減少させるために重要だと思われることについては、こどもに対して行う自殺対策が最も高い結果となりました。
- また、居場所づくり、生きがいづくり、地域づくりが重要だと考えている方も一定数おり、生きる支援を継続して行うことが必要だと言えます。

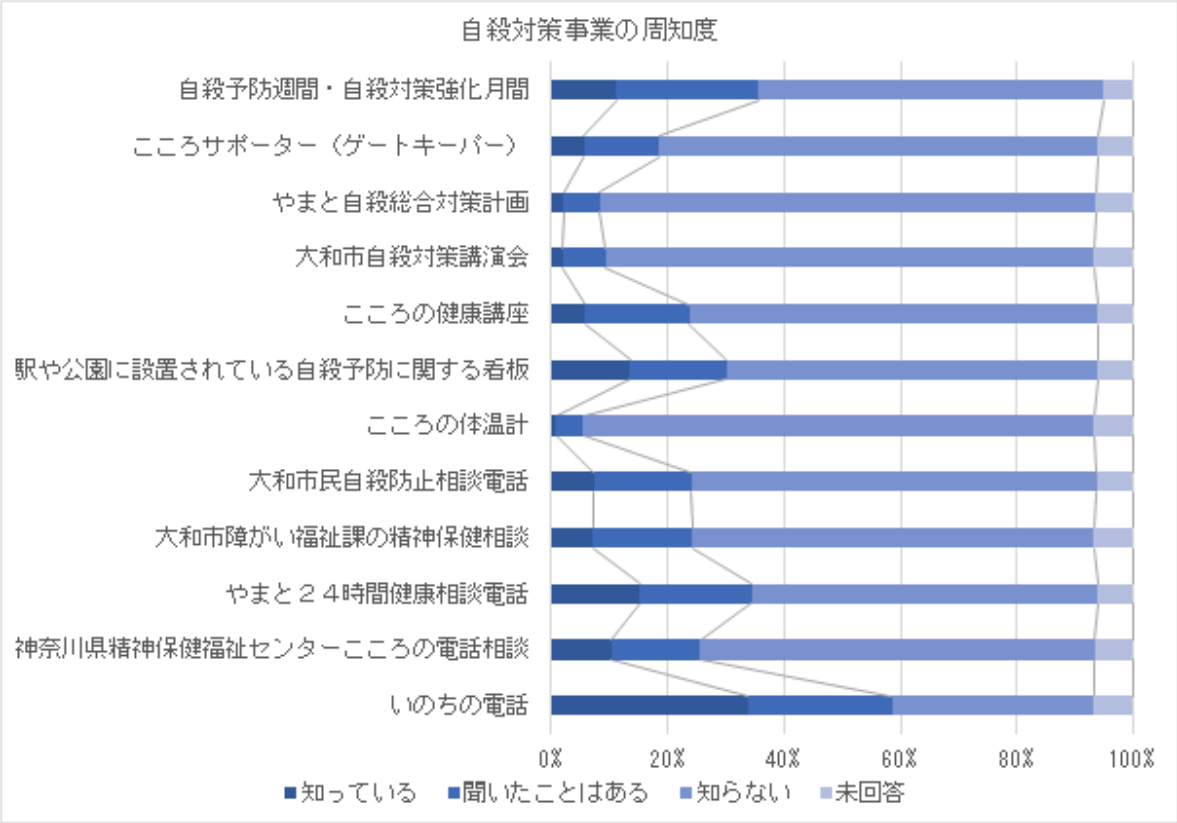

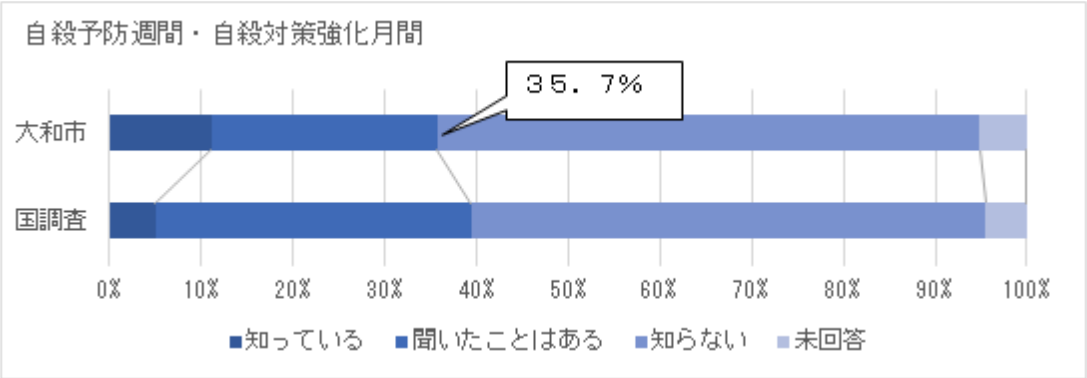

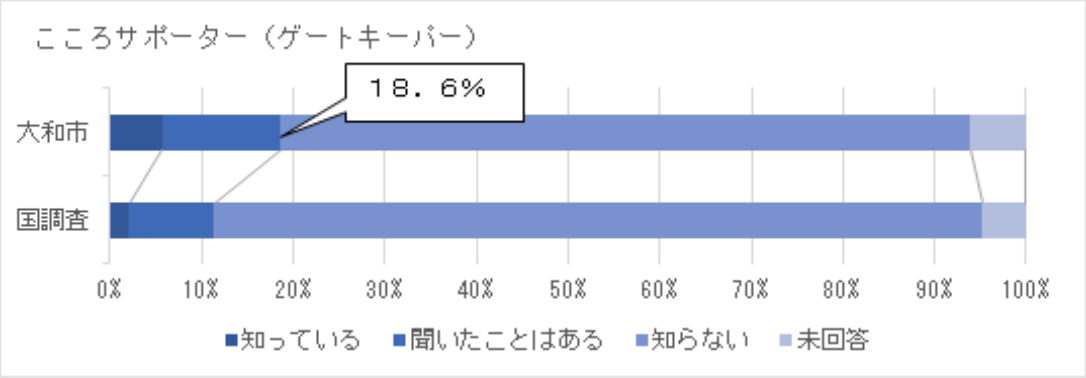

国調査と比べると、本市では「自殺予防週間・自殺対策強化月間」の周知度は若干低いものの、「こころサポーター（ゲートキーパー）」では国調査を上回り、約 18%の周知度となっています。

自殺を減少させるために重要と思われること		
1	こどもの異変に気づくために、教師やこどもに関わる人に対する研修の充実	13.9%
2	児童や生徒に対して、ＳＯＳの出し方などの自殺予防に関する学習	12.8%
3	内科や精神科等の医療機関で、様々な相談ができるような体制づくり	10.7%
4	誰でも気軽に参加できる居場所づくり	9.8%
5	職場でメンタルヘルスに関する理解の推進	9.4%
6	ご近所同士で見守りや支えあいができる地域づくり	6.6%
7	趣味やサークル活動など、社会参加による生きがいづくり	6.2%
8	失業後の再就職へ向けた支援など、就労相談の充実	5.7%
9	鉄道の駅や高層ビルなどへの安全対策（ホームドアや柵の設置）	5.5%
10	多重債務者に向けた相談窓口の紹介など、貧困対策	4.7%
11	インターネットやＳＮＳを活用した自殺対策	3.9%
12	自殺対策やこころの健康に関する広報や啓発	3.3%
13	こころサポーターの養成	3.2%
14	自殺未遂者に対する支援の充実	3.2%
15	その他	1.2%
		100%

第５章　今後の取組方針

１．取組方針

大綱の見直しやかながわ自殺対策計画及び地域の実情、これまでの取組み状況や市民意識調査の結果等を踏まえ、本市が改定する計画の方向性を次のように示します。

（１）スローガン

ひとりにさせない　いのちに寄り添い　いのちを育むやまと

（２）基本理念

- 孤立させない地域づくり
- 生きる力を引き出す支援

- 大綱の趣旨である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死であること」を基本認識として、自殺リスクを低下させ、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やすよう、地域で生きることの包括的な支援を推進します。
- 自殺の原因が健康問題や経済問題、家族や学校、職場などの人間関係など、様々な要因が複雑に絡んでいることから、これまでの「やまと自殺総合対策計画」の推進体制を 16 課から 34 課に拡大し、全庁的に自殺対策への理解や意識向上を図り、関係機関を含む組織の横断的な取組体制の強化を目指します。

２．施策体系

- 国は、自殺対策における様々な要素の中で、「地域で生きることの包括的支援を行うこと」を最も重要であるとしています。
- 本市においても、自殺をさせない「地域づくり」を推進するためには、本市が実施する事務事業の中で自殺対策に関連する事業を「生きる支援関連施策」として改めて整理し、より効果的に取り組んでいくことが重要であると考えます。表５－１に生きる支援関連施策を示します。
- また、国は、市町村自殺対策計画策定の手引等において、地域づくりに関して全国的に共通して実施すべきナショナル・ミニマムの取組みとして５つの「基本施策」を示すとともに、地域の実情に応じて「重点施策」を定めることとしています。
- 本市においては、調査・分析等により、高齢者、生活困窮者、こども・若者への対策が特に重要である、との結果が明らかとなっています。それぞれの対象者への取組みを３つの重点施策として整理しながら、５つの基本施策を含め、本市の生きる支援関連施策を推進する計画とします。図５－１に施策体系図を示します。
- 各事務事業は、主に、事業主管課が対応しますが、状況によって関係各課や各関係団体と連携して柔軟に、総合的に施策対応します。

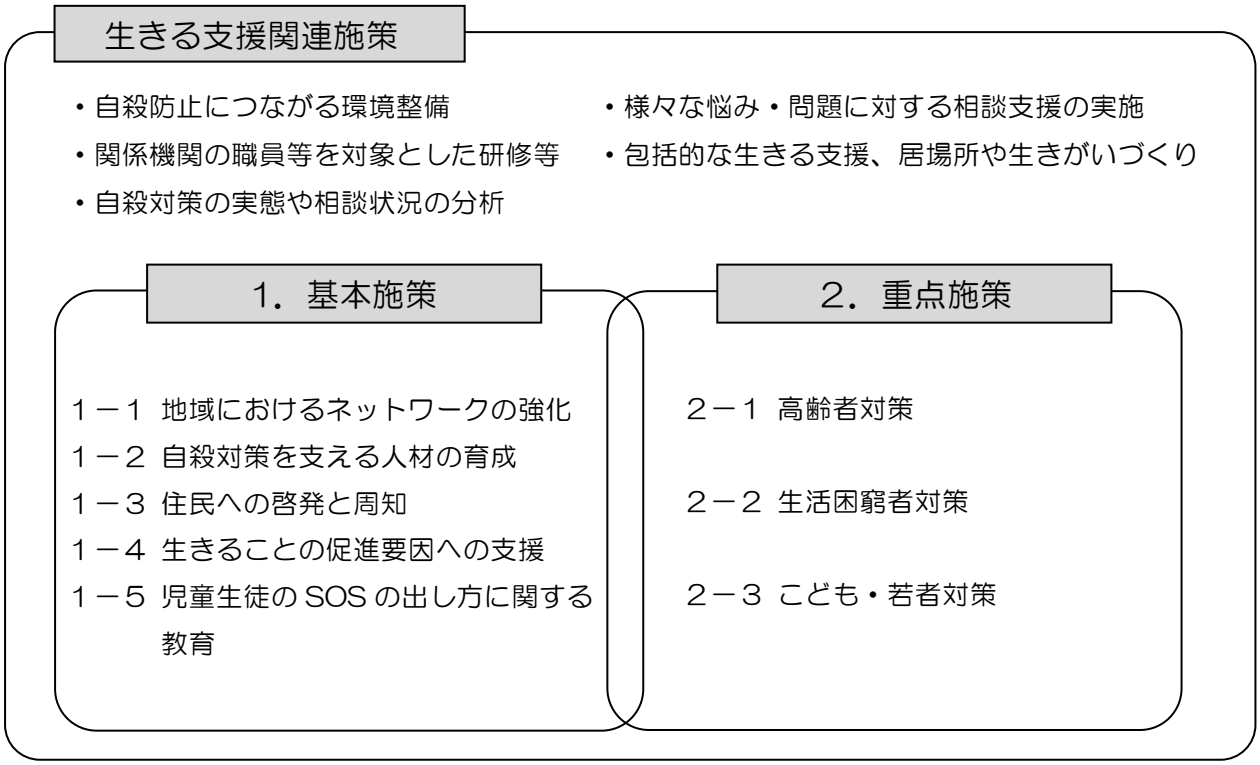

図５－１　施策体系図

表５－１　生きる支援関連施策

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課
自殺防止につながる環境整備			
1	地域防犯活動支援事業	地域の連帯が高まり、こどもが犯罪に巻き込まれることを防ぎます。	生活あんしん課
2	防犯灯設置事業	防犯灯の設置により、自殺しにくい環境を整えます。	生活あんしん課
3	災害対策本部運営等事業	大規模災害時において、市民の生命・身体・財産の安全を確保し、災害関連による自殺を防ぎます。	危機管理課
4	公園維持管理事業	地域の憩いの場となるよう、公園の環境を整えます。	みどり公園課
5	鉄道輸送円滑化促進事業	鉄道事業者に対し、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、自殺を防ぐ駅施設の改善等に関する要望を検討していきます。	街づくり総務課
6	自殺対策事業	自殺対策庁内連絡会の開催により、庁内の関係課等の密接な連携と協力を図り、自殺対策を推進します。	障がい福祉課
		大和市医師会と協力して、内科等の身体科のある医療機関が精神科のある医療機関と連携が図れるよう、情報提供を行っていきます。	障がい福祉課
		県厚木保健福祉事務所大和センター、県精神保健福祉センターと連携して、情報収集や人材の育成、住民への啓発活動を行います。	障がい福祉課
		自殺対策に関連する各民間団体と協力・連携ができるよう、情報収集・関係づくりを行っていきます。	障がい福祉課
7	保健医療団体活動支援事業	団体活動を支援することにより、各種保健衛生サービスの質の向上と充実を図ります。	健康づくり推進課
8	休日夜間急患診療所運営事業	休日及び夜間の内科、小児科の軽症患者のために、適切な一次救急医療を提供します。また、自殺未遂者を発見した際は、必要な場合は精神科や相談機関へつなげます。	健康づくり推進課
9	119 番等受信出動指令事務	通報に対し、迅速、確実に応対します。また、正確な情報収集を行い、必要な場合は関係機関へつなげます。	指令課
10	診察事業	自殺未遂者を治療した際は、リスクアセスメントを行い、必要な場合は精神科や相談機関へつなげます。	医事課
11	社会福祉協議会運営支援事業	社会福祉協議会の健全育成を支援し、地域社会の福祉活動の活性化を図ります。	健康福祉総務課
12	民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。	健康福祉総務課
13	いじめ等対策事業	いじめを生み出さない環境づくりを行います。	指導室
様々な悩み・問題に対する相談支援の実施			
1	消費生活相談事業	市民が消費生活を送るうえで事業者との取引や契約に関して相談できる体制を整備し、市民が安心して消費生活を送ることができる環境を整えます。	市民相談課
2	市民相談支援事業	日常生活での様々な悩みや困りごとの相談に応じるとともに、専門的な立場からのアドバイスを行い、市民が安心して生活を送ることができる環境を整えます。	市民相談課
3	保健衛生普及事業	被保険者の健康に対する意識の向上を図ります。	保険年金課
4	後期高齢者健康診査事業	後期高齢者の健康の保持増進を図ります。	保険年金課
5	勤労者生活資金支援事業	市内在住勤労者の福祉増進と生活の安定を図ります。	産業活性課
6	勤労者サービスセンター支援事業	中小企業で働く勤労者の福利厚生の向上と生活の安定を図ります。	産業活性課
7	戦争被害者団体支援事業	戦争被害者の福祉増進と会員相互の親睦を図る活動を支援します。また、戦没者等の遺族に弔慰金等を支給します。	健康福祉総務課
8	女性の健康診査事業	女性の健康づくりと女性特有の疾患の早期発見のため、健康診査、保健・栄養指導を行います。	健康づくり推進課

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課
様々な悩み・問題に対する相談支援の実施			
9	健康診査事業	がんや生活習慣病の早期発見につながる機会を確保するため、各種がん検診や特定健康診査を実施します。	健康づくり推進課
10	特定健康診査事業	メタボリックシンドロームを判定する健康診査を実施します。	健康づくり推進課
11	特定保健指導事業	保健指導により、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍を減らし、生活習慣病を予防します。	健康づくり推進課
12	がん患者等支援事業	がん患者等への治療費等の助成を行うことによって、治療環境を整えるとともに、生活の質の維持・向上を図ります。	健康づくり推進課
13	親子 de 健康診査事業	健康診査を受ける機会がない母親・父親に対し受診機会をを提供し、健康の保持増進を図ります。	健康づくり推進課
14	健康相談・教育事業	健康等に関する不安の解消等のため 24 時間健康相談を委託により実施します。また、市民の健康の維持増進を図るため保健師等による相談・教育・訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
15	健康診査事業	要精密検査者やがん患者への相談、情報提供を行っていきます。	健康づくり推進課
16	妊婦健康診査事業	定期的に受診を勧め、母子の適切な健康管理を行います。	すくすく子育て課
17	４ヶ月児健康診査事業	乳児の疾病の早期発見や発育・発達、養育環境を確認し、保健指導を行います。	すくすく子育て課
18	８ヶ月児健康診査事業	疾病並びに心身の発育発達の状況について診察し、必要な支援を行います。	すくすく子育て課
19	１歳 6 ヶ月児健康診査事業	疾病や発達面等で支援の必要な幼児を早期に発見し、健康保持に向けた保健指導を行います。	すくすく子育て課
20	３歳 6 ヶ月児健康診査事業	３歳６か月児の発育や発達等を確認し、支援が必要な幼児の早期発見・早期対応を行い、保護者の育児不安を解消します。	すくすく子育て課
21	不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦の経済的負担や心的負担を軽減します。	すくすく子育て課
22	不育症治療費助成事業	不育症に悩む夫婦の経済的負担や心的負担を軽減します。	すくすく子育て課
23	家庭児童相談事業	家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。また、児童虐待通報を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起をします。	すくすく子育て課
24	養育支援訪問事業	出産後間もない時期の家庭へ臨床心理士などを派遣し、育児に関する専門的な援助を行います。また、育児に問題のある家庭にヘルパーを派遣し、安定した児童養育を支援します。	すくすく子育て課
25	児童発達支援事業	障がい児の生活領域の拡大や社会適応を促し、育児や将来への不安、負担を軽減するため、早期療育と継続的な支援を行います。	すくすく子育て課
26	子育て世代包括支援センター事業	妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育て期に切れ目ない相談支援を実施し、安心して妊娠・子育てができる環境をつくります。	すくすく子育て課
27	母子保健相談指導事業	出産や育児に関する情報を提供することで、出産や育児の不安解消を行います。	すくすく子育て課
28	妊産婦・新生児等訪問事業	子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	すくすく子育て課
29	低出生児育児支援事業	低出生児とその保護者の健康管理を行うとともに、情報提供や育児支援を行うことでこどもの健やかな成長を促し、育児不安と負担を軽減します。	すくすく子育て課
30	家庭児童相談事業	家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じるとともに、児童生徒の SOS に気づき対応します。	すくすく子育て課
		家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。また、児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起をします。	すくすく子育て課

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課
様々な悩み・問題に対する相談支援の実施			
31	診察事業	治療を必要とする患者に対し、良質かつ適切な治療を行います。	医事課
32	小学校特別支援教育就学奨励事業	小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者に対し、所得の水準に応じて就学奨励費を支給するとともに、特別支援教育奨励費の普及を図ります。	学校教育課
33	中学校特別支援教育就学奨励事業	中学校の特別支援学級へ就学する生徒の保護者に対し、所得の水準に応じて就学奨励費を支給するとともに、特別支援教育奨励費の普及を図ります。	学校教育課
34	ことばの教室運営事業	ことばと聞こえの障がいを改善するため、その児童の症状に合わせた指導を行い、会話などを通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。	指導室
35	就学相談事業	保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、最も適正な教育のあり方と就学先について、処遇委員会の意見を踏まえ、助言します。	指導室
36	いじめ等対策事業	いじめによる自殺が発生した場合は、当事者や家族、小中学校へ訪問を行うなど、調査や事後対応にあたります。	指導室
37	自殺対策事業	こころの体温計を周知し、自己のメンタルヘルスの状態を知ることで予防行動をとるよう支援します。	障がい福祉課
		精神疾患がある方とその家族に対し、こころの健康講座を行い、疾患の理解の普及、相談機関の情報提供を行います。	障がい福祉課
38	障がい者相談支援事業	地域活動支援センターを社会福祉法人に委託し、精神障がい者の居場所、相談先、交流場所を提供します。	障がい福祉課
		身近に相談できる場所で、障がい児者の SOS に気づき、SOS を発信できるよう支援します。	障がい福祉課
		身近に相談できる場所で相談支援を行うことにより、障がい児者の社会参加促進や家族の介護負担が軽減されます。	障がい福祉課
39	精神障がい者相談（訪問）普及啓発事業	精神保健相談により、こころの健康について悩みのある方の相談に対応します。	障がい福祉課
		精神障がい者とその家族が、安心して住みなれた地域で生活ができるように、関係機関と連携を取りながら支援します。	障がい福祉課
40	診察事業	がん患者への相談、ピアサポート等支援を行っていきます。	地域連携科
41	子育て支援センター運営事業	子育て家庭の育児不安等の解消を図り、地域での育児を推進します。	こども総務課
42	つどいの広場事業	子育て中の親への子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備します。	こども総務課
43	ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、生活上の問題等様々な相談に対し、関係機関と連携し、相談業務を行います。	こども総務課
44	不登校児童生徒援助事業	自殺が発生した場合は、関係者と連絡し速やかに相談体制をとるとともに PTSD となる児童生徒に対してスクールカウンセラー、青少年相談室の臨床心理士がカウンセリングを実施し、事後対応にあたります。	青少年相談室
		不登校児童生徒が通室する学校外の施設として教育支援教室を開設します。また、不登校生徒支援員・不登校児童支援員を配置し、登校できるが教室で授業を受けることができない児童生徒の SOS に気づき対応します。	青少年相談室
45	青少年相談･街頭補導事業	電話や来室で相談を受け、課題解消に向けた支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーを中心に、青少年の SOS に気づき対応します。	青少年相談室

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課

様々な悩み・問題に対する相談支援の実施

45	青少年相談･街頭補導事業	電話や来室で相談を受け、いじめ問題や不登校等の課題解消に向けた支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーを中心に、家庭環境の改善等の支援を行います。	青少年相談室
46	生活困窮者自立支援事業	主任相談支援員等による就労その他の自立に関する相談支援を行います。また、離職により住宅を失う恐れのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。	生活援護課

関係機関の職員を対象とした研修等

1	勤労者サービスセンター支援事業	中小企業で働く勤労者の福利厚生の向上と生活の安定を図ります。	産業活性課
2	大和商工会議所運営支援事業	大和商工会議所が行う一般事業・相談事業の運営費の一部を補助する等の支援を行い、市内の商工業の振興・発展を図ります。	産業活性課
3	民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。	健康福祉総務課
4	社会福祉協議会運営支援事業	社会福祉協議会の健全育成を支援し、地域社会の福祉活動の活性化を図ります。	健康福祉総務課
5	健康づくり普及啓発事業	健康普及員とともに地区の特徴を活かして、市内全域で健康づくり活動を実施します。	健康づくり推進課
6	介護保険事業者指定・指導等事務	介護保険事業者の集団指導、実地指導を踏まえ、介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び保険給付の適正化を図ります。	介護保険課
7	包括的支援事業	社会福祉法人への委託により、市内９ヶ所に地域包括支援センターを設置し、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施します	高齢福祉課
8	障がい者相談支援事業	身近に相談できる場所で相談支援を行うことにより、障がい児者の社会参加促進や家族の介護負担が軽減されます。	障がい福祉課
9	自殺対策事業	自殺対策に関する相談・支援総合コーディネートチームの設置により、担当職員の相談対応能力の向上を図ります。	障がい福祉課
10	自殺対策事業	職員向けにこころサポーター養成講座を開催します。様々な部署の職員に参加を働きかける等の工夫を行っていきます。	障がい福祉課
		市民、専門職向けにこころサポーター養成講座を開催します。保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職に対し、受講を働きかけていきます。	障がい福祉課
		こころサポーターに対し、継続と相談技術の向上を目指して、フォローアップ研修を行います。	障がい福祉課
		県や自殺危機初期介入スキル研究会等の研修会へ参加することで、こころサポーター養成者を育成します。	障がい福祉課
		こころサポーター養成講座や心の健康に関する講座を実施することで、児童生徒自身が心の不調に気づき、SOS を発信する方法を学ぶことを支援します。	障がい福祉課
11	ファミリーサポートセンター事業	児童の預かりや送迎などの援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関するファミリーサポートの連絡、調整を行います。	すくすく子育て課
12	子育て支援センター運営事業	子育て家庭の育児不安等の解消を図り、地域での育児を推進します。	こども総務課
13	つどいの広場事業	子育て中の親への子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備します	こども総務課
14	児童館管理運営事業	地域のこどもたちの居場所を提供し、児童に健全な遊びを通じて、その健康を増進し、情操を豊かにします。	こども･青少年課
15	放課後児童クラブ事業	放課後に留守家庭の児童を預かり、資格を有する支援員等により、異なる学年のこどもたちが一緒になって遊びや物づくりを行うことができる安全な生活の場を提供します。	こども･青少年課
16	青少年指導者育成支援事業	地域で青少年の健全育成を進める３団体を支援し、団体の活性化を図ります。また、青少年サークルの育成や指導者の資質向上のための研修も行います。	こども･青少年課

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課

関係機関の職員を対象とした研修等

17	一般研修事業	新採用職員向けにこころサポーター養成講座を開催します。	人財課
18	人権啓発事業	講演会や研修会へ市民や職員の参加を補助し、人権に配慮する意識の向上を図ります。	国際・男女共同参画課
19	人権教育推進事業	人権教育に係る研修等を実施することにより、教職員の人権意識を高めます。	指導室
20	いじめ等対策事業	いじめ防止を学校指導者や地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムや教職員を対象とした研修会を開催します。	指導室
		いじめ防止を学校指導者・地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムや教職員を対象とした研修会を開催します。	指導室
21	教職員研修実施事業	教職員が各種の教育課題に関する専門知識や技能を習得するための研修会を開催します。	指導室
22	教育に関する調査研究・研修事業	市内の全公立小中学校で、いのちの授業に加え、年１回 SOS の出し方に関する教育を実施できるよう研究します。	指導室
		教育有識者を招き、様々な教育課題及び専門教科に関する研修講座を開催します。	教育研究所

包括的な生きる支援、居場所や生きがいづくり

1	市民活動推進事業	協働事業提案を募集し、推進します。また、市民活動への支援、周知を行い、市民事業の裾野を広げます。	市民活動課
2	市民活動センター管理運営事業	市民活動、協働の拠点として情報の集積、発信を行い、市民活動を行う方、活動を発展させたい方、ボランティア活動をしたい方等を支援します。	市民活動課
3	自治会活動支援事業	市民の積極的なコミュニティ活動への参加を図ります。	生活あんしん課
4	コミュニティセンター管理運営事業	地域住民が管理することにより、地域の特性がより活かされた管理運営及び事業実施が図られ、地域住民の相互の交流を深めます。	生活あんしん課
5	大和商工会議所運営支援事業	大和商工会議所が行う一般事業・相談事業の運営費の一部を補助する等の支援を行い、市内の商工業の振興・発展を図ります。	産業活性課
6	障がい者雇用促進事業	障がい者の雇用の促進と安定、企業の障がい者雇用率の増加を図ります。	産業活性課
7	若年者就労支援事業	キャリアカウンセリングや体験型セミナー研修、また、ハローワークと連携した就職活動支援セミナーや就職面接会を実施し、若年未就労者の社会的・経済的自立を促します。	産業活性課
8	大和市健康ポイント事業	自主的な健康づくりに取り組むためのきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援します	健康づくり推進課
9	歩く健康づくり事業	やまとウォーキンピックや講演会等を開催し、気軽に取り組める歩く健康づくりの推進を図ります。	健康づくり推進課
10	生きがい対応型デイサービス事業	ひまわりサロンを開催し、地域の人との交流を図り、閉じこもりの防止を図ります。また、介護予防に関する普及啓発を行います。	健康づくり推進課
11	健康づくり普及啓発事業	健康普及員とともに地区の特徴を活かして、市内全域で健康づくり活動を実施します。	健康づくり推進課
12	保育事業（市立保育所）	適切な保育の体制を維持することで、安定した保育サービスを提供します。	ほいく課
13	保育所等施設型給付事業	保育所等に対して施設型給付費を適切に給付することで、安定した教育・保育サービスを提供します。	ほいく課
14	児童館管理運営事業	青少年健全育成施設として、地域のこどもたちへ居場所の提供をすることで、放課後のこどもの安心安全を確保します。	こども・青少年課
15	放課後児童クラブ事業	異なる学年のこどもたちが一緒になって遊びや物づくりを行うことができる安全な生活の場を提供します。	こども・青少年課
16	放課後子ども教室管理運営事業	放課後に児童の安全･安心な居場所を設けます。	こども・青少年課

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課

包括的な生きる支援、居場所や生きがいづくり

17	こども食堂支援事業	共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごすこどもたちの孤食を減らし、こどもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育てを支援します。	こども・青少年課
18	特別教室開放事業	生涯学習を目的として活動する団体に対し、市立小・中学校の特別教室等を地域の身近な学習の場として開放し、生涯学習とコミュニティの場を提供します。	図書・学び交流課
19	文化創造拠点シリウス管理運営事業	指定管理者による管理運営により、市民ニーズに合った効率的かつ効果的な文化創造拠点シリウスの運営を行います。	図書・学び交流課
20	生涯学習センター管理運営事業	指定管理者による管理運営により、市民ニーズに合った効率的かつ効果的な生涯学習センターの管理運営を行います。	図書・学び交流課
21	図書館管理運営事業	指定管理者による管理運営により、市民ニーズに合った効率的かつ効果的な図書館の管理運営を行います。	図書・学び交流課
22	健康都市大学事業	全庁の連携により生涯学習の機会を提供し、学びを通した居場所づくり、市民同士の繋がりの創出を図ります。	図書・学び交流課
23	学校施設スポーツ開放事業	身近な場所である学校施設を利用してスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供します。	スポーツ課
24	スポーツセンター施設管理運営事業	大和スポーツセンター体育会館・競技場・プールについて、良好なスポーツ施設環境を提供します。	スポーツ課
25	地域スポーツ推進事業	市民が主体的にスポーツに取り組み、世代を超えた交流が促進されるよう、地域スポーツの推進を図ります。	スポーツ課
26	おひとり様などの終活支援事業	葬儀・納骨の生前契約等を支援することで自身の死後の不安の解消を図ります。	健康福祉総務課
27	民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。	健康福祉総務課
28	高齢者見守り事業	緊急通報システム、声かけ訪問調査の実施により、在宅の高年の方の日常生活における不安を解消します。	高齢福祉課
29	まごころ地域福祉センター運営事業	在宅福祉サービスの拠点として、地域における高齢福祉の増進を図ります。	高齢福祉課
30	敬老祝品等支給事業	高齢の方が生きがいや気持ちの張りを維持し、民生委員児童委員による見守り活動につなげます。	高齢福祉課
31	施設入所等措置事業	在宅生活の維持が困難な高齢の方の日常生活の場を確保します。	高齢福祉課
32	包括的支援事業	社会福祉法人への委託により、市内９ヶ所に地域包括支援センターを設置し、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施します	高齢福祉課
33	地域の相談所・居場所運営事業	地域住民の相談所・居場所づくりだけでなく、地域の自治会・ボランティアの活動拠点となり、高齢の方をはじめとする地域の世代間交流を図ります。	高齢福祉課
34	在宅介護支援センター事業	相談等に的確に対応し、必要なサービスへ繋げることで、高齢の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	高齢福祉課
35	短期入所事業（高齢者）	要介護の高齢の方の処遇を確保することで社会的孤立を解消し、生命の安全を確保します。	高齢福祉課
36	地域支援任意事業（高齢福祉関連）	要介護の高齢の方等及びその介護者に対して、介護負担の軽減を図り、より安心して在宅生活が送れるように支援します。	高齢福祉課

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課
包括的な生きる支援、居場所や生きがいづくり			
37	認知症の施策推進事業	認知症に関する情報を提供し、早期発見・早期治療に繋げます。また、認知症カフェや認知症相談・介護者交流会等により当事者や介護者の不安や介護負担の軽減を図ります。	高齢福祉課
38	一般介護予防事業	セミナーや介護予防サポーター養成講座の開催、地域ボランティアの育成や活動の支援、介護予防ポイント事業、健康遊具体験会の実施等により、介護予防の普及啓発を行います。	高齢福祉課
39	介護予防・生活支援サービス事業（高齢福祉関連）	要介護状態等になる危険性の高い事業対象者等の心身機能等の低下を予防するとともに、住み慣れた地域において、いきいきと自立した生活ができるよう支援します。	高齢福祉課
40	はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業	高齢の方の健康増進を図ります。	高齢福祉課
41	高齢者入浴サービス事業	市内公衆浴場を月３回無料で利用できることにより、65 歳以上の市民の生きがいづくりや、閉じこもりの防止を促進し、衛生状態を保ちます。	高齢福祉課
42	シルバー人材センター支援事業	補助金の交付、事業運転資金の貸付等の支援を実施することで、高齢の方の経験と能力を生かし、生きがいとして就業の機会を提供します。	高齢福祉課
43	老人クラブ育成支援事業	概ね 60 歳以上である老人クラブ会員の社会参加を積極的に進め、健康づくり・生きがいづくりを図ります。	高齢福祉課
44	高齢者生きがい活動推進事業	高齢の方の健全な憩いの場やレクリエーション活動の支援により健康増進や生きがいづくりを図ります。	高齢福祉課
45	高齢者福祉農園事業	高齢の方の健康を維持するとともに、生きがいの増進を図ります。	高齢福祉課
46	大和市民大学事業（高齢福祉課分）	様々な講座を開催し、高齢の方の生きがいと仲間づくりの推進及び健康増進を図ります。	高齢福祉課
47	老人福祉センター運営事業	６０歳以上の市民の閉じこもりの防止及び、趣味やレクリエーション活動などを通じて教養を深め、健康の増進を図ります。	高齢福祉課
48	趣旨普及事業	広報掲載、各種パンフレット作成、説明会等を通じて介護保険制度のＰＲを図り、介護サービスの利用を促進します。	介護保険課
49	要介護認定事業	認定申請があった対象者の心身状況について、訪問調査を行います。その調査結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において要介護度の審査判定を行います。	介護保険課
50	保険給付事業（介護）	介護サービスを利用した際の費用の一部を保険給付することで、介護が必要になっても日常生活を継続できるよう支援します。	介護保険課
51	保険料賦課徴収事業	納税相談等で生活困窮者や自殺に傾く人を発見した際は、適切な支援へつなげます。	介護保険課
52	滞納整理・処分事務	納税相談等で生活困窮者や自殺に傾く人を発見した際は、適切な支援へつなげます。	収納課
53	収納率向上対策事業	納税相談等で生活困窮者や自殺に傾く人を発見した際は、適切な支援へつなげます。	保険年金課
54	ひとり親家庭等医療費助成事業	医療費の助成により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康保持を図ります。	こども総務課
55	ひとり親家庭等家賃助成事業	ひとり親世帯等に対して家賃の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。	こども総務課

No.	事務事業名	生きる支援　実施内容	担当課

包括的な生きる支援、居場所や生きがいづくり

56	児童扶養手当支給事業	経済的支援が必要なひとり親家庭等へ手当を支給することで、経済的な安定を図ります。	こども総務課
57	助産･母子生活支援施設入所事業	経済的に困窮している妊産婦に助産施設に入所する手続きを行います。また、配偶者のいない女子及びそのこどもを母子生活支援施設に入所措置し、自立を支援します。	こども総務課
58	母子家庭等自立対策支援事業	資格取得や教育訓練、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講者に対して給付金を支給し、生活の安定と自立支援を行います。	こども総務課
59	母子寡婦福祉会支援事業	母子家庭相互の情報交換、相互扶助を図ります。	こども総務課
60	生活保護事業	要保護者の困窮の程度に応じて、現物及び金銭を給付します。また、稼働能力のある被保護者に対し、就労支援員による就労支援を行います。	生活援護課
61	配偶者暴力等相談支援事業	配偶者等から暴力を受けた被害者を保護するため、必要な相談、指導・支援等を行います。また、危険性が高く緊急避難を必要とする場合は、県のＤＶ支援センター、女性相談所と連携を図りながら、保護施設に一時保護入所措置をします。	生活援護課
62	あんしん賃貸支援事業	高齢の方、障がい者世帯が安心して入居できる賃貸住宅を取り扱っている不動産店の紹介や住まい探しの相談会を実施します。	街づくり総務課
63	不登校児童生徒援助事業	不登校児童生徒が通室する学校外の施設として教育支援教室を開設します。また、不登校生徒支援員・不登校児童支援員を配置し、登校できるが教室で授業を受けることができない児童生徒への学習支援及び相談・家庭訪問を行います。	青少年相談室
64	奨学金給付事業	経済的理由により、高等学校等への就学希望があるにもかかわらず学資の支弁が困難な家庭の負担を軽減し、生徒の進学を支援します。	学校教育課
65	小学校学用品等就学援助事業	経済的理由により、小学校への就学が困難な家庭の負担を軽減します。	学校教育課
66	中学校学用品等就学援助事業	経済的理由により、中学校への就学が困難な家庭の負担を軽減します。	学校教育課
67	小学校医療費等就学援助事業	治療が必要と判断された疾病に対する医療費を補助します。また、めがねが必要と思われる児童について、検眼料及びめがね購入費を補助します。	保健給食課
68	中学校医療費等就学援助事業	治療が必要と判断された疾病に対する医療費を補助します。また、めがねが必要と思われる生徒について、検眼料及びめがね購入費を補助します。	保健給食課
69	児童発達支援事業	障がい児の生活領域の拡大や社会適応を促し、育児や将来への不安、負担を軽減するため、早期療育と継続的な支援を行います。	すくすく子育て課
70	特別支援教育推進事業	教育上配慮を必要とする児童生徒に対し、教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことにより、特別支援教育の充実を図ります。	指導室

地域の自殺の実態や相談状況の分析

1	自殺対策事業	国や専門機関の調査結果及び地域の実情を把握し、地域の特性に即した効果的な自殺対策が行われるよう、情報分析・情報提供を行います。	障がい福祉課
		自殺対策庁内連絡会等を利用して、関係各所の取組状況を把握し、計画の進行管理を行います。	障がい福祉課

（１）基本施策

１－１　地域におけるネットワークの強化

【ねらい】

- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携して、自殺対策を総合的に推進します。
- 本市においては、協議会や会議の開催のみではなく、地域や自殺対策の現場で具体的な連携を図る機会と場を提供します。また、関係民間企業等が相互に連携する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

【現　状】

- 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図るため、平成 19 年 11 月より、自殺対策庁内連絡会を設置しています。
- 市立病院では、希死念慮のある方に関しては、ほぼ 100%リエゾン看護師が相談を受け、希死念慮の状態を査定し、状態によって転院調整や受診案内をしています。
- 民間団体や関係各機関との連携については個々の課で行っていますが、自殺対策におけるネットワークの強化については、一部が実施には至っていない状況です。
- 市民意識調査の結果から、悩みやストレスを感じた時に、身近な人の次に、かかりつけの医療機関の職員に相談したいと考える方が多いことが伺えました。

【課　題】

- 地域で自殺対策に関する関係団体等との連携をより密に行い、ネットワークの強化を図る必要があります。

【具体的な取組】

① 自殺対策庁内連絡会の開催（障がい福祉課）：自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図るため、自殺対策庁内連絡会を開催します。今後、地域の関係団体等の出席や協議会の設置等を検討していきます。

② 自殺対策の現場における連携強化（指令課、医事課、健康づくり推進課、障がい福祉課）：自殺未遂者や企図者を発見した場合は、医療機関や相談機関などの適切な関係機関へつなげるよう、情報収集、情報提供、現場対応、相談支援等を行い、関係各機関が連携して対応します。

③ 関係機関の連携関係のさらなる強化（障がい福祉課、健康福祉総務課、健康づくり推進課）：県厚木保健福祉事務所大和センターや県精神保健福祉センター、社会福祉協議会や民間団体など、自殺対策について関係各機関が連携して情報収集及び情報提供を行い、人材の育成や住民への啓発に向けての協力関係を強化します。

１－２　自殺対策を支える人材の育成

【ねらい】

- さまざまな悩みや生活上の困難を抱える方に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のため人材育成対策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連領域に携わる方や一般住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図る必要があります。

【現　状】

- 自殺対策に係る関連部署における担当職員の相談対応能力の向上を図ることで、適切な対応を実践するとともに、関連部署が連携して自殺対策に取り組めることを目的として、平成 20 年 12 月より、自殺対策に関する相談・支援総合コーディネートチームを設置し、年２回、支援チーム会議を開催しています。
- 新採用職員及び一般職員向けに、こころサポーター養成講座とフォローアップ研修を開催しています。
- 一般市民や健康普及員、民生委員、ケアマネージャーなどを対象として、同様に、こころサポーター養成講座やフォローアップ研修を開催しています。
- 市立病院では、院内自殺防止についての医療安全研修を、平成 30 年度から開催しています。
- 市民意識調査の結果から、悩みやストレスを感じた時に、家族や友人などの身近な人に相談する割合が高いこと、また、こころサポーター認知度が低いことが分かりました。

【課　題】

- 窓口における各種相談対応において、自殺のリスクを抱えた市民を早期発見、早期介入できるよう、税金や保険料の徴収業務や健診業務に従事する者、生活保護のケースワーカー、学校関係者など、今まで以上に様々な課の職員に、こころサポーター養成講座やフォローアップ研修を受講できるよう働きかける必要があります。
- 市民、保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職従事者に対し、こころサポーター養成講座の受講を勧める必要があります。

【具体的な取組】

① 自殺対策に関する相談・支援総合コーディネートチームの設置、コーディネートチーム会議の開催（障がい福祉課）：自殺対策に係る関連部署における担当職員の相談対応能力の向上を図ることで、適切な対応を実践するとともに、関連部署が連携して自殺対策に取り組んでいきます。出席者については自殺の状況や事業等によって適宜追加していきます。

② 職員向けこころサポーター養成講座の開催（障がい福祉課、人財課）：職員向けにこころサポーター養成講座を開催します。今まで以上に、様々な部署の職員に働きかけることや、受講してから一定期間経過している職員に対しては、再度、受講を働きかける等の工夫を行っていきます。

③　市民、専門職向けこころサポーター養成講座の開催（障がい福祉課）：市民向けにこころサポーター養成講座を開催します。今まで以上に、講座の回数を増やし、保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職に対し、受講を働きかけていきます。

④　こころサポーターへのフォローアップ研修の開催（障がい福祉課）：こころサポーターになった職員、市民、専門職に向けて、こころサポーターの継続と相談技術の向上を目指して、フォローアップ研修を行います。

⑤　こころサポーター養成者の育成（障がい福祉課）：県や自殺危機初期介入スキル研究会等の研修会へ参加することで、こころサポーター養成者を育成します。

⑥　人権意識向上のための研修（国際・男女共同参画課、指導室）：人権意識にかかる講演会や研修等により、市民や教職員を含む職員に人権に配慮する意識の向上を図ります。

⑦　教職員に対する研修（指導室、教育研究所）：いじめ防止を学校指導者や地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムを実施したり、教職員を対象とした研修会を開催したりします。その他、様々な教育課題に対する研修を行います。

１－３　住民への啓発と周知

【ねらい】

- 自殺に追い込まれるという危機は「誰でも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰か援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。
- 地域においては、リーフレットの作成と配布、市民向け講演会の開催、啓発グッズの配布、自殺予防週間等でのイベント開催、日常的な保健福祉活動の中でこころの健康づくりや自殺予防に関する情報提供を積極的に行い、テレビ、ラジオ、地元新聞等のメディアを活用した啓発活動を積極的に推進することで、住民への啓発と周知を図る必要があります。

【現　状】

- 広報やまとや市ホームページ、FM 放送等を活用して、相談先や自殺対策に関する情報の周知を行っています。
- 自殺予防週間（９月 10 日～16 日）や、自殺対策強化月間（３月）において街頭キャンペーンを実施し、リーフレットや啓発グッズの配布等、普及啓発に努めています。
- 自殺予防週間に合わせて自殺対策講演会を実施し、自殺への誤解や偏見を取り除くよう、広く市民に周知を行っています。
- 人権を考える集いや児童生徒への人権教育を実施し、自殺と関連するテーマの際には、自殺問題に対する考えを深めてもらうよう、啓発を行っています。
- 経営者に向けて、職場のメンタルヘルス対策についてのチラシやリーフレット等により情報提供を行っています。
- 市民意識調査の結果から、自殺対策に関する事業の認知度が、すべての事業で４割以下でした。

【課　題】

- 本市の自殺の傾向や対象者に合わせて、周知の方法を検討する必要があります。

【具体的な取組】

① 相談先や自殺対策に関する情報の周知（障がい福祉課）：広報やまとや市ホームページ、FM 放送等を活用して、相談先や自殺対策に関する情報の周知を行っていきます。周知方法については、本市の自殺の傾向や対象者に合わせて、適宜検討していきます。

② 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発（障がい福祉課）：自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、街頭キャンペーンを実施し、リーフレットや啓発グッズの配布等、普及啓発に努めていきます。

③ 自殺対策講演会の実施（障がい福祉課）：自殺予防週間に合わせて講演会等を開催し、市民の自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。本計画の基本施策や重点施策を踏まえてテーマを選定します。

④ 人権問題を考えるイベントや人権意識の普及啓発（国際・男女共同参画課）：人権問題を考えるイベントや人権意識啓発活動において、自殺と関連するテーマの際には、自殺問題に対する考えを深めてもらうよう、啓発を行っていきます。

⑤ 中小企業に対する普及啓発（産業活性課）：中小企業経営者に対し、経営等について適切な指導・助言を行うとともに、自殺対策に対する情報提供を行います。

１－４　生きることの促進要因への支援

【ねらい】

- 自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行うことであり、このような観点から、比較的ハイリスクな者への相談、居場所づくり、自殺未遂者への支援、残された人への支援に関する対策を推進する必要があります。

【現　状】

- 成人式において、メンタルヘルスに関する普及啓発リーフレットを作成し、配布しています。
- 健康状態や最近の日常生活の様子を入力すると、ストレス度や落ち込み度がわかるこころの体温計というウェブサイトの運営を委託して実施しています。
- 「健康づくり推進事業のご案内」、「健康普及員だより」にこころの体温計の案内を掲載し配架、配布しています。
- 自殺のリスクの高い精神疾患がある方やそのご家族に対してこころの健康講座を行い、疾患の理解、医療機関や相談機関等を利用しやすくするよう情報提供を行いました。
- 大和市民自殺防止相談電話の設置により、自殺に傾く方への相談支援を行っています。
- 市立病院において、がん患者の相談支援センターを設置、ピアサポート事業や苦痛スクリーニングの実施、緩和ケア外来の開設など、相談支援を行っています。
- 乳幼児健診や赤ちゃん訪問等を利用して、育児不安を持つ親を把握し、相談を行っています。また、虐待予防のため、家庭児童相談によりこども及びその保護者に合った支援を実施しています。
- 市民一般相談により、日常生活の中で困ったことの相談を市民から受け、必要に応じて専門相談につなげています。
- 市民意識調査の結果から、自殺を考えたことがある方は考えたことがない方と比べ、「生死は最終的に本人の判断に任せるべき」「自殺は本人が選んだことだから仕方がない」「自殺を考えている人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」と考える割合が高いことが伺えました。

【課　題】

- 希死念慮のある方や自殺未遂者への支援、また、自死遺族への支援内容を検討する必要があります。

【具体的な取組】

① メンタルヘルスの向上に関する支援（障がい福祉課、健康づくり推進課）：こころの体温計により、自己のメンタルヘルスの状態を把握できるよう支援します。また、精神保健相談ややまと 24 時間健康相談、訪問指導や健康教育等により、メンタルヘルスに関する普及啓発や相談支援を行っていきます。

② 精神疾患の方とその家族に対する支援（障がい福祉課）：精神疾患がある当事者やその家族が地域で安心して生活を送れるよう、こころの健康講座を開催します。また、ピアサポーター[※12]や家族会への支援、地域活動支援センターにおける居場所づくり、偏見をなくし疾患の理解を深めるよう、普及啓発や相談支援を行っていきます。

③ 大和市民自殺防止相談電話の設置（障がい福祉課）：大和市民自殺防止相談電話の設置により、孤立を防ぎ、適切な相談機関につなぐことで自殺を防ぎます。

④ がん患者への相談支援（地域連携科、健康づくり推進課）：がん患者への相談、ピアサポート[※10]などの支援を行っていきます。

⑤ 妊娠期から就学までの居場所づくりと相談支援（すくすく子育て課、こども総務課、指導室）：妊娠期から就学まで、子育ての孤立化を防ぎ、居場所づくりや各種相談支援、訪問指導を行います。

⑥ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進（障がい福祉課）：労働基準監督署、県厚木保健福祉事務所大和センターが行う研修会の開催や啓発に協力することで、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

⑦ 市民一般相談窓口の設置（市民相談課）：日常生活での様々な悩みや困りごとの相談に応じるとともに、専門的な立場からのアドバイスを行い、市民が安心して生活を送ることができる環境を整えます。

⑧ 自殺未遂者への支援（障がい福祉課、指導室、青少年相談室）：自殺未遂者には再発防止のため、関係各機関が連携を図りながら、支援を行っていきます。

⑨ 自死遺族への支援（障がい福祉課）：身近な人を自殺で亡くした方は自殺のリスクが高まると言われていることから、関係各機関と連携して支援を行います。また、日頃より、自死遺族会と情報共有を行い、連携を深めていきます。

※12 ピアサポート、ピアサポーター：同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取組み。また、その活動をしている人。

１－５　児童生徒の SOS の出し方に関する教育

【ねらい】

- 児童生徒の SOS の出し方に関する教育を展開していくには、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」という目標のもと、学校の教育活動として実施していくことが必要です。

【現　状】

- 新学習指導要領に基づき、市内の全小中学校でいのちの授業を行っています。また、道徳の時間の充実に向け、要請のあった学校に指導主事が訪問して助言を行っています。

【課　題】

- 困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標として、SOS の出し方に関する教育を関係各機関が協力して行っていく必要があります。

【具体的な取組】

① 児童生徒の SOS の出し方に関する教育（指導室、障がい福祉課）：市内の全公立小中学校で、いのちの授業に加え、SOS の出し方に関する教育を実施できるよう研究していきます。

② 児童生徒の SOS の出し方に対する個別教育（すくすく子育て課、青少年相談室、指導室、障がい福祉課）：すでに、いじめや虐待、障がいなどで個別に対応している児童・生徒については、SOS を発信しにくい状況があることから、支援者が SOS に気づき、支援につなげます。また、SOS を発信する方法を獲得できるよう支援します。

表５－１　施策体系（基本施策）

	大項目	中項目	事務事業名	基本施策の実施内容	担当課
基本施策	１－１ 地域におけるネットワークの強化	①自殺対策庁内連絡会の開催	自殺対策事業	自殺対策庁内連絡会の開催により、庁内の関係課等の密接な連携と協力を図り、自殺対策を推進します。	障がい福祉課
		②自殺対策の現場における連携強化	自殺対策事業	大和市医師会と協力して、内科等の身体科のある医療機関が精神科のある医療機関と連携が図れるよう、情報提供を行っていきます。	障がい福祉課
			保健医療団体活動支援事業	団体活動を支援することにより、各種保健衛生サービスの質の向上と充実を図ります。	健康づくり推進課
			休日夜間急患診療所運営事業	休日及び夜間の内科、小児科の軽症患者のために、適切な一次救急医療を提供します。また、自殺未遂者を発見した際は、必要な場合は精神科や相談機関へつなげます。	健康づくり推進課
			119番等受信出動指令事務	通報に対し、迅速、確実に応対します。また、正確な情報収集を行い、必要な場合は関係機関へつなげます。	指令課
			診察事業	自殺未遂者を治療した際は、リスクアセスメントを行い、必要な場合は精神科や相談機関へつなげます。	医事課
		③関係機関の連携関係のさらなる強化	自殺対策事業	県厚木保健福祉事務所大和センター、県精神保健福祉センターと連携して、情報収集や人材の育成、住民への啓発活動を行います。	障がい福祉課
			自殺対策事業	自殺対策に関連する各民間団体と協力・連携ができるよう、情報収集・関係づくりを行っていきます。	障がい福祉課
			保健医療団体活動支援事業	団体活動を支援することにより、各種保健衛生サービスの質の向上と充実を図ります。	健康づくり推進課
			社会福祉協議会運営支援事業	社会福祉協議会の健全育成を支援し、地域社会の福祉活動の活性化を図ります。	健康福祉総務課
			民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。	健康福祉総務課
	１－２ 自殺対策を支える人材の育成	①自殺対策に関する相談・支援総合コーディネートチームの設置、支援チーム会議の開催	自殺対策事業	自殺対策に関する相談・支援総合コーディネートチームの設置により、担当職員の相談対応能力の向上を図ります。	障がい福祉課
		②職員向けこころサポーター養成講座の開催	自殺対策事業	職員向けにこころサポーター養成講座を開催します。様々な部署の職員に参加を働きかける等の工夫を行っていきます。	障がい福祉課
			一般研修事業	新採用職員向けにこころサポーター養成講座を開催します。	人財課
		③ 一般市民、専門職向けこころサポーター養成講座の開催	自殺対策事業	一般市民、専門職向けにこころサポーター養成講座を開催します。保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職に対し、受講を働きかけていきます。	障がい福祉課
		④こころサポーターへのフォローアップ研修の開催	自殺対策事業	こころサポーターに対し、継続と相談技術の向上を目指して、フォローアップ研修を行います。	障がい福祉課
		⑤こころサポーター養成者の育成	自殺対策事業	県や自殺危機初期介入スキル研究会等の研修会へ参加することで、こころサポーター養成者を育成します。	障がい福祉課
		⑥人権意識向上のための研修	人権啓発事業	講演会や研修会へ市民や職員の参加を補助し、人権に配慮する意識の向上を図ります。	国際・男女共同参画課
			人権教育推進事業	人権教育に係る研修等を実施することにより、教職員の人権意識を高めます。	指導室

	大項目	中項目	事務事業名	基本施策の実施内容	担当課
基本施策	1－2 自殺対策を支える人材の育成	⑦教職員に対する研修	いじめ等対策事業	いじめ防止を学校指導者や地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムや教職員を対象とした研修会を開催します。	指導室
			教職員研修実施事業	教職員が各種の教育課題に関する専門知識や技能を習得するための研修会を開催します。	指導室
			教育に関する調査研究・研修事業	教育有識者を招き、様々な教育課題及び専門教科に関する研修講座を開催します。	教育研究所
	1－3 住民への啓発と周知	①相談先や自殺対策に関する情報の周知	自殺対策事業	広報やまとや市ホームページ、FM放送等を活用して、相談先や自殺対策に関する情報の周知を行います。また、周知方法については、大和市の自殺の傾向や対象者に合わせて、適宜、検討していきます。	障がい福祉課
			自殺対策事業	市民にこころサポーター養成講座を開催することで、こころサポーターの認知度を高めます。	障がい福祉課
		②自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発	自殺対策事業	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、街頭キャンペーン等を実施し、普及啓発に努めます。	障がい福祉課
		③自殺対策講演会の実施	自殺対策事業	自殺対策講演会を実施します。	障がい福祉課
		④人権問題を考えるイベントや人権教育における普及啓発	人権啓発事業	市民を対象とした人権講演会等のイベントにおいて、自殺と関連するテーマの際には啓発を行います。	国際・男女共同参画課
		⑤中小企業に対する普及啓発	商工相談事業	中小企業経営者や創業者に対し、経営等について適切な指導・助言を行い、経営の安定や創業を支援します。また、自殺対策に対する情報提供を行います。	産業活性課
	1－4 生きることの促進要因への支援	①メンタルヘルスの向上に関する支援	自殺対策事業	こころの体温計を周知し、自己のメンタルヘルスの状態を知ることで予防行動をとるよう支援します。	障がい福祉課
			健康相談・教育事業	健康等に関する不安の解消等のため24時間健康相談を委託により実施します。また、市民の健康の維持増進を図るため保健師等による相談・教育・訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
		②精神疾患がある方とその家族に対する支援	自殺対策事業	精神疾患がある方とその家族に対し、こころの健康講座を行い、疾患の理解の普及、相談機関の情報提供を行います。	障がい福祉課
			障がい者相談支援事業	地域活動支援センターを社会福祉法人に委託し、精神障がい者の居場所、相談先、交流場所を提供します。	障がい福祉課
			精神障がい者相談（訪問）普及啓発事業	精神保健相談により、こころの健康について悩みのある方の相談に対応します。	障がい福祉課
			精神障がい者相談（訪問）普及啓発事業	精神障がい者とその家族が、安心して住みなれた地域で生活ができるように、関係機関と連携を取りながら支援します。	障がい福祉課
		③大和市民自殺防止相談電話の設置	自殺対策事業	大和市民自殺防止相談電話の設置により、孤立を防ぎ、適切な相談機関につなぐことで、自殺を防ぎます。	障がい福祉課
		④がん患者への相談支援	診察事業	がん患者への相談、ピアサポート等支援を行っていきます。	地域連携科
			健康診査事業	要精密検査者やがん患者への相談、情報提供を行っていきます。	健康づくり推進課
		⑤妊娠期から就学までの居場所づくりと相談支援	子育て支援センター運営事業	子育て家庭の育児不安等の解消を図り、地域での育児を推進します。	こども総務課
			つどいの広場事業	子育て中の親への子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備します。	こども総務課
			家庭児童相談事業	家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。また、児童虐待通報を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起をします。	すくすく子育て課

	大項目	中項目	事務事業名	基本施策の実施内容	担当課
基本施策	1－4 生きることの促進要因への支援	⑤妊娠期から就学までの居場所づくりと相談支援	養育支援訪問事業	出産後間もない時期の家庭へ臨床心理士などを派遣し、育児に関する専門的な援助を行います。また、育児に問題のある家庭にヘルパーを派遣し、安定した児童養育を支援します。	すくすく子育て課
			児童発達支援事業	障がい児の生活領域の拡大や社会適応を促し、育児や将来への不安、負担を軽減するため、早期療育と継続的な支援を行います。	すくすく子育て課
			子育て世代包括支援センター事業	妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育て期に切れ目ない相談支援を実施し、安心して妊娠・子育てができる環境をつくります。	すくすく子育て課
			母子保健相談指導事業	出産や育児に関する情報を提供することで、出産や育児の不安解消を行います。	すくすく子育て課
			妊産婦・新生児等訪問事業	子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	すくすく子育て課
			低出生児育児支援事業	低出生児とその保護者の健康管理を行うとともに、情報提供や育児支援を行うことで子どもの健やかな成長を促し、育児不安と負担を軽減します。	すくすく子育て課
			就学相談事業	保護者からの相談を受け、関係機関と連携を図りながら、最も適正な教育のあり方と就学先について、処遇委員会の意見を踏まえ、助言します。	指導室
		⑥職場におけるメンタルヘルス対策の推進	自殺対策事業	労働基準監督署、県保健福祉事務所が行う研修会の開催や啓発に協力することで、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。	障がい福祉課
		⑦市民一般相談窓口の設置	市民相談支援事業	日常生活での様々な悩みや困りごとの相談に応じるとともに、専門的な立場からのアドバイスを行い、市民が安心して生活を送ることができる環境を整えます。	市民相談課
		⑧自殺未遂者への支援	自殺対策事業	医療機関からの連絡を受け、関係各機関と連携し、自殺未遂者への支援を行っていきます。	障がい福祉課
			いじめ等対策事業	いじめによる自殺が発生した場合は、当事者や家族、小中学校へ訪問を行うなど、調査や事後対応にあたります。	指導室
			不登校児童生徒援助事業	自殺が発生した場合は、関係者と連絡し速やかに相談体制をとるとともにPTSDとなる児童生徒に対してスクールカウンセラー、青少年相談室の臨床心理士がカウンセリングを実施し、事後対応にあたります。	青少年相談室
		⑨自死遺族への支援	自殺対策事業	自死遺族の会と連携し、情報の共有や連携を行っていきます。	障がい福祉課
	1－5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	①児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	教育に関する調査研究・研修事業	市内の全公立小中学校で、いのちの授業に加え、年１回SOSの出し方に関する教育を実施できるよう研究します。	指導室
			いじめ等対策事業	いじめを生み出さない環境づくりを行います。	指導室
			自殺対策事業	こころサポーター養成講座や心の健康に関する講座を実施することで、児童生徒自身が心の不調に気づき、SOSを発信する方法を学ぶことを支援します。	障がい福祉課
		②児童生徒のSOSの出し方に対する個別教育	不登校児童生徒援助事業	不登校児童生徒が通室する学校外の施設として教育支援教室を開設します。また、不登校生徒支援員・不登校児童支援員を配置し、登校できるが教室で授業を受けることができない児童生徒のSOSに気づき対応します。	青少年相談室
			青少年相談･街頭補導事業	電話や来室で相談を受け、課題解消に向けた支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーを中心に、青少年のSOSに気づき対応します。	青少年相談室
			家庭児童相談事業	家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じるとともに、児童生徒のSOSに気づき対応します。	すくすく子育て課
			障がい者相談支援事業	身近に相談できる場所で、障がい児者のSOSに気づき、SOSを発信できるよう支援します。	障がい福祉課

（２）重点施策

２－１　高齢者対策

【ねらい】

- 高齢の方の自殺を防ぐためには、本人を対象にした取組みのみならず、支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、生きることの包括的支援の啓発と実践を共に強化していく必要があります。

【現　状】

- ひとり暮らしの高齢の方のお宅や市内老人施設等を訪問し、閉じこもりの防止など地域交流の活動を行っています。
- 市内９ヶ所の地域包括支援センターにおいて、電話や来所、訪問による相談等を実施し、高齢の方の生活を支援しています。
- 介護予防講座や高齢者生きがい対応デイサービスの実施により、要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援しています。
- 高齢の方の健康や食生活に関して、保健師や管理栄養士による健康講座や家庭訪問、電話等により相談に応じています。
- 市民意識調査の結果から、80 歳以上の人は、悩みや問題は自分ひとりで解決すべきであると考える方の割合が多いことが伺えました。

【課　題】

- 地域における要介護者、高齢の方を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も、自殺対策として行っていく必要があります。
- 社会参加や孤立の防止など、生きることの包括的な支援の啓発と実践を共に強化していく必要があります。

【具体的な取組】

① 地域の見守り、相談場所や居場所の提供（高齢福祉課、健康福祉総務課）：ひとり暮らしや市内老人施設等を訪問し、閉じこもりの防止など地域交流の活動を行っていきます。また、地域の相談場所や居場所づくりを提供し、不安の軽減を図ります。一方で、在宅生活が困難な方へ、一時的に生活の場を確保します。

② 要介護者に対する支援（介護保険課、高齢福祉課）：介護に関する様々な相談を受けたり情報提供を行うことで、要介護者や介護する家族の不安や負担を軽減したり、生活の支援を行っていきます。

③ 認知症に対する支援（高齢福祉課）：認知症に関する様々な相談を受けることや、介護等の情報提供、当事者や家族の交流会により、認知症の方とその家族を支援します。

④ 介護予防に対する支援（高齢福祉課、健康づくり推進課）：介護予防に関する講座等により、できるだけ長く介護を受けずに暮らしていけるよう支援します。

⑤ 健康不安に対する支援、健康増進（高齢福祉課、健康づくり推進課）：高齢の方への健康不安に対して、保健師や管理栄養士による健康講座や家庭訪問、電話等により相談に応じていきます。また、健康教育や訪問指導、はり・きゅう・マッサージの治療費の助成などにより、健康の増進を図っていきます。

⑥　高齢者の生きがいづくり、社会参加支援（高齢福祉課）：趣味の充実や仲間づくりにつながる講座等の開催や、シルバー人材センターでの就業や老人クラブの育成など、高齢の方の生きがいづくりや社会参加を推進します。

表５－２　施策体系（重点施策―高齢者対策）

	大項目	中項目	事務事業名	重点施策の実施内容	担当課
重点施策	２－１高齢者対策	①地域の見守り、相談場所や居場所の提供	おひとり様などの終活支援事業	葬儀・納骨の生前契約等を支援することで自身の死後の不安の解消を図ります。	健康福祉総務課
			民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の資質の向上を目的に研修会や情報交換会を行います。	健康福祉総務課
			高齢者見守り事業	緊急通報システム、声かけ訪問調査の実施により、在宅の高年の方の日常生活における不安を解消します。	高齢福祉課
			まごころ地域福祉センター運営事業	在宅福祉サービスの拠点として、地域における高齢福祉の増進を図ります。	高齢福祉課
			敬老祝品等支給事業	高齢の方が生きがいや気持ちの張りを維持し、民生委員児童委員による見守り活動につなげます。	高齢福祉課
			施設入所等措置事業	在宅生活の維持が困難な高齢の方の日常生活の場を確保します。	高齢福祉課
			包括的支援事業	社会福祉法人への委託により、市内９ヶ所に地域包括支援センターを設置し、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施します	高齢福祉課
			地域の相談所・居場所運営事業	地域住民の相談所・居場所づくりだけでなく、地域の自治会・ボランティアの活動拠点となり、高齢の方をはじめとする地域の世代間交流を図ります。	高齢福祉課
			在宅介護支援センター事業	相談等に的確に対応し、必要なサービスへ繋げることで、高齢の方が安心して住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	高齢福祉課
			短期入所事業（高齢者）	要介護の高齢の方の処遇を確保することで社会的孤立を解消し、生命の安全を確保します。	高齢福祉課
		②要介護者に対する支援	趣旨普及事業	広報掲載、各種パンフレット作成、説明会等を通じて介護保険制度のＰＲを図り、介護サービスの利用を促進します。	介護保険課
			要介護認定事業	認定申請があった対象者の心身状況について、訪問調査を行います。その調査結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会において要介護度の審査判定を行います。	介護保険課
			保険給付事業（介護）	介護サービスを利用した際の費用の一部を保険給付することで、介護が必要になっても日常生活を継続できるよう支援します。	介護保険課
			地域支援任意事業（高齢福祉関連）	要介護の高齢の方等及びその介護者に対して、介護負担の軽減を図り、より安心して在宅生活が送れるように支援します。	高齢福祉課
		③認知症に対する支援	認知症の施策推進事業	認知症に関する情報を提供し、早期発見・早期治療に繋げます。また、認知症カフェや認知症相談・介護者交流会等により当事者や介護者の不安や介護負担の軽減を図ります。	高齢福祉課

	大項目	中項目	事務事業名	重点施策の実施内容	担当課
重点施策		④介護予防に対する支援	生きがい対応型デイサービス事業	ひまわりサロンを開催し、地域の人との交流を図り、閉じこもりの防止を図ります。また、介護予防に関する普及啓発を行います。	健康づくり推進課
			一般介護予防事業	セミナーや介護予防サポーター養成講座の開催、地域ボランティアの育成や活動の支援、介護予防ポイント事業、健康遊具体験会の実施等により、介護予防の普及啓発を行います。	高齢福祉課
			介護予防・生活支援サービス事業（高齢福祉関連）	要介護状態等になる危険性の高い事業対象者等の心身機能等の低下を予防するとともに、住み慣れた地域において、いきいきと自立した生活ができるよう支援します。	高齢福祉課
		⑤健康不安に対する支援、健康増進	健康づくり普及啓発事業	健康普及員とともに地区の特徴を活かして、市内全域で健康づくり活動を実施します。	健康づくり推進課
			健康相談・教育事業	健康等に関する不安の解消等のため24時間健康相談を委託により実施します。また、市民の健康の維持増進を図るため保健師等による相談・教育・訪問指導を実施します。	健康づくり推進課
			はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業	高齢の方の健康増進を図ります。	高齢福祉課
		⑥高齢者の生きがいづくり、社会参加支援	高齢者入浴サービス事業	市内公衆浴場を月３回無料で利用できることにより、65歳以上の市民の生きがいづくりや、閉じこもりの防止を促進し、衛生状態を保ちます。	高齢福祉課
			シルバー人材センター支援事業	補助金の交付、事業運転資金の貸付等の支援を実施することで、高齢の方の経験と能力を生かし、生きがいとして就業の機会を提供します。	高齢福祉課
			老人クラブ育成支援事業	概ね60歳以上である老人クラブ会員の社会参加を積極的に進め、健康づくり・生きがいづくりを図ります。	高齢福祉課
			高齢者生きがい活動推進事業	高齢の方の健全な憩いの場やレクリエーション活動の支援により健康増進や生きがいづくりを図ります。	高齢福祉課
			高齢者福祉農園事業	高齢の方の健康を維持するとともに、生きがいの増進を図ります。	高齢福祉課
			大和市民大学事業（高齢福祉課分）	様々な講座を開催し、高齢の方の生きがいと仲間づくりの推進及び健康増進を図ります。	高齢福祉課
			老人福祉センター運営事業	６０歳以上の市民の閉じこもりの防止及び、趣味やレクリエーション活動などを通じて教養を深め、健康の増進を図ります。	高齢福祉課

２－２　生活困窮者対策

【ねらい】

- 生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神障害、被災避難、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加え、関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い方であると考えられるため、生活困窮者に対して包括的な生きる支援を行う必要があります。
- 生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは高いといわれているため、生活扶助等の経済的な支援のみならず、就労や生活面、人間関係、疾患の治療等、様々な関係者が分野の壁を越えて協力し、包括的な生きる支援を展開することが必要です。

【現　状】

- 生活困窮者自立支援相談窓口により、生活困窮者の支援を強化しています。
- 生活保護受給に関する相談や生活保護受給者への家庭訪問等により、状況を確認し経済的支援を行っています。また、希死念慮がある場合は、保健師と連携しています。
- 債務整理を希望する相談者に対して、弁護士や認定司法書士等に引き継ぎ、問題を解決するための支援を行っています。
- 市民調査の結果から、世帯の家計の感じ方について「まったく余裕がない」と回答した方ほど、悩みやストレスを「いつも感じる」と考え、悩みやストレスの解消に「時間がたつのを待つ」と回答する方が多いことが伺えました。

【課　題】

- 生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し、生きることの包括的な支援を提供する必要があります。
- 支援につながっていない方を早期に発見し、支援へつなぐ取組みが必要です。

【具体的な取組】

① 生活困窮者に対する支援（生活援護課、高齢福祉課、こども総務課、街づくり総務課、収納課、保険年金課）：生活困窮者に対して、仕事や生活についての困りごとの相談を受け付け、支援します。また、市民税等の滞納の整理時や保険料未納等で生活困窮者がいたら、関係各課と連携していきます。

② 生活保護受給に関する相談や生活保護受給者への支援（生活援護課）：生活保護受給に関する相談や生活保護受給者への家庭訪問等により、状況を確認し経済的支援を行っていきます。

③ 多重債務者からの相談（市民相談課）：多重債務などの問題について相談窓口を開設し、専門的な立場から問題の解決を支援します。

④ 配偶者等から暴力を受けた被害者への支援（生活援護課）：配偶者等から暴力を受けた被害者に対し、相談、指導・支援等を行います。また、緊急性が高い場合には、県のＤＶ支援センター、女性相談所と連携を図りながら、保護施設に一時保護入所措置をします。

⑤　障がい者の雇用促進（産業活性課）：障がい者の雇用の促進と安定を図り、経済的に困窮している障がい者の支援を行います。

⑥　住まいの支援（街づくり総務課）：高齢の方、障がい者世帯が安心して入居できる賃貸住宅を取り扱っている不動産店の紹介や住まい探しの相談会を実施します。

表５－３　施策体系（重点施策―生活困窮者対策）

	大項目	中項目	事務事業名	重点施策の実施内容	担当課
重点施策	２－２生活困窮者対策	①生活困窮者に対する支援	生活困窮者自立支援事業	主任相談支援員等による就労その他の自立に関する相談支援を行います。また、離職により住宅を失う恐れのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。	生活援護課
			滞納整理・処分事務	納税相談等で生活困窮者や自殺に傾く人を発見した際は、適切な支援へつなげます。	収納課
			収納率向上対策事業	納税相談等で生活困窮者や自殺に傾く人を発見した際は、適切な支援へつなげます。	保険年金課
			保険料賦課徴収事業	納税相談等で生活困窮者や自殺に傾く人を発見した際は、適切な支援へつなげます。	介護保険課
			施設入所等措置事業	在宅生活の維持が困難な高齢の方の日常生活の場を確保します。	高齢福祉課
			助産･母子生活支援施設入所事業	経済的に困窮している妊産婦に助産施設に入所する手続きを行います。また、配偶者のいない女子及びその子どもを母子生活支援施設に入所措置し、自立を支援します。	こども総務課
			ひとり親家庭等家賃助成事業	ひとり親世帯等に対して家賃の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。	こども総務課
			ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、生活上の問題等様々な相談に対し、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談業務を行います。	こども総務課
			児童扶養手当支給事業	経済的支援が必要なひとり親家庭等へ手当を支給することで、経済的な安定を図ります。	こども総務課
			母子家庭等自立対策支援事業	資格取得や教育訓練、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講者に対して給付金を支給し、生活の安定と自立支援を行います。	こども総務課
			ひとり親家庭等医療費助成事業	医療費の助成により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康保持を図ります。	こども総務課
			母子寡婦福祉会支援事業	母子家庭相互の情報交換、相互扶助を図ります。	こども総務課
		②生活保護受給に関する相談や生活保護受給者への支援	生活保護事業	要保護者の困窮の程度に応じて、現物及び金銭を給付します。また、稼働能力のある被保護者に対し、就労支援員による就労支援を行います。	生活援護課
		③多重債務者への支援	市民相談支援事業	日常生活での様々な悩みや困りごとの相談に応じるとともに、専門的な立場からのアドバイスを行い、市民が安心して生活を送ることができる環境を整えます。	市民相談課

	大項目	中項目	事務事業名	重点施策の実施内容	担当課
重点施策	２－２生活困窮者対策	④配偶者等から暴力を受けた被害者への支援	配偶者暴力等相談支援事業	配偶者等から暴力を受けた被害者を保護するため、必要な相談、指導・支援等を行います。また、危険性が高く緊急避難を必要とする場合は、県のＤＶ支援センター、女性相談所と連携を図りながら、保護施設に一時保護入所措置をします。	生活援護課
		⑤障がい者の雇用促進	障がい者雇用促進事業	障がい者の雇用の促進と安定、企業の障がい者雇用率の増加を図ります。	産業活性課
		⑥住まいの支援	あんしん賃貸支援事業	高齢の方、障がい者世帯が安心して入居できる賃貸住宅を取り扱っている不動産店の紹介や住まい探しの相談会を実施します。	街づくり総務課

２－３　こども・若者対策

【ねらい】

- こども・若者対策として、児童生徒、学生、10 歳代から 30 歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。
- また、こどもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

【現　状】

- いじめ問題について、いじめ対策連絡協議会やいじめ問題対策調査会をそれぞれ年２回開催し、組織としていじめの認知と早期発見・早期解決等を図っています。
- いじめ暴力行為等防止ポスターコンクールを開催し、いじめ問題に対する普及啓発活動を行っています。また、STOPit（スマートフォン用の匿名報告・相談アプリケーション）を用いて、相談を実施しています。
- 青少年相談室では、特別相談員・スクールソーシャルワーカー・心理カウンセラー・小学校派遣相談員を配置し、青少年やその保護者から学校生活、いじめ、不登校、非行等に関する各種相談を行っています。また、不登校児童生徒が通う学校外施設、通称「まほろば教室」では、学習支援やカウンセリング等を行っています。
- 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に対する自立支援と相談を実施しています。
- 市民意識調査の結果から、若い世代では、悩みやストレスを感じた時に、友達や恋人など、家族以外の身近な人に相談する割合が高く、相談先としては、メールや SNS、インターネットを利用したいと考えている方が多いことが伺えました。

【課　題】

- 経済的困難を抱える家庭等のこどもへの支援が必要です。
- インターネットを活用した若者への働きかけが求められています。
- ひきこもりに対しての支援が必要です。
- 若者自身がピアサポーターになるための取組みが必要です。

【具体的な取組】

① いじめ対策（指導室、青少年相談室）：いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策調査会により、組織としていじめの認知と早期発見・早期対応を図っていきます。また、いじめ防止のための普及啓発活動や、相談を実施していきます。

② 学校生活や不登校、非行等に関する支援（青少年相談室）：青少年やその保護者から、学校生活、不登校、非行等に関する専門職員による相談や学習支援、カウンセリング、ピアサポート派遣などを行っていきます。

③ 若者の就労支援（産業活性課）：就職や仕事について悩みを抱える 40 歳位までの方に対して、就労支援や相談を行っていきます。

④ 経済的困難を抱える保護者、若者への支援（こども総務課、学校教育課、保健給食課）：ひとり親や経済的困難から生活等に支援を必要とする親に対し、医療費や家賃等の一部費用の助成や、相談を実施します。

⑤ こどもの居場所づくり（こども・青少年課）：こども食堂を運営する団体に補助金を交付することで、こどもが安心できる地域の居場所を増やします。

⑥　被虐待児や障がい等のあるこども、若者への支援（すくすく子育て課、指導室、障がい福祉課）：被虐待児がいる家庭や障がい等があるこども、若者に対し、就学・就労を含めた生活に対する相談支援を行います。

表５－４　施策体系（重点施策―こども・若者対策）

	大項目	中項目	事務事業名	重点施策の実施内容	担当課
重点施策	２－３子ども・若者対策	①いじめ対策	いじめ等対策事業	いじめ防止を学校指導者・地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムや教職員を対象とした研修会を開催します。	指導室
			青少年相談･街頭補導事業	電話や来室で相談を受け、いじめ問題や不登校等の課題解消に向けた支援を行います。また、スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーを中心に、家庭環境の改善等の支援を行います。	青少年相談室
		②学校生活や不登校、非行等に関する支援	不登校児童生徒援助事業	不登校児童生徒が通室する学校外の施設として教育支援教室を開設します。また、不登校生徒支援員・不登校児童支援員を配置し、登校できるが教室で授業を受けることができない児童生徒への学習支援及び相談・家庭訪問を行います。	青少年相談室
		③若者の就労支援	若年者就労支援事業	キャリアカウンセリングや体験型セミナー研修、また、ハローワークと連携した就職活動支援セミナーや就職面接会を実施し、若年未就労者の社会的・経済的自立を促します。	産業活性課
		④経済的困難を抱える保護者、若者への支援	ひとり親家庭等家賃助成事業	ひとり親世帯等に対して家賃の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。	こども総務課
			ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、生活上の問題等様々な相談に対し、関係機関と連携し、相談業務を行います。	こども総務課
			児童扶養手当支給事業	経済的支援が必要なひとり親家庭等へ手当を支給することで、経済的な安定を図ります。	こども総務課
			母子家庭等自立対策支援事業	資格取得や教育訓練、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講者に対して給付金を支給し、生活の安定と自立支援を行います。	こども総務課
			ひとり親家庭等医療費助成事業	医療費の助成により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康保持を図ります。	こども総務課
			母子寡婦福祉会支援事業	母子家庭相互の情報交換、相互扶助を図ります。	こども総務課
			奨学金給付事業	経済的理由により、高等学校等への就学希望があるにもかかわらず学資の支弁が困難な家庭の負担を軽減し、生徒の進学を支援します。	学校教育課
			小学校学用品等就学援助事業	経済的理由により、小学校への就学が困難な家庭の負担を軽減します。	学校教育課
			中学校学用品等就学援助事業	経済的理由により、中学校への就学が困難な家庭の負担を軽減します。	学校教育課
			小学校医療費等就学援助事業	治療が必要と判断された疾病に対する医療費を補助します。また、めがねが必要と思われる児童について、検眼料及びめがね購入費を補助します。	保健給食課

	大項目	中項目	事務事業名	重点施策の実施内容	担当課
重点施策	２－３子ども・若者対策	④経済的困難を抱える保護者、若者への支援	中学校医療費等就学援助事業	治療が必要と判断された疾病に対する医療費を補助します。また、めがねが必要と思われる生徒について、検眼料及びめがね購入費を補助します。	保健給食課
		⑤子どもの居場所づくり	こども食堂支援事業	共働き家庭やひとり親家庭等で夜遅くまでひとりで過ごす子どもたちの孤食を減らし、子どもが安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育てを支援します。	こども・青少年課
		⑥被虐待児や障がい等のある子ども、若者への支援	家庭児童相談事業	家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。また、児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起をします。	すくすく子育て課
			児童発達支援事業	障がい児の生活領域の拡大や社会適応を促し、育児や将来への不安、負担を軽減するため、早期療育と継続的な支援を行います。	すくすく子育て課
			特別支援教育推進事業	教育上配慮を必要とする児童生徒に対し、教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行うことにより、特別支援教育の充実を図ります。	指導室
			障がい者相談支援事業	身近に相談できる場所で相談支援を行うことにより、障がい児者の社会参加促進や家族の介護負担が軽減されます。	障がい福祉課

第６章　計画の推進及び管理等

- 本計画に掲載する自殺対策に関連する施策や事業は、各事業担当が推進します。また、情報の共有や施策の進捗状況の確認など、推進・管理を行うための組織として、現行の自殺対策庁内連絡会を拡充します。
- 自殺対策庁内連絡会は、施策の評価指標を担う課とその情報共有、連携を担う課により構成することとし、座長は健康福祉部長が務めます。
- 計画の進行管理に際しては、常に PDCA サイクルを意識し、事業の効果を検証して改善改革に努めるほか、必要に応じて計画の見直し等を行います。
- 計画の進捗状況等については、市長、副市長及び自殺対策庁内連絡会を組織する所管部長に報告することにより、情報の共有等を図り、全庁的な取り組みを推進します。
- なお、施策体系ごとの評価指標は、表６－１のとおりです。

＜推進・管理体制＞

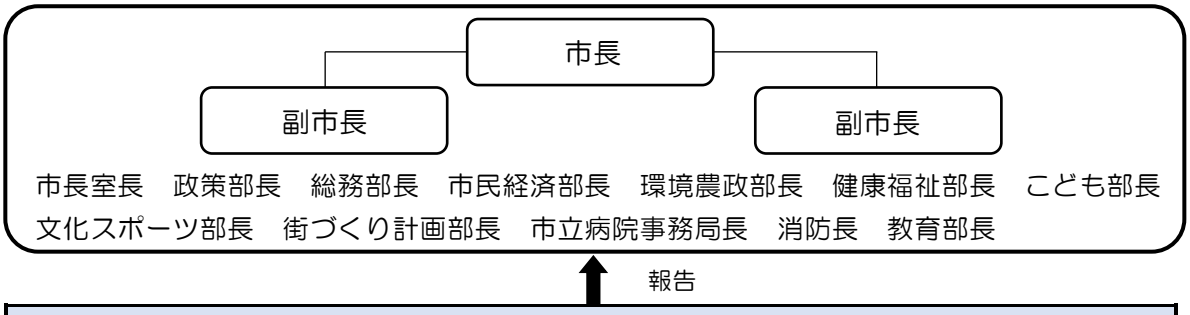

＜自殺対策庁内連絡会＞

1	座長	健康福祉部長		19	委員	こども部	こども総務課長
2	副座長	健康福祉部次長		20	委員		ほいく課長
3	委員	市長室	危機管理課長	21	委員		すくすく子育て課長
4	委員	政策部	総合政策課長	22	委員		こども・青少年課長
5	委員	総務部	人財課長	23	委員	文化スポーツ部	国際・男女共同参画課長
6	委員		収納課長	24	委員		図書・学び交流課長
7	委員	市民経済部	市民活動課長	25	委員		スポーツ課長
8	委員		市民相談課長	26	委員	街づくり計画部	街づくり総務課長
9	委員		保険年金課長	27	委員	市立病院	病院総務課長
10	委員		生活あんしん課長	28	委員		医事課長
11	委員		産業活性課長	29	委員		地域連携科長
12	委員	環境農政部	みどり公園課長	30	委員	消防本部	救急救命課長
13	委員	健康福祉部	健康福祉総務課長	31	委員		指令課長
14	委員		健康づくり推進課長	32	委員	教育部	学校教育課長
15	委員		介護保険課長	33	委員		保健給食課長
16	委員		高齢福祉課長	34	委員		指導室長
17	委員		障がい福祉課長	35	委員		教育研究所長
18	委員		生活援護課長	36	委員		青少年相談室長

表６－１　各施策の評価指標

	大項目	中項目	施策	評価指標	現状値
生きる支援関連	―	.―	市民意識調査の実施 （児童生徒については、意識調査ができるよう検討）	２０２３年度までに１回実施	18 歳以上を対象に１回実施 （２０１８年度（平成 30 年度））
基本施策	１－１	③	包括的で実効的な自殺対策実施のための会議開催数	年間２回以上	― （２０１９年度（平成 31 年度）から新規）
	１－２	②、③	こころサポーター養成講座の受講者数	年間 230 人	年間 193 人 （２０１７年度（平成 29 年度））
	１－２	④	こころサポーターフォローアップ研修の受講者数	年間　60 人	年間 59 人 （２０１７年度（平成 29 年度））
	１－３	①	こころサポーターについて聞いたことがある市民の割合	２０２３年度までに 33%	18.6% （２０１８年度（平成 30 年度））
	１－３	②	自殺予防週間や自殺対策強化月間について聞いたことがある市民の割合	２０２３年度までに 66%	35.7% （２０１８年度（平成 30 年度））
	１－３	③	自殺対策講演会の参加者数	年間 80 人	年間 67 人 （２０１７年度（平成 29 年度））
	１－４	①	こころの体温計のアクセス数	年間 47,000 件	年間 45,763 件 （２０１７年度（平成 29 年度））
	１－４	②	こころの健康講座の受講者数	年間 80 人	年間 74 人 （２０１７年度（平成 29 年度））
重点施策	２－２	①	生活困窮者自立支援事業の支援実施延べ回数	２０２３年度までに年間 2,400 件	年間 2,356 件 （２０１７年度（平成 29 年度））
	２－３	①	STOPit（スマートフォン用の匿名報告・相談アプリケーション）の市立中学校全生徒数に対する登録者率	２０２３年度までに 10%	6.2% （２０１７年度（平成 29 年度））

資料編

１．やまと自殺総合対策計画

やまと自殺総合対策計画

※平成２４年８月の自殺総合対策大綱の一部改正に伴い、平成２５年１０月に改定

大和市　庁内における自殺対策に関連のある取組　一覧

平成27年7月
（ページ）

1　自殺の実態を明らかにする			
(1)	実態解明のための調査及び既存資料の活用推進	障がい福祉課	1
(2)	情報提供体制の充実	障がい福祉課	1
(3)	庁内各部署（相談窓口所管）の実情把握	各主管課	1

2　国民（市民）一人ひとりの気づきと見守りを促す			
(1)	自殺予防の普及啓発	障がい福祉課	1
(2)	児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	指導室 教育研究所	1
(3)	公立中学校へのスクールカウンセラーの派遣	青少年相談室	2
(4)	うつ病に関する普及啓発の実施	障がい福祉課	2
(5)	ハイリスクである精神疾患を持つ市民やその家族に対する普及啓発	障がい福祉課	2
(6)	健康づくりの推進	健康づくり推進課 高齢福祉課 すくすく子育て課	2

3　早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する			
(1)	大和市医師会との協力	障がい福祉課	3
(2)	地域で相談を担う相談員等への普及啓発等の実施	障がい福祉課	3
(3)	市職員等の資質向上	障がい福祉課 人財課 市民相談課 国際・男女共同参画課	3
(4)	自殺対策従事者への心のケアの実施	障がい福祉課	3

4　心の健康づくりを進める			
(1)	心の健康づくりのための普及啓発	障がい福祉課 健康づくり推進課	4
(2)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	障がい福祉課	4
(3)	心の健康相談に関する窓口の充実	障がい福祉課	4
(4)	老人クラブによる友愛訪問	高齢福祉課	4

5　適切な精神科医療を受けられるようにする			
(1)	うつ病等の受診率の向上、スクリーニングの実施	障がい福祉課 各相談窓口主管課	4
(2)	市立病院内における相談・支援窓口の充実	地域医療連携室	4

6	社会的な取組で自殺を防ぐ		
(1)	地域における相談しやすい体制整備の促進	障がい福祉課 各相談窓口主管課	5
(2)	相談・支援コーディネートチームの充実	障がい福祉課	5
(3)	地域における公的機関との連携体制の確立	障がい福祉課 国際・男女共同参画課	5
(4)	民生委員・児童委員等への研修の実施	障がい福祉課	5
(5)	障害福祉関係事業所や関係団体への普及啓発および研修	障がい福祉課	5
(6)	介護支援専門員等への研修	障がい福祉課	5
(7)	大和市医師会との協力	障がい福祉課	6
(8)	多重債務者への専門相談支援窓口の充実	市民相談課	6
(9)	市民を対象とした一般相談、専門相談の充実	市民相談課	6
(10)	経営者への相談支援の充実	産業活性課	6
(11)	高齢者への相談支援の充実	高齢福祉課	6
(12)	青少年の様々な悩みに対する相談の充実	青少年相談室	6
(13)	いじめ問題への対策	指導室 青少年相談室	6
(14)	支援を要する児童生徒へのまほろばフレンドの派遣	青少年相談室	6
(15)	障がい者やその家族の相談窓口の充実	障がい福祉課	6
(16)	配偶者暴力への相談支援充実	生活援護課	7
(17)	女性のための総合相談支援充実	市民相談課	7
(18)	ひとり親家庭への相談支援充実	子ども総務課	7
(19)	家庭児童相談の充実	すくすく子育て課	7
(20)	育児等の相談支援充実	すくすく子育て課	7
(21)	生活保護受給者の相談支援充実	生活援護課	7
(22)	生活困窮者等への相談支援充実	生活援護課	7

7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ		
(1)	救急医療機関に対する普及啓発	障がい福祉課	8
(2)	家族等身近な人の見守りに対する支援	障がい福祉課	8

8	遺された人への支援を充実する		
(1)	自死遺族への支援	障がい福祉課	8
(2)	学校での事後対応の充実	指導室 青少年相談室	8

9	民間団体との連携を強化する		
(1)	民間団体の人材育成に対する支援	障がい福祉課 介護保険課 高齢福祉課	9
(2)	民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	障がい福祉課	9

1　自殺の実態を明らかにする

【国の取組指針】

- 実態解明のための調査の実施
- 情報提供体制の充実
- 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進
- 児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発
- 既存資料の利活用の促進

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	実態解明のための調査および既存資料の活用推進	○消防、警察との連携により情報を収集分析し、今後の自殺対策に活用する。 ○国、県、研究機関及び民間団体が作成した統計資料等を分析し、今後の自殺対策に活用する。		障がい福祉課
(2)	情報提供体制の充実	○自殺対策庁内連絡会、相談・支援総合コーディネートチームへの情報提供 ○こころサポーター登載者への情報提供		障がい福祉課
(3)	庁内各部署（相談窓口所管）の実情把握	○こころの健康相談をはじめとした、庁内各窓口相談等における自殺念慮にかかわる相談件数の把握		各主管課

2　国民（市民）一人ひとりの気づきと見守りを促す

【国の取組指針】

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- うつ病についての普及啓発の促進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	自殺予防の普及啓発	○広報やまとに世界自殺予防デーの周知記事を掲載 ○ホームページや広報誌等を活用した普及啓発 ○自殺対策講演会等の開催 ○FMやまと等マスメディアを活用した普及啓発		障がい福祉課
(2)	児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	○新学習指導要領に基づく、いのちを大切にする心を育む道徳教育の整備、道徳の時間の充実		指導室
		○人権教育の実施（研修会開催）		教育研究所

	取組名	内容	備考	課室等名
(3)	公立中学校へのスクールカウンセラーの派遣	○全公立中学校へ、スクールカウンセラーの派遣 ・臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーが、学校において生徒、保護者、教職員等からの相談にあたり、必要に応じて青少年相談室と連携・協力	県費派遣	青少年相談室
(4)	うつ病に関する普及啓発の実施	○こころの健康講座の継続的な実施 ○FMやまとを活用した普及啓発 ○市役所窓口、イベント等におけるリーフレットの配布		障がい福祉課
(5)	ハイリスクである精神疾患を持つ市民やその家族に対する普及啓発	○自立支援医療等の申請時での情報提供や普及啓発 ○あらゆる機会を生かした相談支援 ○精神障害者家族教室の開催		障がい福祉課
(6)	健康づくりの推進	○健康を増進し発病を予防する対策の推進 ○壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸を図るための保健サービスの提供 ○生活習慣病予防への健康意識の向上と生活習慣改善に向けた情報提供および普及啓発 ○地区組織（健康普及員・食生活改善推進員）の育成支援		健康づくり推進課
		○介護予防の推進 ・介護予防の普及啓発、地域における介護予防の自主活動（介護予防サポーター、大和市オリジナル健康体操の普及） ・介護保険サービス利用により要介護状態の悪化を予防		高齢福祉課
		○乳幼児健診の充実 ・発育・発達のつまづきへの早期支援 ・健診時を利用した育児不安を持つ親の把握と相談支援体制の充実		すくすく子育て課

３　早期対応の中で中心的役割を果たす人材を養成する

【国の取組指針】

- かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- 教職員に対する普及啓発等の実施
- 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
- 介護支援専門員等に対する研修の実施
- 民生委員・児童委員等への研修の実施
- 連携調整を担う人材の養成の充実
- 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 研修資材の開発等
- 自殺対策従事者の心のケアの推進
- 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	大和市医師会との協力	○大和市医師会への自殺対策に関する情報提供		障がい福祉課
(2)	地域で相談を担う相談員等への普及啓発等の実施	○民生委員・児童委員・健康普及員・教職員・介護支援専門員・障がい福祉関係相談員・障がい者関係団体等に対する「こころサポート講座」の計画的な受講推進に対する協力・調整		障がい福祉課
(3)	市職員等の資質向上	○一般職員及び市民相談員、消費生活相談員の各種研修会、講演会への参加 ・市民への対応の中で「気づき」や早期対応に結びつけるための資質向上 ・遺族等に対する配慮の資質向上 ・大和市人権指針と連動した施策の実施		障がい福祉課 人財課 市民相談課 国際・男女共同参画課
(4)	自殺対策従事者への心のケアの実施	○こころサポーター・相談従事者等のバーンアウト防止 ・「こころの健康相談」を担当する職員へのスーパーバイズシステムの充実		障がい福祉課

4　心の健康づくりを進める

【国の取組指針】

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建の推進

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	心の健康づくりのための普及啓発	○こころサポート講座の実施 ○こころの体温計		障がい福祉課
		○保健福祉を推進する関係機関が心の健康づくりも意識した普及啓発を実施		健康づくり推進課
(2)	職場におけるメンタルヘルス対策の推進	○労働基準監督署、保健福祉事務所が行う研修会の開催・啓発に協力 ○庁内研修会の実施（新採用職員研修　H27～）		障がい福祉課
(3)	心の健康相談に関する窓口の充実	○大和市民自殺防止相談電話の設置 ○相談・支援総合コーディネートチームとの連携強化		障がい福祉課
(4)	老人クラブによる友愛訪問	○高齢者相互支援事業の一環として、老人クラブ会員を中心に友愛訪問チームを編成 ○友愛施設訪問チームによる施設入所者との交流活動やボランティア活動		高齢福祉課

5　適切な精神科医療を受けられるようにする

【国の取組指針】

- 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実
- うつ病の受診率の向上
- かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】
- 子どもの心の診療体制の整備の推進
- うつ病スクリーニングの実施
- うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- 慢性疾患患者等に対する支援

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	うつ病等の受診率の向上、スクリーニングの実施	○こころの健康相談（専用電話含む）等においてハイリスク者に対する受診勧奨 ○各相談窓口が相談の内容を問わず、相談者の体調を意識し、相談支援コーディネートチームのネットワークを活用できる体制を構築		障がい福祉課 各相談窓口所管課
		○一般診療医療機関での「うつ病スクリーニング」や精神科医療機関との連携・体制づくりの充実 ○大和市医師会との連絡調整		健康づくり推進課
(2)	市立病院内における相談・支援窓口の充実	○市立病院地域医療連携室における相談支援 ・専門病院への紹介 ・相談支援コーディネートチームリーダーとの連携		地域医療連携室

６　社会的な取組で自殺を防ぐ

【国の取組指針】

- 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
- 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
- 失業者等に対する相談窓口の充実等
- 経営者に対する相談事業の実施等
- 法的問題解決のための情報提供の充実
- 危険な場所、薬品等の規制等
- インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- インターネット上の自殺予告案等への対応等
- 介護者への支援の充実
- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- 生活困窮者への支援の充実
- 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	地域における相談しやすい体制整備の促進	○相談窓口の普及啓発のための事業展開 ○こころサポーターを含めた支援ネットワークの充実 ○相談担当者の意識改革と資質の向上 ○大和市民自殺防止相談電話の設置対応		障がい福祉課 各相談窓口所管課
(2)	相談・支援コーディネートチームの充実	○庁内相談窓口機関にて、自殺に係る相談を受けた際の連携の強化 ○定期的な会議開催による相談機能強化と相談員等の資質向上 ○関連研修への参加によるスキルアップ		障がい福祉課
(3)	地域における公的機関との連携体制の確立	○保健福祉事務所・県精神保健福祉センターとの連携		障がい福祉課
		○大和市人権擁護委員会との連携		国際・男女共同参画課
(4)	民生委員・児童委員等への研修の実施	○保健福祉事務所との連携による「こころサポーター講座」の計画的な受講推進		障がい福祉課
(5)	障がい福祉関係事業所や関係団体への普及啓発および研修	○障害者自立支援センター・各相談支援事業所・地域活動支援センター等の関係事業所への普及啓発と研修 ○精神障害者の当事者会や家族会等に対する普及啓発と情報提供		障がい福祉課
(6)	介護支援専門員等への研修	○保健福祉事務所との連携による「こころサポーター講座」の計画的な受講推進		障がい福祉課

	取組名	内容	備考	課室等名
(7)	大和市医師会との協力	○大和市医師会への自殺対策に関する情報提供		障がい福祉課
(8)	多重債務者への専門相談支援窓口の充実	○法律専門家に引き継ぐ多重債務相談窓口の開設 ・債務整理を希望する相談者を弁護士、認定司法書士等に引き継ぎ、委任・受任にまで繋ぎ救済するための相談 ○多重債務相談窓口の設置 ・認定司法書士による多重債務相談		市民相談課
(9)	市民を対象とした一般相談、専門相談の充実	○市民一般相談窓口の設置 ・日常生活の中で困ったことについての総合相談 ○専門相談窓口の設置 ・弁護士などによる専門相談窓口を開設、様々な問題に専門的な立場から助言の実施		市民相談課
(10)	経営者への相談支援の充実	○うつ病や自殺対策普及啓発に関する情報提供		産業活性課
(11)	高齢者への相談支援の充実	○高齢者の生活の質を確保するとともに、高齢者を社会全体で支える地域づくりを支援するため講習会・交流会等の実施 ○高齢者介護に関する知識の取得等、講習会の実施・普及啓発 ・認知症サポーター、介護予防サポーターの養成 ・認知症に対する知識の普及啓発 ・介護者教室・交流会の実施 ○地域の相談窓口として、地域包括支援センターを市内7か所に設置 ○訪問事業の充実		高齢福祉課
(12)	青少年の様々な悩みに対する相談の充実	○相談事業の充実 ・スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラー等の相談員のほか特別相談員を配置 ・青少年相談室を設置、電話相談・来室相談の実施 ○教育支援教室「まほろば教室」 ・不登校児童生徒のための支援教室設置		青少年相談室
(13)	いじめ問題への対策	○「大和市ストップいじめ宣言」の具現化 ○いじめ防止啓発物品の学校への配布 ○いじめ110番フリーダイヤルの設置　電話相談・来室相談		指導室 青少年相談室
(14)	支援を要する児童生徒へのまほろばフレンドの派遣	○ひきこもり・不登校等の児童生徒の社会適応を援助するため、児童生徒の兄・姉に相当する大学生等（まほろばフレンド）を家庭へ派遣		青少年相談室
(15)	障がい者やその家族の相談窓口の充実	○相談支援事業「なんでもそうだんやまと」の充実 ○関係事業所との連携による相談支援体制の充実		障がい福祉課
(16)	配偶者暴力への相談支援充実	○被害者が必要な支援を受けるための情報提供、DV相談の実施 ○婦人相談員による相談の実施（夫婦や家庭の問題、夫などの暴力）		生活援護課

	取組名	内容	備考	課室等名
(17)	女性のための総合相談支援充実	○女性相談員による女性が抱える様々な問題に関する相談の実施		市民相談課
(18)	ひとり親家庭への相談支援充実	○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に対する自立支援と相談の実施		子ども総務課
(19)	家庭児童相談の充実	○子どもたちに関する様々な相談に家庭相談員、臨床心理士、保育士が応じ、ひとりひとりの子ども及びその保護者に合った支援を実施		すくすく子育て課
(20)	育児等の相談支援充実	○妊娠・子育てにおいて気になること(食事・発育・発達等)について、保健師、管理栄養士による支援を実施		すくすく子育て課
(21)	生活保護受給者の相談支援充実	○定期訪問時の状況確認、相談 ○関係各課への相談の助言		生活援護課
(22)	生活困窮者等への相談支援充実	○窓口での面接・相談 ・生活苦に関する情報から様々な悩みを把握したうえで、必要に応じ、生活保護の開始、または、関係各所との連携		生活援護課

7　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

【国の取組指針】

- 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- 家族等の身近な人の見守りに対する支援

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	救急医療機関に対する普及啓発	○うつ病、自殺対策に関するリーフレットの配布 ○相談・支援コーディネートチームとの連携		障がい福祉課
(2)	家族等身近な人の見守りに対する支援	○大和保健福祉事務所と連携して相談業務、支援体制を整備 ○自立支援医療（精神通院）等の申請時の相談体制（フォロー体制）の充実 ○大和市民自殺防止相談電話の設置対応		障がい福祉課

8　遺された人への支援を充実する

【国の取組指針】

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場での事後対応の促進
- 遺族等のための情報提供の推進等
- 遺児へ支援

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	自死遺族への支援	○自死遺族からの相談に対し保健師が対応 ○県・保健福祉事務所が開催する自助グループ等の紹介 ○遺族のための相談窓口一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの配布		障がい福祉課
(2)	学校での事後対応の充実	○学校や関係者と連携し速やかに相談体制をとるとともに、PTSDなど対象となる児童・生徒に対してスクールカウンセラー、青少年相談室の臨床心理士がカウンセリングを実施		指導室 青少年相談室

９　民間団体との連携を強化する

【国の取組指針】

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の電話相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

【市の取組】

	取組名	内容	備考	課室等名
(1)	民間団体の人材育成に対する支援	○関係機関（障害者相談支援事業所等）に対し、相談機能強化と相談員等の資質向上		障がい福祉課
		○関係機関（居宅介護支援事業所等）に対し、相談機能強化と相談員等の資質向上		介護保険課 高齢福祉課
(2)	民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援	○各関係団体への協力・支援・連携		障がい福祉課

２．大和市自殺対策庁内連絡会設置要領

（目的）

第１条　自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図るため、自殺対策に係る庁内連絡会（以下「本会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

（１）自殺対策（自殺対策に関係するものを含む。以下同じ。）の策定に関すること。

（２）自殺対策に係る情報の共有に関すること。

（３）庁内の関係課等が実施し、若しくは実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。

（４）庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。

（５）その他自殺対策に関し、必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　本会は、原則として健康福祉部長及び福祉事務所長並びに別表に掲げる庁内の課等の所属長（以下「委員」という。）を持って構成する。

（座長の職務及び代理）

第４条　本会に座長を置く。

２　座長は健康福祉部長とする。

３　座長は本会を代表し、会務を総括する。

４　座長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　本会は座長が招集する。

２　委員は代理人を出席させることができる。

３　本会には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

（庶務）

第６条　本会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本会で協議して定める。

附　則

この要領は、平成１９年１１月２２日から施行する。

この要領は、平成２０年７月７日から施行する。

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

別　表（第３条関係）

	所	属
１	政策部	総合政策課
２	総務部	人財課
３	市民経済部	市民相談課
４		産業活性課
５	文化スポーツ部	国際・男女共同参画課
６	大和市立病院	病院総務課
７	教育部	指導室
８		青少年相談室
９	消防本部	救急救命課
１０	こども部	すくすく子育て課
１１	健康福祉部	健康づくり推進課
１２		介護保険課
１３		高齢福祉課
１４		障がい福祉課
１５		生活援護課
１６		健康福祉総務課

こころの健康に関するアンケート調査

【ご協力のお願い】

日頃から、市政に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

我が国では、年間２万人を超える方が自殺で亡くなっており、これは、交通事故で亡くなった方の５～６倍の数となります。大和市では、尊い命を救うため、「やまと自殺総合対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んでまいりました。

この調査は、こころの健康や自殺対策に関する皆様のお考えをお聞きし、その結果を、今年度新たに策定する計画に反映するために実施するものです。策定した計画は、市民の皆様に公表を予定しています。

調査にあたっては、市内にお住まいの１８歳以上の方の中から、無作為で選ばせていただいた方にお願いしております。この調査は、無記名で行われ、回答は統計的に処理しますので、回答した方が特定されたり、他の目的に利用されることはございません。

自殺は、残された方にとっても多大な悲しみが続くものです。大和市では、この悲しみが生じないよう、皆様のご意見をこの計画に取り込み、予防に努めていきたいと考えますので、ぜひこの調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成３０年８月

大 和 市 長　　大　木　　哲

【記入についてのお願い】

〇調査票の記入について

- 調査票の設問をよく読んで、緑色の回答用紙のあてはまる番号に〇をつけてください。
- この調査は、宛名のご本人がお答えください。
- ご本人が回答することが難しい時は、身近な方がご本人のご意見を聞きながら記入してくださいますようお願いいたします。
- 回答することに負担を感じる設問は、未回答で構いませんので、お答えいただける設問だけお答えいただければと思います。

〇調査票の回収について

- 平成30年8月31日（金）までに、**緑色の回答用紙のみ**を返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

〇問い合わせ先

大和市健康福祉部障がい福祉課　自立支援担当
〒242-8601　大和市鶴間1-31-7　大和市保健福祉センター５階
電話　　046-260-5665（月曜日～金曜日 8:30～17:15）
ＦＡＸ　046-262-0999

１・あなたのことについておたずねします

問１　性別（○は１つ）
①男　　②女

問２　年齢（○は１つ）
①２０歳未満　　②２０～２９歳　③３０～３９歳　④４０～４９歳
⑤５０～５９歳　⑥６０～６９歳　⑦７０～７９歳　⑧８０歳以上

問３　あなたの同居のご家族（あてはまるもの全てに○）
①ひとり暮らし　②配偶者　③親　④子　⑤兄弟姉妹　⑥祖父母　⑦孫　⑧その他

問４　あなたを含め、あなたと同居のご家族の人数（○は１つ）
①１人　②２人　③３人　④４人　⑤５人　⑥６人以上

問５　あなたのご職業（主なものに○を１つ）
①自営業　②会社員（正社員）　③会社員（契約社員）④パート・アルバイト
⑤専業主婦・主夫　⑥学生　⑦無職（年金受給者）　⑧無職　⑨その他

問６　あなたの世帯の年間収入（○は１つ）
①収入なし　②２００万円未満　③２００～５００万円未満
④５００～１０００万円未満　　⑤１０００万円以上　　⑥わからない

問７　あなたの世帯の家計について、どのように感じていますか。
①全く余裕がない　　②あまり余裕がない　　③どちらともいえない
④ある程度余裕がある　⑤かなり余裕がある

２・悩みやストレスについておたずねします

問８　あなたはこの１年間くらいで、以下のそれぞれの問題に関して、悩みやストレスを感じることがありましたか。（それぞれに○は１つ）

		全く感じない	たまに感じる	ときどき感じる	いつも感じる
ア	家庭の問題（家族仲が悪いこと、子育て、家族の介護 等）	１	２	３	４
イ	健康の問題（自分の病気や身体の悩み、心の悩み等）	１	２	３	４
ウ	経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮 等）	１	２	３	４
エ	勤務の問題（仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等）	１	２	３	４
オ	男女の問題（失恋、恋愛、結婚をめぐる悩み 等）	１	２	３	４
カ	学校の問題（いじめ、成績、教師との人間関係 等）	１	２	３	４
キ	人間関係の問題（友だちとのけんか、苦手な付き合い 等）	１	２	３	４

問９ あなたが悩みやストレスを解消するために、よく行うことはなんですか。
（○はいくつでも）

①身体を動かす・スポーツをする　②お酒を飲む
③寝る・休養をとる　④買い物をする
⑤おしゃべりをする　⑥テレビや映画を見る・音楽を聴く
⑦ゲームをする　⑧部活動やサークル活動をする
⑨好きなものを食べる　⑩時間がたつのを待つ
⑪インターネットを閲覧したり動画を見たりする
⑫その他

問１０ あなたは悩みやストレスを感じた時に、どう考えますか。（それぞれに○は１つ）

		そう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	そう思う
ア	誰かに助けを求めたり、相談したいと思う	1	2	3	4	5
イ	誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	1	2	3	4	5
ウ	悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	1	2	3	4	5
エ	誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	1	2	3	4	5
オ	悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	1	2	3	4	5

問１１　あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の人々に相談すると思いますか。
（○はいくつでも）

①親や兄弟など、同居している家族　②同居していない家族
③友だち　④恋人
⑤インターネット上の知人　⑥学校の先生や上司
⑦民生委員や自治会など、近所の人
⑧かかりつけの医療機関の職員（医師、看護師、薬剤師など）
⑨公的な相談機関（地域包括支援センター、市役所）の職員など
⑩民間の相談機関（有料のカウンセリングセンターなど）の相談員
⑪同じ悩みを抱える人
⑫弁護士や税理士などの専門家
⑬相談したいができない
⑭相談しようと思わない
⑮その他

問１２　あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の方法を使って悩みを相談したいと思いますか。（○はいくつでも）

①直接会って相談する　②電話で相談する　③手紙で相談する
④メールや LINE などで相談する
⑤Twitter や掲示板などを利用してインターネット上で大勢の人に相談する
⑥インターネットで解決方法を検索する
⑦相談しようと思わない　⑧その他

問１３　家族や友だちがいつもと違った様子でつらそうに見えた時に、あなたはどのような行動をすると思いますか。最も近いものをお選びください。（○は１つ）

①気にならない（しない）　②心配するが、何もできない（しない）
③声をかけて励ます　④何か悩みがあるのか話を聞き、相談にのる
⑤話を聞き、必要があれば専門の相談先を探して紹介する　⑥その他

３・自殺に関するお考えについておたずねします

問１４　あなたは「自殺」についてどのように思いますか。（それぞれに○は１つ）

		そう思わない	どちらかというとそう思わない	どちらともいえない	どちらかというとそう思う	そう思う
ア	生死は最終的に本人の判断に任せるべき	1	2	3	4	5
イ	自殺せずに生きていれば良いことがある	1	2	3	4	5
ウ	自殺行為は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない	1	2	3	4	5
エ	自殺する人は、よほど辛いことがあったのだと思う	1	2	3	4	5
オ	自殺は自分にはあまり関係がない	1	2	3	4	5
カ	自殺は本人の弱さから起こる	1	2	3	4	5
キ	自殺は本人が選んだことだから仕方がない	1	2	3	4	5
ク	自殺を口にする人は、本当に自殺はしない	1	2	3	4	5
ケ	自殺は恥ずかしいことである	1	2	3	4	5
コ	防ぐことができる自殺も多い	1	2	3	4	5
サ	自殺をしようとする人の多くは、何らかのサインを発している	1	2	3	4	5
シ	自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い	1	2	3	4	5
ス	自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている	1	2	3	4	5

問１５　あなたは、これまでの人生のなかで、自殺したいと考えたことがありますか。
（○は１つ）
①ない ⟶ ≪問１９へ≫　　②ある≪問１６へ≫

問１６～１８は、問１５で「②ある」とお答えになった方におたずねします。

問１６　それは、どのようなことが原因ですか。（○はいくつでも）
①家庭の問題（家族仲が悪いこと、子育て、家族の介護 等）
②健康の問題（自分の病気や身体の悩み、心の悩み等）
③経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮 等）
④勤務の問題（仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働 等）
⑤男女関係の問題（失恋、恋愛、結婚を巡る悩み 等）
⑥学校の問題（いじめ、成績、教師との人間関係 等）
⑦人間関係の問題（友だちとのけんか、苦手な付き合い 等）
⑧その他

問１７　そのように考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。（○はいくつでも）
①人に相談して思いとどまった
②家族や大切な人のことが頭に浮かんだ
③解決策が見つかった
④時間の経過とともに忘れさせてくれた
⑤趣味やレジャーをするなど他のことに集中した
⑥その他

問１８　問１７で「①人に相談して思いとどまった」とお答えした方におたずねします。
相談した相手の方は、どなたでしょうか。（○はいくつでも）
①親や兄弟など、同居している家族　　②同居していない家族
③友だち　　④恋人
⑤インターネット上の知人　　⑥学校の先生や上司
⑦民生委員や自治会など、近所の人
⑧かかりつけの医療機関の職員（医師、看護師、薬剤師など）
⑨公的な相談機関（地域包括支援センター、市役所）の職員など
⑩民間の相談機関（有料のカウンセリングセンターなど）の相談員
⑪同じ悩みを抱える人
⑫弁護士や税理士などの専門家
⑬その他

問１９　もし家族や友だちから「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。（○はいくつでも）

①相談に乗らない、もしくは話題を変える
②「頑張って」と励ます
③「とても心配している」と伝える
④「バカなことを考えるな」と叱る
⑤「自殺を考えているのか」とはっきりと尋ねる
⑥耳を傾けてじっくりと話を聞く
⑦医療機関にかかるよう勧める
⑧解決策を一緒に考える
⑨一緒に相談機関を探す
⑩何もしない
⑪その他

問２０　家族や友だちを自殺で亡くした遺族の方について、どのようにお考えになりますか。（○はいくつでも）

①力になれるものなら、相談にのってあげたい
②思いつめないで欲しい（自分を責めないで欲しい）
③専門家に相談した方がよいと思う
④どのように声をかけてよいかわからない
⑤事前に気が付かなかったのかと思う
⑥いつまでも悲しんでいないで、前を向くべきだと思う
⑦その他

問２１　これまでに、家族や友だち、知人など、自ら命を絶たれた方はいますか。（○は１つ）

①いる　②いない　③答えたくない

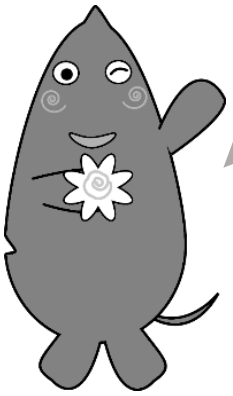

大和市イベントキャラクター
ヤマトン

アンケートを読(よ)んでいて、気分(きぶん)が悪(わる)くなったり、気持(きも)ちがつらくなったりしたときは、無理(むり)に回答(かいとう)しようとせず、下(した)の電話(でんわ)に相談(そうだん)してください。

大和市障がい福祉課精神保健相談電話
☎０４６－２６０－５６６５（平日８：３０～１７：１５）
大和市民自殺防止相談電話
☎０４６－２６０－５６７４（平日８：３０～１７：００）

４・自殺対策・予防についておたずねします

問２２ あなたは、自殺対策に関する以下のことについて知っていますか。
（それぞれに○は１つ）

		知っている	聞いたことはある	知らない
ア	自殺予防週間・自殺対策強化月間	１	２	３
イ	こころサポーター（ゲートキーパー）	１	２	３
ウ	やまと自殺総合対策計画	１	２	３
エ	大和市自殺対策講演会	１	２	３
オ	こころの健康講座	１	２	３
カ	駅や公園に設置されている自殺予防に関する看板	１	２	３
キ	こころの体温計	１	２	３
ク	大和市民自殺防止相談電話	１	２	３
ケ	大和市障がい福祉課の精神保健相談	１	２	３
コ	やまと２４時間健康相談電話	１	２	３
サ	神奈川県精神保健福祉センターこころの電話相談	１	２	３
シ	いのちの電話	１	２	３

問２３ 自殺を減少させるために重要と思われることは何だと思いますか。
（特に重要だと思うものに○を３つまで）

①児童や生徒に対して、ＳＯＳの出し方などの自殺予防に関する学習
②子どもの異変に気づくために、教師や子どもに関わる人に対する研修の充実
③職場でメンタルヘルスに関する理解の推進
④ご近所同士で見守りや支えあいができる地域づくり
⑤自殺未遂者に対する支援の充実
⑥内科や精神科等の医療機関で、様々な相談ができるような体制づくり
⑦自殺対策やこころの健康に関する広報や啓発
⑧誰でも気軽に参加できる居場所づくり
⑨鉄道の駅や高層ビルなどへの安全対策（ホームドアや柵の設置）
⑩趣味やサークル活動など、社会参加による生きがいづくり
⑪インターネットやＳＮＳを活用した自殺対策
⑫失業後の再就職へ向けた支援など、就労相談の充実
⑬多重債務者に向けた相談窓口の紹介など、貧困対策
⑭こころサポーターの養成　⑮その他

問２４ こころの健康や自殺対策などについて、お気づきの点やご意見などがございましたら、自由に記入してください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

ご存知ですか？様々なとりくみ

★自殺予防週間とは？？

9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、**9月10日～16日**は国や地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を推進することとされています。

★自殺対策強化月間とは？？

毎年、自殺者の多い**3月**を強化月間と定め、国が地方公共団体や関係団体等と連携して、重点的に広報啓発活動を行っています。

★こころサポーターとは？？

身近な人を見守り、いつもと違った様子に気づいたら相談機関につなぐ人のことで、どなたでもこころサポーターになれます。

『大和市こころサポーター養成講座』は、11月20日（火）開催予定です。

★やまと自殺総合対策計画とは？？

地域と行政が一体となり自殺対策に取り組むために、平成21年に策定されました。自殺対策基本法の改定に伴い、今年度、新たな計画を策定し、自殺対策を推進します。

★こころの体温計とは？？

気軽にいつでも、どこでも、携帯電話やパソコンからアクセスしてストレスや落ち込み度をチェックできるシステムです。体調が悪いときに体温を測るように、ちょっと疲れていると感じたら、こころの体温を測ってみませんか。

http://www.city.yamato.lg.jp/web/s-fuku/fishbowl.html

★講演会の実施

自殺対策や精神疾患への理解を深めるため、毎年、講演会を実施しています。

『大和市自殺対策講演会』は8月24日（金）に開催します。

『こころの健康講座』は平成31年2月に開催予定です。

★様々な相談電話（悩んだら、相談してください）

- 大和市民自殺防止相談電話　☎046-260-5674（平日8:30～17:00）
- 大和市障がい福祉課精神保健相談　☎046-260-5665（平日8:30～17:15）
- やまと24時間健康相談電話　☎0120-244-810（24時間対応）
- こころの電話相談　☎0120-821-606（平日9:00～21:00）
- いのちの電話　☎0570-783-556（10:00～22:00）